

平成22年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成22年3月16日

開会 10時00分 閉会 17時15分

2 場 所 幕別町役場5階議事堂

3 出 席 者

① 委 員 (17名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春	11 中野敏勝
12 乾 邦廣	13 芳滝 仁	16 大野和政	17杉坂達男	18 助川順一
19 千葉幹雄				

② 委員長 野原恵子

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明	教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘	総 務 部 長 増子一馬	経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志	企 画 室 長 佐藤昌親	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 久保雅昭	教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 田村修一	企 画 室 参 事 長谷 繁	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行	税 務 課 長 姉崎二三男	福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 羽磨知成	こ ども 課 長 森 範康	町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次	商 工 観 光 課 長 八代芳雄	経 済 部 参 事 飛田 栄
土地改良課長 湯佐茂雄	経 済 建 設 課 長 細澤正典	農 業 委 員 会 事 務 局 長 野坂正美
監査委員事務局長 鎌田光洋	住 民 課 長 吉田隆一	会 計 課 長 森 廣幸
保 健 福 祉 課 長 原田雅則		

ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 審査事件 平成22年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 野原 恵子

議事の経過

(平成22年3月16日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(野原恵子) ただ今より、平成22年度、幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。審査に際しましては、一言お願いを申し上げます。

この度、私が予算審査特別委員会、委員長と言う大任を担うことになりました。

なにぶんにも、不慣れではありますが、与えられた職責を全ういたしたいと思っております。

各委員、また理事者並びに説明員におかれましては、本特別委員会の審査の重要性をご理解いただき、本委員会の運営について特段のご協力をお願いいたしたいと思っております。

どうぞ宜しくお願い致します。

それでは、審査の進め方について確認させていただきます。

まず、一般会計の歳出1款議会費より13款予備費まで、一款ごとに審査をしてみたいと思っております。

その後、歳入の審査に入り、それらが終わりましたから、歳入・歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

なお、質疑にあたりましては、一括し、必ずページ番号と目・節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑については、第一発言者の発言が終わったのち、関連と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、会計ごとに審査いたしたいと思っております。

なお、答弁に立たれます説明員の方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第3号、平成22年度幕別町一般会計予算から、議案第13号、平成22年度幕別町水道事業会計予算までの、11議件を一括議題といたします。

最初に、議案第3号、平成22年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎並びに歳出一款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(増子一馬) 始めに、お手元に配布いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成22年度の予算概要についてご説明を申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成22年度、会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など、九つの特別会計と一つの事業会計合わせて11会計からなるものであります。

合計欄にありますように、平成22年度当初予算総額は、206億1,620万2,000円となりまして、平成21年度の当初予算額、合計額と比較いたしますと2.3%の減となっております。

それでは各会計別に、前年度と比較いたしました増減内訳などにつきましてご説明申し上げます。

始めに、一般会計であります、127億1,625万6,000円で、前年度当初予算と比較いたしますと、1.2%の増であります。

詳細につきましては、後ほど2ページ3ページ款別予算額の中で申し上げたいと思っておりますけれども、増額となりました要因といたしましては、新設された子ども手当や、障害者支援費などの扶助費が増えたことが大きなものとなっております。

次に、国民健康保険特別会計は、31億7,394万7,000円で、前年度比0.5%の増となっております。

これは保険給付費、いわゆる医療費の増によるものであります。

次に、老人保健特別会計は、238万6,000円で、前年度比90.7%の大幅な減となっておりますが、これは平成20年度に75歳以上の高齢者などが、後期高齢者医療制度に移行したことにより本年度は医療機関からの請求遅れなどに対応するもので、この会計につきましては平成22年度末で廃止となるものであります。

次の後期高齢者医療特別会計は、2億8,109万9,000円で、前年度比9.0%の増であります。

医療費分である広域連合交付金が増えたことによる増であります。

次に、介護保険特別会計は、16億6,346万7,000円で、前年度比5.7%の増となっております。

主に地域密着型介護サービス給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は、4億6,063万4,000円で、前年度比5.9%の減であります。

これは忠類東部地区道営畑総事業費の減が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は、12億1,080万3,000円で、31.3%の減であります。

主な要因といたしましては、起債の借換えによる公債費の減であります。

次に、公共用地取得特別会計は、1,749万円で、前年度比50.7%の減であります。

次に、個別排水処理特別会計は、1億6,446万6,000円で、7.4%の増であります。

要因といたしましては、排水処理施設整備工事費の増によるものであります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係わる会計でありますけれども、6,718万5,000円で、11.7%の減であります。主に起債償還元金の減によるものであります。

次に、水道事業会計は、8億5,846万9,000円で、前年度比較では15.1%の減であります。

起債の借換えによる公債費の減によるものであります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては、2.4%の減となっておりますが、4条予算である資本的支出につきましては、38.3%の減となっております。

起債の借換えによる公債費の減が主なものであります。

続きまして2ページ、3ページの平成22年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

初めに2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款の町税につきましては、前年度比0.3%の増で計上しております。

税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の表に載っておりますので、ご覧をいただきたいと思いますが、まず、1項の町民税につきましては、依然として厳しい経済状況を反映して個人所得や企業収益の減を見込み、前年度と比較して1.5%の減で計上しております。

2項の固定資産税につきましては、償却資産の増や新築家屋の増などにより1.6%の増で計上しております。

3項の軽自動車税につきましては、エコカー減税の影響などにより、台数の増加を見込みまして、8.5%増で計上しております。

4項の町たばこ税は、本年10月以降の税率改正分を見込みまして、2.0%の増で見込んでおります。

5項の入湯税は、日帰り入浴客の減少を勘案し、2.1%の減、以上合計いたしまして、0.3%の増で計上したところであります。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、2款の地方譲与税につきましては、地方道路譲与税の制度改正もあり若干の減少を見込み、9.6%の減で計上しております。

3款、利子割交付金から10款の地方特例交付金までは、国の制度改正の状況や、過去の交付実績等を勘案のうえ見込んでおります。

11款の地方交付税であります。前年度比4.8%の増で計上しておりますが、まず普通交付税につきましては、地方財政計画や事業費補正などの状況を見込んで推計をし、6.0%の増ということですが、なお、本年平成21年度の普通交付税の交付決定額と比較をいたしますと、0.5%の増で計上しております。

特別交付税につきましては、20.0%の減で計上しております。

13款の分担金及び負担金は、6.8%の増であります、主には道営畑総事業の分担金の増によるものであります。

14款の使用料及び手数料であります、0.1%の減であります。

主な要因は、公営住宅使用料の減によるものであります。

15款の国庫支出金であります、34.7%の増となっております、これは主に新設された子ども手当に係わる国の負担金が増えたことによるものとなっております。

16款の道支出金は15.7%の増となっております。

これは農林業費の学童保育所建設に伴うものですか、教育費の札内福祉センターの改修に係わる道補助金が増えたことによるものとなっております。

17款の財産収入は、1.6%の増であります、これは主に皆伐材売払い収入などの増によるものであります。

次に19款の繰入金ですが、80.4%の減でありまして、減少した主な要因といたしましては、財政調整基金からの繰入金が増になったことによるものであります。

21款の諸収入であります、11.0%の減であります。

畜産担い手育成総合整備事業に係わる受託事業収入の減によるものであります。

22款の町債は22.3%の増となります、これは主に交付税の振替による臨時財政対策債の大幅な増に伴うものであります。

次に歳出であります、3ページをご覧いただきたいと思いますが、歳出の合計欄を見ていただきますと、前年度比較で1.2%の増となっております。

主なものにつきましてご説明をさせていただきますけれども、1款議会費につきましては、前年度費9.0%の減であります。

2款の総務費につきましては、450万4,000円の減、率では0.9%の減となっております。

3款の民生費につきましては、4億5,759万4,000円、率にして22.4%の増であります。

これは本年度から新設されました子ども手当や、障害者支援費の増、更には学童保育所の増築事業などに係る経費が増えたことによるものであります。

4款の衛生費につきましては、3.1%の増であります、主に簡易水道への繰出金の増などによるものであります。

5款の労働費につきましては、66.4%の増であります、主には緊急雇用対策に伴う業務委託料の増によるものであります。

6款の農林業費につきましては、3.4%の減であります、畜産担い手育成総合整備事業の減が主なものであります。

7款の商工費につきましては、1.7%の増であります、住宅新築リフォーム奨励事業の増などが主なものであります。

8款の土木費につきましては、3.3%の減となっております、これは下水道への繰出金や公園建設事業の減などによるものであります。

9款の消防費につきましては、4.1%の増であります、幕別署費に係わる分担金の増が主な要因であります。

10款の教育費につきましては、14.5%の減であります、前年実施の札内中学校大規模改造事業が終了したことによる減が主なものであります。

11款の公債費につきましては、5.4%の減であります。

昨年度実施しました公的資金繰上償還による公債費の減が主なものであります。

12款の職員費につきましては、1.3%の増であります、退職手当組合や、共済組合への共済費の増によるものであります。

次に、4ページをお開きください。

4ページには、ただ今申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

まず、1の人件費につきましては、2.7%の増であります、先ほど申し上げましたけども、共済費の増によるものが主な要因であります。

2の扶助費につきましては37.7%の増となっております、子ども手当や障害者支援費などが主な増の要因であります。

3の公債費につきましては、5.4%の減であります。

繰上償還の効果によりまして元金利子の減によるものであります。

4の物件費については、4.4%の増、青葉保育所の指定管理者への移行による委託料などによるものであります。

5の維持補修費につきましては、3.0%の増。

6の補助費等につきましては、0.6%の増であります、一部事務組合に対する負担金なの増などあります。

7の投資及び出資金につきましては、5.2%の増であります。

これは十勝中部広域水道企業団への出資が増えたことによるものであります。

8貸付金については、3.2%の減、これは主に工業団地取得資金貸付けが減ったことによるものであります。

10の繰出金につきましては、0.5%の増であります、主に簡易水道特別会計などへの繰出金の増によるものであります。

12の投資的経費につきましては、12.6%の減であります、このうち補助事業につきましては、21.6%の減であり、これは札内中学校大規模改造事業等の減によるものが主な要因であります。

また、単独事業につきましては、5.4%の増であります、道路関係単独事業の増が主な要因であります。

その次に積算基礎の5ページ以降についてでありますけども、こちらからは歳入の説明などのほか、それから歳出につきましては、10ページから具体的な予算の積算基準等を示しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

それから17ページから19ページまでにつきましては、主な投資的経費につきまして一覧表にいたしておりますので、ご参照いただければと思います。

個々の事業の説明につきましては、省略をさせていただきます。

それからその後は起債の状況、それから35ページは債務負担行為、そして36ページ以降につきましては各特別会計の状況などを掲載しておりますので、ご参照いただければというふうに思います。

以上で、予算積算基礎の説明を終わります。

それでは続きまして、一般会計の予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

一般会計の予算書の1ページになりますけども、平成22年度における幕別町の一般会計予算に係わる各種の定めが掲載されております。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億1,625万6,000円と定めるものであります。

同条の第2項では歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によることとし、次の2ページから8ページまでそれぞれ定めるものであります。

第2条は債務負担行為について定めるものでありますけども、詳細については後ほど説明をさせていただきます。

第3条は地方債について定めるものであります、これも詳細については後ほど説明をさせていただきます。

その次の第4条では、一時借入金の借入れの最高額を20億円と定めるものであります。

それでは次に9ページをお開きいただきたいと思います。

9ページ第2表、債務負担行為であります。

教育用コンピュータの購入に係わる債務負担行為であります、今年度幕別中学校に導入予定いたしております教育用コンピュータを、北海道市町村備考資金組合を通じて導入するもので、4年を期

間といたしまして元金とその利息の合計額、1,050万円を限度に債務負担を設定させていただくものであります。

次に第3表、地方債であります。

本年度は一番上のつくし学童保育所建設事業から、その次のページ一番下、臨時財政対策債まで合計29事業、11億320万円を限度額としまして地方債をおこすものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法はこの表に記載のとおりであります。

それでは続きまして、歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきたいと思います。

40ページをお開きいただきたいと思います。

それでは1款議会費の説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度予算額7,811万1,000円、本目は1節議員報酬ほか、9節の旅費、11節需用費など、議会運営に係わる各種経費となっております。

以上で1款議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程、お願いを申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、予算積算基礎及びに一款、議会費、あわせて質疑をお受けいたします。

○委員長（野原恵子） 予算積算基礎及びに一款、議会費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2款総務費の審査を行います。

2款総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 2款総務費につきましてご説明申し上げます。

42ページをご覧くださいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5,233万9,000円であります。

4節の共済費、7節賃金は事務補助などの臨時職員、嘱託職員に係わる経費、11節需用費は、法令等追録代、事務用消耗品のほか、庁舎に係わる光熱水費が主なものであります。

次のページになりますが、12節役務費は、郵便料、電話料などであります。

13節委託料は、顧問弁護士委託料、広報配送委託料及び例規管理システム委託料などありますが、細節12役場庁舎宿日直業務委託料は、本年度からの新規の経費であります。役場本庁舎の土曜日、日曜日、あるいは夜5時半以降の当直業務などを委託するものであります。

なお、本年3月31日までは臨時職員を配置し直営で業務を行っているところであります。

14節使用料及び賃賃料は、複写機借上料が主なものとなっております。

次のページになりますが、2目広報広聴費、1,088万4,000円、この目は11節需用費の毎月発行いたします町の広報誌に係わる印刷製本費が主なものであります。

次に、3目財政管理費、46万8,000円、11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものとなっております。

4目会計管理費、123万9,000円、本目は出納室に係わる費用で、11節需用費の決算書の印刷費、印刷製本費、それから次のページになりますが、12節役務費の派出業務取扱手数料が主なものであります。

次に5目一般財産管理費、4,039万4,000円、本目は役場庁舎及び幕別中央会館、札内中央会館などの管理費用であります。

11節需用費は、幕別中央会館及び国際パークゴルフ協会などが入居している共同事務所に係る光熱水費など。

13節委託料は、役場庁舎の清掃などの管理委託料など、15節工事請負費は庁舎高架水槽の内部塗装工事が主なものであります。

17節公有財産購入費は、猿別川からの取水のための管理用道路用地として北海道から購入するもの

であります。

なお、面積は512.37平方メートルであります。

28節繰出金につきましては、公共用地取得特別会計への繰出金であります。

次、6目近隣センター管理費、6,460万3,000円、本目は40カ所の近隣センターと、5カ所のコミセンなどの管理運営に係る費用であります。

47ページになります。

13節委託料は各コミセンの管理業務に係わる委託料など。

それから18節備品購入費では、各近隣センターなどの暖房器具や絨毯などの購入に係わるもの、その次のページになりますけども、19節負担金補助及び交付金につきましては、近隣センター運営委員会に対する運営交付金などが主なものであります。

7目庁用車両管理費、1,294万8,000円、本目は役場本庁舎の集中管理車両14台、それから車両センター管理車両4台、忠類総合支所管理車両6台など合計24台の車両維持管理費用であります。

18節備品購入費につきましては、かなり年数の経った公用車を廃止しまして、新たに省エネタイプの公用車として2台を購入するものであります。

次に8目町営バス運行費、560万3,000円、本目は幕別駒島間の町営バスの運行に係わる費用で、13節委託料の町営バス運行委託料が主なものであります。

9目町有林管理費、1,393万6,000円、本目は町有林の管理費用であります。49ページになります、15節、工事請負費、町有林整備工事は本年度幕別地区で下草刈62.55ヘクタール、除間伐等を21.15ヘクタール、それから忠類地区で下草刈31.21ヘクタール、除間伐等を13.48ヘクタールなどを実施するものであります。

10目町有林造成費、2,631万2,000円あります。

本目は町有林の造成に係わる費用で、15節の町有林皆伐工事は、幕別地区で16.10ヘクタール、町有林造成工事は幕別地区で地拵え17.80ヘクタール及び植栽を17.80ヘクタール、忠類地区では植栽を1.25ヘクタールを実施するものであります。

11目企画費、956万3,000円。

13節委託料は役場庁舎の耐震方法を検討するための基礎的調査を実施するものであります。

19節負担金補助及び交付金は次のページですが、細節5、十勝圏複合事務組合負担員ほか、広域行政に係わるものが主なものであります。

12目支所出張諸費、563万4,000円。

本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、7節賃金の各出張所における臨時職員の賃金のほか、11節需要費、次のページになりますが、12節役務費の電話料など事務的な経費が主なものであります。

13目職員厚生費、988万9,000円。

本目は、職員の福利厚生及び研修に係わるものであります。

9節旅費は、職員の研修に係わる特別旅費であります。自主研修や北海道市町村職員研修センターでの研修、及び民間企業研修などを実施する予定であります。

12節役務費は、職員の間人ドックが194人分及び健康診断手数料は、延べで314人分を計上しております。

次に14目公平委員会費につきましては、5万8,000円ありますが、本目は公平委員会開催に係わる経費であります。

15目交通防災費、7,257万4,000円。

本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策等に係わる費用であります。

1節報酬は、交通安全指導員32名分の報酬が主なものであります。

7節の賃金は、交通安全推進員1名に係わる費用であります。

11節需用費は、細節4、交通安全啓発用消耗品のほか、細節7の防災対策消耗品費及び細節21の防

犯灯の電気料、細説42の防犯灯修繕料が主なものとなっております。

53ページになります。

15節、工事請負費では、防犯灯新設76灯ですが、このうち一部においてLEDを設置する予定であります。

19節負担金補助及び交付金は細節6、生活安全推進協議会への交付金が主なものであります。

次に16目諸費、1,189万円であります。

本目は1節報酬の各種委員会開催に係わる報酬、次のページですが、8節報償費の各種記念品など、それから19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝町村会負担金、細節10、江陵高校運営費補助金、細節11、地方バス路線維持費補助金、細節12、幕別高等学校教育振興会補助金などが主なものであります。

次のページになります。

24節の投資及び出資金は、地域振興公社への出資金10株分であります。

17目基金管理費、202万1,000円、本目は各種基金から生じる利息あるいは寄付金等をそれぞれ基金へ積み立てるものであります。

18目電算管理費、2,763万8,000円、本目は電算管理及び処理業務に係わる経費であります。11節需要費は各種納付書などの印刷製本費及び各種パソコンシステムに係わる修繕などが主なものであります。

13節委託料の主なものにつきましては、次の56ページになりますが、細節10、電算システム運用委託料で、パソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

19目協働のまちづくり支援費、2,931万1,000円、1節公区长報酬や、19節負担金及び補助交付金の公区運営費交付金及び協働のまちづくり支援事業交付金が主なものであります。

20目総合支所費、1,390万6,000円、本目は忠類総合支所に係る運営経費などを計上いたしております。

1節報酬につきましては、地域住民会議委員15名の報酬、次のページになりますが、7節賃金は、5名の臨時職員に係わる賃金であります。

18節備品購入費は、複写機など事務用機器の購入に係わるものであります。

その次のページになります。

次に2項町税費、1目税務総務費、358万5,000円。

1節の固定資産評価審査委員会委員報酬のほか、賦課事務等に係わる臨時職員の賃金、事務用経費及び19節負担金補助及び交付金。

細節4、十勝圏複合事務組合負担金、これは滞納整理機構への負担金。

これらであります。これらが主なものとなっております。

細節11、地方税電子化協議会運用関係費負担金は、新規の経費であります。電子申告の運用維持経費に係わる負担金であります。

次59ページになります。

2目賦課徴収費、3,093万8,000円、本目は賦課徴収に係わる費用であります。

12節役務費、細節19、コンビニ収納手数料につきましては、コンビニに対し、1件60円の手数料を支払うものであります。平成22年度は延べ2万1,500件の利用を見込んでおります。

細節20、インターネット公売利用料につきましては、平成20年度から導入しましたが、本年度の現在までの納入実績は2件で、19万5,449円であります。

13節委託料は、細節9、標準地不動産鑑定委託料は評価替えの前々年に実施する業務であります。これが主なものであります。

その次のページになります。

18節備品購入費は、収納管理システムの更新によるものであります。

次、3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費、1,157万9,000円、本目は戸籍及び住民登録事務に

係わる費用であります。

13節委託料ですが、次のページになりますが、細節8、戸籍電算システム保守点検は電算化された戸籍システムの委託料が主なものであります。

14節使用料及び賃借料は細節20、戸籍総合システム、ブックレスト使用料が主なものでありますが、これも戸籍の電算化に伴うものであります。

18節備品購入費は、住基カードの個人認証のデータを保つための設備機器を更新により導入するものであります。

次に4項選挙費、1目選挙管理委員会費、54万円、本目は平常時の選挙管理委員会開催に係わる費用であります。

次のページになります。

2目参議院議員選挙費、1,334万7,000円、投票立会人などの報酬、また13節、ポスター掲示場の設置経費など参議院議員選挙に係わる各種費用であります。

次のページになります。

なお、選挙費の18節、備品購入費につきましては、投票用紙枚数計算費などの購入費用であります。衆議院議員選挙費については廃目であります。

5項統計調査費、1目統計調査費、1,579万5,000円、本目は各種統計調査に係わる調査員の報酬ほか、事務的経費に係わるものであります。

なお、本年は5年に1回の国勢調査の実施年でありまして、それに伴う経費があるため例年より多い予算額となっております。

次のページです。

6項監査員費、1目監査員費、245万6,000円、1節の監査員報酬のほか、監査業務に係わる経費であります。

以上で総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程をお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○2番（谷口和弥） それでは、質問させていただきます。

54ページ、2款総務費、1項総務管理費の19節、負担金補助及び交付金の中の11番目、地方バス路線維持費補助金について質問させていただきたいと思っております。

昨年9月の一般質問の中で、国道から北側の住宅の拡大ですとか、百年記念ホールやスポーツ施設、そういったものが繋がるバスが無いということ、それから交通弱者の方の移動の手段の確保や高齢者の方の交通予防対策、そんなことを目的にコミバスの再考のことですとか、規定バス路線の変更のことなど質問をさせていただいたところでありました。

そのときの、ご答弁の中では住民の足を確保するための手法については、内部でも十分検討したいということのご回答をご答弁をいただいたところでありました。

昨年度と同じ290万円という額が計上されておりますけれども、その後、内部では議論というのはいかなるようなことがされていたのか、そのことをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、48ページのちょっと戻りますけれども、48ページの9目、間違えました、7目の18節、備品管理費、庁車、庁用車両購入費、省エネタイプの2台を購入する予定ということでありましたけれども、車両につきましては非常に維持管理費、大変かかるものでありますし、車両を新たに入れ替えて持つということが、果たして経費の上でいいのかなということが、常々疑問に感じていることでありました。

今回、この車両がどんな目的で使われる、そんなようなことになるのかお尋ねしたいのと、2点お願いいたします。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 私のほうからは、地方バス路線のことについてお答えをいたします。

札内の北、バスをということなのですが、まず1つは既存路線、ここは札内に関しては全部で3つの路線が入っています。

回せる可能性があるのは、まず最初に幕別線帯広陸別線ということで十勝バスとも相談をいたしました。

ただ、この中でいくつも問題点が出てきたのは、1つはこの幕別方面に限った話ではないのですが、出発地からどちらの方面へ向かうかということで、バス会社というのはやはりその利用者にとって分かりやすい路線の維持ということが1つあります。

ですから、幕別線帯広陸別線の1部を回すということは、なかなか利用者にとって分かりづらいことが出てくる、このことがまず1つあります。

それと帯広陸別線に関して言いますと、何せ陸別から帯広までという長大な路線なものですから、特に長い時間乗ってられる方にとっては、迂回をして行くというのがすごくやはり気持ちの面で、目的地までがより遠くなってしまおうという心理的などころが1つあるのかなというふうに思います。

それで、幕別線は1日3往復走っていますけども、この3往復だけを北へ回すということになると、幕別から帯広へ向かう方、あるいは帯広から幕別へ向かう方も、帯広方面、幕別方面ということでバスを見て行きますので、特定の便だけが違う路線へ走ってしまうと分かりづらいということで、この2つを路線の振替というのはちょっと難しいのかなということで今思っております。

それでもう1つは、今、更に検討を詰めてみたいなど思っているのが、南商あかしや線なのです。南商あかしや線は、みずほの方へ入って、札内の南へ入ってまいります。

これを終点を大きく回せないだろうか、札内を大きくこう巡回、回って帯広方向の方へ出るのですとか、そういったことが可能なのかどうかというところの検討を今やっている最中でありまして。

それともう1つは、回し方の問題なのです。

南3線の方を大きく回ってしまいますと、片側だけになります。

3線の北側の方は住宅が張り付いておりませんので、そういったことで回すとしてもどこを通れば一番誰からとっても利用の便が良くなるのか、あるいは路線の取り方によりまして、今までそこを利用していた人が不便になるということも出てまいりますので、路線の設定というのはかなり慎重に進めていかなければいけないのかなと思います。

それと利用者の子測の問題と、路線と利用予測と、大きくは2つの大きな課題を今持っております。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 車両購入についてお答えいたします。

目的といたしましてはこの車、集中管理いたしまして全町で共用するという予定の車でございますので、職員が事務全般に使用するという内容、目的でございます。

なお、昨年2台廃車しておりますので、その分2台購入するという増台になるものではございません。

以上です。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） 車両購入費については了解いたしました。

効率の問題でございます、またそして耐用年数のこともございます。

長く安全に利用させていただくようお願いしたいなというふうに思います。

車両、すみません、バス路線の方なのですが、慎重にバス路線を変更するというのであれば、していかなければならないということは尤もだというふうに思いますけども、今バス路線、一般質問のときにもお話をさせていただきましたけれども、かなりの年数変わってなくて、先ほども申し上げましたように、住宅地は大きく変わっている、本来、町が使用するための、町民が利用することを、し易くしねば努力しねばならない部分の、そんな施設についても配慮がされていないということの実態がありますので、この点については引き続きしっかりと議論をしていただいて、やはり私は将来的

には、近い将来というか、もう変えていく必要がある時期にきているのではないかなというふうに思いますので、議論を進めていただきたいということを発言させていただきまして、質問の方、終わらせてもらいます。

○委員長（野原恵子） 質疑の途中ですが、この11時まで休憩といたします。

10：44 休憩

11：00 再開

○委員長（野原恵子） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますか。

関連で中橋委員。

○1番（中橋友子） ただいまの質問で、更にお聞きしたいことがありましてお尋ねします。

まず1つは、庁用車両をこれまでもエコカーに計画的に切り替えていく方向性を持ってこられたと思うのです。

それで、今回2台入れ替えられるということでもありますから、現在どのくらいまでその計画が来てらっしゃるのか、そしてこれ2台買うということでもありますから、台数は増えるのではないかと思います。先ほどの総務部長のご説明では、古くなったから取替えというようなことも聞きました。

これは、古いのはどうされるのでしょうか。

それと、町内のバス路線のことについて伺います。

なかなか難しいという面もあって、住民の足の確保という点では非常にこれからの大事な課題ではないかなというふうに思うのですが、同時にコミバスに対する考え方も伺っておきたいというふうに思います。

高齢化がどんどん進むわけですから、過去にコミバスの運行につきましては試験も行われて、いろいろその研究された経過がございます。

それから、10年以上経過していると思いますので、この後の状況の変化なども受けまして、どんなふうに今お考えになっておられるのか。

町が、谷口議員が言われるように、町の形態がどんどん変わっていく中で、公共交通機関の状況だけは変わっていないという状況は、変えて行かなければならないと思うのです。

その点、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 以前に実証運行したコミバスの実証結果というのは、既にご承知かと思えます。

当時というのは、やはりやってみたものの、意外に利用がなかったということが1つあります。

それとコミバスの一番難しい点は、幕別の場合は既存のバス路線がございますが、十勝バス1社なのですが、先ほど申し上げましたように3路線走っています。

それとの競合というのもやはり一番難しいところなのです。

コミバスを走らせることによって、路線バスの利用客が減少してしまいますと、結局路線バスの減便ですとか、よろしくない結果に繋がるとしたら、そっちへの影響も出てきてしまいます。

そこのところが何ともジレンマなのです。

当時、以前幕別でやった実証実験というのは、幕別市街、札内市街と大きくこう回っていました。

38号線は通っていないのですが、幕札線を通ることによって、やはりそれが常態化しますと影響が無いとはこれ言い切れないと思います。

コミバスに関しては、そういった難しさがあるために、先ほど谷口議員へのお答えの中で申し上げました既存のバスの路線大きく迂回する方法というのはどうなのだろうか、ただ、これも難しい問題はいくつか実はあるのです。

帯広、幕別とか走っていますので、幕別の分の延長距離が延びると、これは補助路線なものですから、帯広、幕別の負担の問題というもまた出てきます。

幕別の事情で幕別側で路線が延長、その分相対の距離が延びる、その負担の半分というのもこれやり方なのですが、出る可能性もあります。

そんなようなことで、難しい問題はいろいろはらんでいますけども、何とかこう見出せないかということで検討はしています。

もう1つは、福祉サイドの外出支援の方でございます。

こういったところも、実際にどの程度の需要だとか、そういったことがあるのかというのを民生部と相談しながら把握に努めて、そこからどういった方向が望ましいのかというのを順々積み上げていこうかなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 車両の購入についてであります。

車両については、先ほど申し上げましたとおり廃車するというので、2台とも廃車するというところでございます。

この廃車する車なのですけども、15年以上経過しておりますので、キロ数、走行距離につきましても20万キロ以上なっているものでありますので、老朽化ということで廃車するというものであります。

省エネカーの計画ということなのですけれども、省エネカーということでは計画はございません。

ただ、新エネビジョンの中で、平成18年の2月に策定いたしました新エネビジョンの中では、平成23年度まで、ハイブリッドカーを10台購入するという計画になっております。

しかしながら価格の問題ですとか、実はちょっとディーラーの方と私ども協議した時点で、平成11年度から順次5台、今、ハイブリッドカーを購入しているところでございますけれども、古い車8年から10年経つと電池を交換しなければならないということで、それが現在のところ7、80万くらいかかるということなので、ちょっと今価格のこともあって見合わせまして、今回は省エネ減税の対象となる低燃費の車を購入するという内容でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そうですね、公用車の方はもちろん環境に優しいということが一番なのでしょうけれども、課長おっしゃるように維持管理費という点も、短期ではなくて車の耐用年数全部考えた形の中でやっていかなければならないと思いますので、順次その目的も定めながらも経費も抑えていくというような方向で、是非、今後も抑えていただきたいというふうに思います。

それで、コミバスの件なのですけれども、私は1つは、私も前にお尋ねしたことがあるのですけれども、幕別全体のバス路線は、音更や芽室に比べて非常に少ないということが1つあります。

公共交通網をきちんと整備するという点では、まずこの点での町の働きかけが大事だろうと思います。

それからもう1つは、その路線バスが迂回をきちんと行って、隅々の住んでいる住民や、あるいは幕別町内の公共施設なども含めてきちんと繋がって、且つ利用できるようなそういうものも大事だろうとは思っています。

ただ、路線バスは多くは帯広に出て行くということが多いと思いますので、そうなってくるとそこを補うものとしてコミバスという考え方が出てくるのです。

確か、前回実施されましたときに、利用が非常に少なかったというのは、私も記憶しています。

意外だったなというふうに思ったのですけども、ただそのときですね、試験運行の仕方が大型のバスで、しかもバス停がものすごく細かったのですよね。

細か事はいいことなのですけれども、到着までに非常に時間がかかるというようなこともありまして、これは何というのですか、試験のあり方もいろんな形で考えていく方法があるのではないかとこのように思います。

小さなマイクロバスのようなもので、しかも拠点となる施設を描いて、そこを結ぶというような形など

も大事ではないかと思えます。

コミバスにつきましては、やはり今、帯広の、帯広は民間のバス会社に委託の形でやっていますけれども、音更も芽室もどこもきちんとか取上げて、今、高齢化社会へ向けての公共交通機関の確保という意味で、取組んでいる大事な課題だというふうに思えますので、その点も含めて総合的にバスのあり方といいますか、是非、取組んでいていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） コミバスのあり方に付きましてであります。

全国的に高齢化を迎える中で、本町においてもそれは例外ではありません。

交通弱者が増えるという、そういうことから関しても交通弱者が相対的に増えていくのだろうというふうに思っております。

ただいま参事の方からお話がありましたように、現在の民間バス路線のそのルートの変更、それもそうありますけれども、交通弱者に対して費用対効果の関係もあります。今ある町がやっているいろんなサービス、輸送サービスなんかも含めまして、今後のそういう状況の中でカバーできるものがあるのだろうか、あるいは高齢者を含めてそういう交通弱者といわれる方々が、どのようなことを望んでられるのかということも含めて、この全体のバス路線といいたいまいしょうか、交通対策といいたいまいしょうか、それを考えていかなければならないと認識しているところであります。

という中で、今言いましたように相対的な中で今検討は進めている状況でありますので、ご理解いただければというふうに思えます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑ございませんか。

中野委員。

○11番（中野敏勝） 52ページ、15目の交通防災費の次のページの細節15、工事請負費、防犯灯整備工事ということで、75灯、76灯ですか新設をされるように言われておりますけれども、以前に電球の交換というような形で、私質問したことがあるのですが、LEDの利用これを提案して町は早速試験的にやってみるといようなことを言われまして、やったと思うのですが、これのLEDの試験効果というか、そういうものをどのように捉えて進めているのか、お伺いしたいと思います。

現在、何灯くらいつけて、どういう効果が出ているのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） LEDにつきましては、平成21年度の実績ベースで申し上げますと17灯つけております。

これにつきましては、去年マイマイガが大量に発生したというようなこともあったりいたしまして、その対策も兼ねながら17灯を実施したところであります。

これは、21年度で初めて設置しておりますので、それらの効果につきましては、これは今後出てくるものだと思いますけれども、これは通常の水銀灯やナトリウム灯に比べまして、ワット数が少なく同じ明るさを保てるということです。電気料が契約電気料が安くなるという効果はまずあると思っております。

それから、これから実証していく中で検討、検証しなければならないこととしましては、これは熱を発生しないものですから、冬場、雪が被さったときに問題が無いかどうか、また、大雨や台風等に対しても問題は無いのかどうか、こういうものは、これからある一定の期間、検証を重ねながら問題点が無いのかどうかにつきましては十分調査をして、そして今後、どういうふうを導入していくかについては考えていかなければならないものだと思います。

○委員長（野原恵子） 中野委員。

○11番（中野敏勝） この新設防犯灯については、何を使われるのか、例えば従来どおりのナトリウム灯をつけたり、それから水銀灯になるのか分かりませんが、今言われたようにマイマイガが集まるのは水銀灯、これがやっぱり一番集まってくる、そういうものだと思います。

ですから、そういうものが付かないためにも、今後もこの新設についても LED を活用していく方がいいのではないかと思います。

値段的にも非常に安くなったわけです。

去年6月私いろいろ調べて、質問したのですけれども、その後今年に入ってから国内メーカーもほとんどつくり出して、そして値段は半減しているというか、それくらいになってきているわけです。

実際に最近テレビを見ていますと、テレビにも LED を使っているというようなことがあるわけです。

こういうものを、どんどんやはり使っていくことが、後々の経済効果にも繋がっていくのではというふうに思いますけどもいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず始めに、工事請負費の中身について説明させていただきたいと思います。

工事請負費については76灯予定しております。

この内訳につきましては、新設分が20灯、それと今ある場所よりも別のところに移設して欲しいという要望も毎年公区の方から言ってきております。

そういう移設に係わるもの、また灯具等が耐用年数がきて痛んでいるもの、そういうものの取替を56灯予定しておりますので、合わせて76灯という意味でございます。

取替えるにあたりましては、水銀灯をまずは無くそうと思っております。

ですから、水銀灯を無くしてナトリウム灯にするのは54灯予定しております。

水銀灯を無くしてLEDにするのは22灯を予定しております。

これにつきましては、確かに将来的には段々LEDの方向に向かっていくものとは思っておりますけども、ナトリウム灯にはナトリウム灯の良さがあります。

例えば、雪の日と霧のかかった日、こういうときにつきましては、ナトリウム灯のオレンジ色の独特の色は見やすいというようなメリットもあります。

それと先ほどから言いましたように、LEDがまだ発展している段階というようなこともありまして、やはりいろいろな実証を重ねた中で、このLEDについては取組みを慎重にもしていかなければならない、そういうこともありまして、現時点におきましてはナトリウム灯とそのLEDを併用していきたい、そういうふうに考えているところであります。

○委員長（野原恵子） 関連、中橋委員。

○1番（中橋友子） すみません、私マイマイガの対策の観点からお伺いしたいのですけれども、今ナトリウム灯に大量発生をしまして、丁度今年3年目になりますよね、マイマイガ。

だいたい周期的には3年間というのが一番多いときで、これからは下火になっていくのではないかと思いますのですけれども、大量発生するいわば最後の年が今年になるのではないかと思いますのです。

今回、大変水銀灯に付着するというのが多いものですから、LEDとかあるいはナトリウム灯に取替える、その取替える理由の1つに今のお答えではマイマイガ対策もあるということなのですが、1つは、そういうふうに大量発生が予想される年でありますから、この工事がいつまで完了しようとしているのか、手前に引っ張って早くやらなかったら、今年もまた住民の方から大変な被害の声が上がってくるのではないかと思いますことが1つです。

それと、昨年もそれから今までも順次取替えてきた経過があると思うのですけれども、特に市街地などにおいて、この比率ですね、今までの水銀灯とそれからナトリウム灯の比率は、ナトリウム灯上がってきているとは思いますが、どのくらい高くなってきているのか伺います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 防犯灯の新設とか更新につきましては、通常、公区の方からの要望に基づきまして、町の方でその後独自に調査をいたします。

そしてその優先度の高いものから、予算の範囲内の中で対応して行くというのが例年のやり方であります。

ですから、春先に要望を受けますので、マイマイガの発生は、だいたいお盆より前くらいがだいた

い予想されるところでありますので、なるべく早く事前にやれるものはやっていきたい、まずそのように思っております。

それと、修繕費の方でも防犯灯の球の取替えというのはある程度予算を持っておりますので、もし仮に今年も発生がした場合には、これは21年度もそうだったのですが、まずは現場に直ぐ行って、その状況を良く見て、そして直ぐ対応しなければならないものは直ぐ球の取替えをしております。

ですから、そういうこともある程度、どれくらい、またどういう地域に発生するか、これはなかなか温度差があります。

ですから、その辺はそういう町民の皆さんから寄せられる声とか、また私たちも独自にその時期になりましたら町内をよく見回ったりして、そして適切な対応をするように心がけたいと、そのように思っております。

それと、水銀灯やナトリウム灯がどのような灯数になっているかということでもありますけども、これは平成20年度末におきましては、水銀灯は3,684灯、ナトリウム灯が1,529灯、白熱灯が35灯ということで5,248灯でありました。

それに対しまして、21年度中、これはまだ年度中なのですが、現時点におきましては水銀灯は105灯減っております。

あとナトリウム灯は106灯増えております。

LEDにつきましては17灯増えております。

そのようなことで、21年度末におきましては水銀灯は3,579灯の見込みでありまして、構成費としては68%くらい、ナトリウム灯につきましては21年度末で1,635灯の見込みで、構成比率は31%、LEDは17灯で0.3%、白熱灯は35灯で0.7%という構成比率になっておりますが、先ほど言いましたようにまず白熱灯とか水銀灯につきましては、これはなるべく廃止していく方向で行き、そして当面はナトリウム灯とLEDを併用した形で進めていきたい、そのように思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 全体の取替えの計画は分かりました。

これから町内会の要望を受けて、適切に対応されるということではありますが、既に去年からこの事態がありまして、公区にお聞きすると、去年お願いしているのがまだ終わっていないのだというような声も聞いております。

ですから、やはり遅れてきたのだなというふうに思いまして、多分その各町内会から要望を出されるというふうになると、5月に入ってくるのではないかと思います。

今一斉に3月末あるいは4月の頭に総会をやらせて、新しい役員の体制が決まって、それから要望をまとめてということになっていきますので、それで、是非本当に手前に引っ張って、そして早く手を打つということが大事なのだなというふうに思います。

そんなに害は、直接人体に対する害というのは、そんなに大きいとは、いろんな情報の中では思わないのですが、しかしあの異常発生については、やはり住民の感情としては何とかして欲しいというのが強いのです。

いろいろ、ずっと何とのか、北の方から上がってきて、池田ですとか本別ですとか多かったのが、段々その多さが幕別に来て、それから今度、帯広や芽室に向かうのか、だいたい1匹の移動が180メートルくらいだということですから、大したことはないのですが、いろんなものに付着して移動ってきて、出発点が本別の方だったというふうには聞くのですが、そういう状況があつて、そんなことを想定すると、今年幕別に集まって来るのが本当に多いのではないのかなというふうに思うのです。

ですから、是非、町内会の要望も、こちら側からそういう対策も含めて事前に要望といいますか、指導もしていただいて、お盆前には手が打てるような手法を是非取っていただきたいと再度お尋ねします。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） マイマイガ対策ということでありまして、これ電球によりやすい、よりによく、そういうようなことでの対策も1つの方法だと思っております。

それともう1つ大事なことは、これは要望といいたしめようか、マイマイガこれは卵をかなり産み付けて、それがその春先から孵化して、羽化しながら成虫になっていくということでありまして、町といたしましては、これは卵を除去することも大切なことだと思っております。

ですから、21年度におきましては、これは電気関係の事業者のボランティア活動をいただきながら、電柱等に付着しているマイマイガの卵、これはかなりやっかつもりであります。

町民の皆さんにおきまして、家庭で特に白い壁には付きやすいということもありますので、これはお知らせ等を通じまして、町民の皆さんも、是非卵を除去するようなことをご協力くださいというようなことも呼びかけさせていただきました。

そのようなことで、そういうまず卵を除去する、そういうようなことも大切だと思いますので、町としましては春先におきまして、再度町民の皆さまにもそういうこともお願いしながら、いろいろな手法を取りながら対策を立てていきたい、そのように思っております。

もちろん、防犯灯のあれにつきましても、なるべく早く対応できるようにはして参りたいと思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにありませんか。

前川雅志委員。

○6番（前川雅志） 49ページ、企画費の13番委託料、役場庁舎耐震化検討業務委託料についてお伺いをしたいと思います。

業務の内容をどういったその耐震に係わる業務委託をされていくのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 役場庁舎に関して以前、1次診断そして3次診断まで出ていて、まずは現状ではNGということで、そこまでは判断が出ているのですが、それに伴ってでは耐震改修をした場合に、どんな方法でいくらかかるのか、概算までは出ているのですが、かなり今回は精度の高い数字として出した上で、改修から建替えからいろんな方法があります、選択肢としてはですね。

そういったことで、費用対効果、改修ですとそこから耐用年数、1年2年と数えていくものではありませんので、耐用年数自体を大きく伸ばすということにもなりません。

それで、そういったことも含めて、本当に制度の高い比較検討をしたいということの調査内容と考えております。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○6番（前川雅志） 本年度、今説明あったような調査をされて検討をしていくということなのですが、方向性について、年度内中に結果を基にどういった方向性ということで決断される感じというか、流れを教えてくださいたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 先ほど申し上げましたような基礎データをまず基に、そこから改築であるとか、改修であるとか、その方法の中から段々絞り込んでいきまして、そこで方向性を固めたところで通常どんな事業もそうなのですが、基本計画、自主計画というふうに入っております。

今想定しておりますのは、ちょっとアバウトなのですがそのことを含みおきいただいた上で受け止めていただきたいのですが、本当に姿形が見えてくるのは、23年度かなというふうに思っております。

一定の方向性が出てくるのは、23年度になるのかなというふうに今の段階では考えております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） 何点かお聞きしたいのですが、まず58ページの徴税費の関係です。

従来から、この滞納整理機構は止めるべきだと主張はしているところなのですが、今年度、昨年からは大分予算が減っているわけですけど、今年度どのような引渡しをしていこうとしているのか1

点お聞きしておきます。

それから 59 ページには、インターネットのオークションの関係だと思うのですが、7 万 4,000 円組まれていますけれども、過去どのような利用があって、また今年度はどのような考え方で利用しようとするのかお聞きしておきたいと思います。

それからその下に預金調査手数料というのがあるのですが、この内容はどうなっているのかお聞きします。

それから次に、戸籍住民登録費の中の住基ネットの関係ですけれども、この住基ネット、将来的には、恐らく背番号制などに結びついていくのではないかというふうに思うのですが、今年度住基ネットワークシステム機器借上料などもあるわけですが、住基ネットそのものが今年度どのように運用しようとするのかお聞きしておきたいのと、それから備品購入費で公的個人認証機器というものが購入されるわけですが、この内容についてお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、まず滞納整理機構の負担金の関係でございます。

ご存知のとおり平成 19 年度から十勝市町村全体の整理機構ができて、今年 21 年度で 3 年目を迎えております。

19、20、21 年度と 17 件ずつ引渡ししてございます。

平成 22 年度でございますけれども、基本的に例年同様、設定基準に基づきまして、引渡しをしようという考え方でございます。

平成 22 年度につきましては、現在のところ 10 件引渡しを考えているところでございます。

基本的には大口滞納もそうでございますし、それから町外の滞納者についても中に考えて、現在最終催告をしている段階でございますし、まだ決定には至っていないという内容でございます。

次に、インターネット公売等利用料でございますけれども、過去にどのようなことでというようなことございました。

これにつきましては、平成 20 年度より予算措置をさせていただきまして、平成 20 年度につきましては該当が無かったということでございます。

平成 21 年度、現在部長の説明にもございましたけれども、2 件インターネットの公売を実施いたしまして、19 万 5,000 円ほどの内容になってございます。

これインターネット公売、2 回実施したという内容でございますし、これも未納の方にご相談申し上げまして、インターネット公売のご説明を申し上げましたところ、このような物件あるのだけでも、どうだろうかというような話も受けまして、インターネットで公売に出したのですが、それが今回 2 月に実施したのですが、2 回目、それ全部公売されたということでございまして、今後これももし未納の方とご相談の上に、こういうものもどうだというものがあれば、引き続き実施していくというふうな形でやっていきたいなというふうに思っています。

それから、預金調査手数料でございますけれども、この内容についてでございますけれども、平成 22 年度新たに新設された細目でございますし、預金調査手数料につきましては、元々各銀行に預金調査するのに手数料がかかっているのですが、現在管内の金融機関については手数料がかかってございませんでした。

ただし、管外の金融機関につきましては請求をされるというようなことがありまして、支出を 21 年度も実施しているわけでございますけれども、それにつきまして平成 22 年度、予算化をしたという内容でございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず第 1 点の住基ネットワークの運用についてでありますけれども、これは平

成22年度におきましても、従前と運用の基本は変わらないものと思っております。

2番目の公的個人認証機器の購入ということでもありますけれども、これにつきましては通常、住基カードに公的個人認証機能が付けられるということになるかと思えます。

通常、住基カードを作製される方の大半は、この公的個人認証機能を付けられる方が多いというのが現状であります。

この公的個人認証機器の機械につきましては、本庁舎と札内支所と忠類総合支所にそれぞれ同じものが3セット配置しております。

これは、簡単に言いますと、本人、申請に来ますけれども申請に来た本人の方が取扱う端末機、これ通常鍵ペア生成装置と言われておりますけれども、まずその機械が1台ございます。

それとその機械と役場の職員が、その情報に基づいて操作をするパソコンがございます。

これはその今言いました鍵ペア生成装置と連動している専用の端末の機械ということですが、それがまず1台あります。

それと、住基カードを読み取る専用機械、それとプリンターと、この4点が1セットになってその1つの機器を構成しております。

それが先ほど言いましたように3カ所に配備されておまして、これが導入してから6年を経過いたします。

これがそろそろ耐用年数がきたということで、22年度に更新しなければならないと、そういうことであります。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） 滞納整理機構に引き渡す件数というのは大分減っているようなのでありますけれども、そこに引き渡していない町村もあるようでありますが、今後やはりさまざまな手段を使って町民との接触を強める中で、滞納整理機構に引き渡さなくてもいいような、そういう状況に是非していくべきだというふうに思いますので、そうした努力を要請したいというふうに思います。

預金調査手数料が今年度から計上されているわけですがけれども、この預金調査というのはどういう場合に生じて、そしてその調査する際には、本人の同意をきちんと取っているのかどうか、その点についてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、ネットオークション2件で19万5,000円の利用があったということでもありますけれども、その成果があったということでもありますけれども、7万4,000円ほどのその経費をかけているわけですがけれども、今後この費用対効果という点でもどう考えていくのか、この利用を更に拡大していかうとするのか、そのことがいろんな問題を引き起こさないかというようなことも含めてお聞きしおきたいというふうに思います。

それから住基ネットの関係でありますけれども、利用が延びているのかどうか、その辺もちょっとお答え願いたいのですが、結局その利用があまりされていないのに、こうした費用がどんどんかさんでいくということについては、相当慎重にならなければならないのではないかとこのように思います。

そうした点で住基ネット、将来恐らくその今政府では、背番号制などを導入しようとしているわけでもありますけれども、そうした動きが平成22年度、具体的にこの政府の方からどんな情報が来ているのかどうか含めてお聞きしておきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） まず滞納整備機構の関係でございますけれども、引継ぎを怠らないよう努力をしていくことを要請したいということでございますけれども、私たちの方もそのように努力をしてまいりたいというふうに思います。

次にインターネット公売の関係で、利用拡大されていくのかということでございますけれども、インターネット公売につきましては、yahooのオークションでやっているやつでございます、これは納税相談等で、未納者の方からそういう案件が出された場合にはどうしますかということで、うちの方でもご相談いたしますし、また納税者の方もそういうようなことでやっていただきたい、いうこ

とで話を受けている案件でございます、もしそういう案件があれば不用物、不用物と言ったらおかしいのですけれども、そういうオークションに出してもいいという案件があれば、どんどん利用していきたいという考え方を持っております。

それから預金調査手数料でございますけれども、これにつきましては金融機関につきましては、預貯金の取引履歴を調査する内容でございます。

これは国税徴収法に基づきまして、うちの方で金融機関に調査をしている案件でございます、これについては本人の承諾は受けてございません。

あくまでも、こちらの方で調査をするという内容で、そのよう国税徴収法の方でも決まっております、それに基づいて実施させていただいているという内容でございます。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず最初に住基カードの発行実績ということでありまして、これは19年度におきましては216件、20年度では99件、21年度はこれは2月末現在で46件というような実績でありまして、現時点では累計といたしまして451件というふうには抑えております。

それと、住基ネットワークと住基カードのことにつきましては、若干違いがあります。

住基ネット、住基カードには住基カードのメリットと言いましょ役割がありまして、1つには例えば写真を付けることができますので、そういうものを付いた場合につきましては、証明書として利用できるとか、そういうようなメリットもありますし、先ほど話しています公的個人認証機能を付与すると電子申請などできると、そういうようなメリットもあります。

それで住基ネットそのもので考えますと、これは特に住基カードが無くても国民年金における現況届け、これは年に1回、通常をすることになりますが、これが1度手続きをすると不用になるというようなメリットがありますし、あとはパスポート申請におきまして住民票の写しを提出することが省略できる、そういうようなメリットもあります。

ですから、それぞれ住基ネットワークのメリットと、また住基カードのメリット、それぞれに別なメリットもあるということもご理解いただきたい、そのように思います。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） 預金調査の関係ですが、これは本人の承諾を受けなくても調査できる、法的にそういうことにはっきりとなっているのかどうか、その点をもう1回確認したいと思います。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 預金調査の関係でございますけれども、これにつきましては国税徴収法が準用されてございますので、そのようになっているということでございます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 始めに45ページ、何点か伺います。

45ページの5の一般財産管理費の13委託料の中で、7、電波妨害防止設備保守点検委託料あるいはその11でテレビ中継局設備云々というのがあるのですが、ここに関連という形でお伺いしたいのですが、23年度から地デジが全面的に実施されます。

それで、本町内におきましても、幕別町内におきましても、この電波が届かないところがあるという声を聞いております。

本来的にはその国が、こういうそのシステムをつくって実施に移ってきたわけですから、国の責任できちんとどこにでも届くようにするべきものであるというふうには思うのですが、現実に町民の方にしてみれば、実際に移行する期間迫ってきているのだけれども、ここは困難地域だということで、町にも対応を求める声がありますが、この点はではどんなふうには抑えていらっしゃるのでしょうか。

それと、次は委託に係わりまして、これは45ページの庁舎管理委託、あるいは47ページの委託、近隣センターも含めて、業務委託全般に係わりまして、またぎますから本来は総括になるかとは思いますが、しかし委託業務自体は、総務課の方で発注されるということもありますので、ここで

尋ねたいと思います。

この委託業務の内容について、その働いている方たちの条件が非常に厳しいということを前々から一般質問なり、予算決算で取上げさせていただいてきました。

今回は、契約されて5年契約で、今年は3年目に入っていくのではないかというふうに思うのですが、スタートの段階よりも尚一層その労働条件と申しますか、契約条件が労働者と事業者の間にどんどん、労働者の立場にたてば悪い条件になってきているというところが、各施設から上がってきています。

具体的にはコミセン、町民会館、各学校、いろいろ文化施設、いろいろです。

それで、これまでもなかなか対応が難しいということ聞いてはきていますのですけれども、しかし、どんどん悪化して行くという状況を、放置していくというふうにはならないというふうに思うのです。

それで、この委託業者と契約のときに、具体的にどんな内容で契約されているのか。

それを、実施するしないは事業者だと思えますけれども、例えばその労働賃金であるとか、あるいは時間であるとか、それからその交通費の支給であるとか、細かい問題沢山あるのですけれども、そういうことについて、どんな内容で契約されているのか伺いたいと思います。

もう1つ、今年、ページ数は、初めてどこでしたか、失礼いたしました、総務費の54ページ、報償費の8ですね、その1で平和講演の講師謝礼というのが計上されております。

幕別町が、町長が平和主張会議に参画された、昨年ですね、そして今年初めてこの事業が取組むということで計上されました。

非常に期待するところなのですけれども、この内容について伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 地デジの難視聴対策のことでお答えをします。

通称デジサポという、デジサポ、要するにデジタルをサポートするというそういう組織があるのですが、そこが1回調査には入ってはいるのです。ですが、やはり地形の問題ですとか山の陰であるとか、若干ですね、そういったことで、やはり戸別にいざ入れてみたけれども映りが悪いだとか、そういったことは、私どもの方に寄せられております。

その都度、デジサポというその推進する組織があるのですが、そちらへ全部お話を繋いでいって、うちの職員と一緒にそこへ実際に案内したりだとかして、こまめに対応はしてきているところです。

さてその後、どういう対応を取るのかというのは、デジサポその上部の機関ということでいいますと総務省になりますけれども、そういったところで今細かな検討がされているといふふうに聞いております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 始めに、委託料の契約の関係についてご説明いたします。

契約書の中には賃金ですとか、何時から何時まで勤務時間というものは明記されておられません。

ただ、入札する際に入札に応じてくださる業者に対しましては、業務の時間数については記載しております。

何時から何時まで業務をしていただきたいということを設計の段階で記載して行っております。

ただそれが、1人の方でやるのか2人でやるのか方でやるのか、その辺につきましては業者の経営の中身でありますので、私どもにおいては、それについては特に指定しておりません。

ただ、賃金も含めまして長期契約の場合、前年度5%上下した場合については、それで次年度に向けて調整するという制度を設けております。

また、委託料の場合、最低賃金、失礼しました、最低入札価格を設定しております。

私どもで設定した賃金が、入札で例えば仮に70%落ちて、それが最低賃金を下回るということは無いような形で最低賃金を設定しておりますので、設計と入札の関係でいけば、最低賃金は下回らないような仕組みにはなっているというふうに考えております。

次に、平和講演でございますけれども、平和講演につきましては、これは被爆体験者、あるいは戦争体験者、ちょっとこれはまだどちらか決まてはいないのですけれども、そういうような方をお招きいたしまして、講師としてその自分たちの体験を町民の皆さんに語っていただくと、そのような場を、会を設けたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 一応、平和講演については体験者と語る会ということですから、広く町民を対象にして行われる、今まで各学校ですとかそういうところに実際に体験者に来ていただいて、講演をいただくということが、学校の行事としては取組まれていたというふうに聞いているのですけれども、これは町全体に案内されてやられることだというふうに抑えてよろしいですね、はい、分かりました。

それで地デジの方なのですけれども、実際にこういうふうに役場の方も一緒に聞いていただいているということは聞いておりました。

ただ、全く進展が無いのです。

ですから、期間がどんどんこう迫っていく中で、ただちょっとしたその工事で直るものであれば、期間が迫ってきても、実際にその時期に来たら、必要な受信機を付けておくと大丈夫だというふうに思われるのでしょうかけれども、現実にはそうではないと、地形の問題ですとか、相当高い何か特別な設置をしなければならないのか、先日国会でも全国的にこうことがあるということで、問題にもなっておりますけれども、進展がないというところで止まっていて、不安がやはり広がっているというのが実態なのです。

それで、町も一緒に係わってご要望を聞いてられるということであれば、一定のやはり総務省とのきちんとしたお話し合いといいますか、それもしていただいて、具体的にどうするかということまで、手を打っていかなければならない時期ではないかというふうに思ひまして、この点ではいかがでしょうか。

それと委託契約の問題です。

契約の中に、賃金などは明記されないということなのですね。

ただ、最賃を幕別町がその工事を発注するときの最低ライン、ここを決めているわけですから、その最低ラインというのは今、課長がお答えのように、その最低賃金を下回らない、時給ですね時給を下回らない、それから、例えばそこには雇用保険、社会保険等はきちんと勘案されているのか、当然その遠距離ということもあるから、交通費なども勘案しているのか、有給休暇なども勘案しているのか、町が最初に積算されるときには、そういうものも全部含めて算出されているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 地デジの件です。

私どももデジサポの方に、はっきり言えばしつこいくらい何回も問い合わせは実はしているのです。

相手の担当者が、どうも嫌がっているかなというくらいは問い合わせはしているのですが、実はそのデジサポもある意味出先の機関なのですね。

といって、私どもの方で総務省に直接電話をするわけにもいかず、ちょっとジリジリしているというのが、実際のところなんです。

それで、やはり総務省の方では相変わらず期限までに対策を取ると、このことはずっと言い続けているのです。

先ほどお話の中にもありましたけれども、では幕別に限らず日本中1件残らず本当にできるのかなというのは思いますね。

それで今BSのチャンネルの中に、地上デジタルと同じようにチャンネルが番組表を見ているだけなのですけれども、何か割当てられているように思います。

以前のNHK民放を含めたBSのチャンネルの他に、新たに何かチャンネルの表示が出ていますので、恐らく地上デジタルでカバーできないところは、BS衛星を使うというところで最後カバーするのでは

ないかというふうに想像はしておりますが、いずれにしても今のところ、総務省の方で答えている期限までに対策を取って、迷惑はかけないということをまずは信用するしかないかなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 契約の中身についてでございます。

まず、交通費だとかそういうものが含まれているかということなのですけれども、雇用保険と賃金の額については、設計の中には含んでおります。

賃金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、最低賃金ということではなくて、2省協定の金額ですとか、あるいは道の工事単価、そういうようなもの実勢価格と比較しながら盛り込んでいくという内容でございます。

ですから、実際にはかなり最低賃金よりは高い金額を積算しているという内容でございます。

そのほか、交通費ですとかそういうものにつきましては、役場が発注する際にはどこの業者が受けるか分からないですし、また、どなたが働くかというのは分かりませんので、そういうものは積算できません。

あくまでも、交通費だとかなんかににつきましては、受けた業者の中の内部の規定に係わるものであるというふうに考えておりますので、そういうものについては積算しておりません。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 地デジの方ですけれども、実際に届かないということが分かった地域での心配されていることは、1つには先ほど言いましたように期間までに間に合うのだろうかということが1つ、もう1つは費用という、新たな費用負担が自分たちにかかっては来ないよねということと2点です。

結局、見た目では特別その何ていうのですか、辺地ということでもなく本当に隣まで来ているのに、そこのお宅だけが映らないというような、そういう訴えなのです。

ですから、多分そういったところで、BSで対応ということも聞いているのだけれども納得いかないのだというようなご意見もありますので、うるさいくらいやっておられるということでありますから、そんなことも汲み取って、今後共きちんと働きかけを行っていただきたいということを申し上げてこの点は終わります。

さて、契約の方なのですけれども、当然北海道の道の単価でしょうか、あるいは国土交通省でしょうか、いわゆるその公的な賃金形態というものをきちんと出されて、それぞれ発注される業者に係わるころのものを当てはめられて、積算をされているのだというふうに思います。

それから、雇用保険は入っていらっしゃるということでありますから、もう1つは交通費については、どんな方かということが分からなから入れていないということではありますが、有給休暇なども当然働いていらっしゃる方には当然の権利として、今パートの方たちにも補償されていますから、その点は見てられているとは思いますが、その辺は答えがありませんでしたので、そこはどうなのはお答えいただきたいと思います。

具体的に、出発の時点でも非常にそのそれまでの、結局落札価格が低かったということが反映してなのですが、待遇が悪くなったというのが随分寄せられました、これ2年前です。

それで、今どんなふうな声が出てきているかと言いますと、特徴的なのは1日勤務、これは8時間であったり、6時間であったりというような、6時間半であったりとかという1日勤務の方たちが2人体制、だから半日ずつというふうに言われたというのが、あっちこっちで出てきているのです。

結局、そのことによって働く時間が短くなることと合わせて、社会保険が掛かっていたけれども、もう掛けられませんかよということになったと、だから仕事が、時間が半分になってしまって収入が減るという面と、保険関係も外されているという状況があっちこっちで出てきました。

それから、もう1つはその有給ですね。

これもそのこれはもちろんその企業とその労働者との契約の中で、有給が取れますよということで

雇っていただいたのだけれども、現実にはその要求をしていくと、そういう対象にはされないということで、無給、休んだ場合には無給になっていくというところなんです。

それから、実は賃金の遅配などについても聞いております。

これは本当に係わっている業者がいくつあって、そしてこういう状況があっちこっちで生まれていることを、町としては多分聞こえていらっしゃるとは思うのですが、どんなふうにもその抑えられていて、対応しようとしてされているのか、その点から伺っておきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 町の管理業務等の業務に係わっての、受けた事業者の方の言うなればその会社の従業員の方やなんかに対しての労働条件が、非常に厳しいというふうなお話でありますけども、一番最後におっしゃられました、その町内事業者の従業員の方が、こんだけ状況が酷いよというお話は、特に私どもも聞いているところはございません。

前段まずお話をさせてもらいたいのは、うちが予算を積算をしまして、そして予定価格、設計書を積算をして、そして予定価格を設定して入札を行います。

その受けた事業者は、もちろんその金額で仕事をその仕事をやれますよということですから、受けていただくということになるわけでありましてけれども、落札した事業者さんですね。

町としては例えばその設計の中身が、人件費、一定程度この業務を行うには1日何時間でどの程度の事務量があつてとか、業務量があつてという当然その人件費の積算をするということになります。

積算をしますけれども、受けた事業者の方は、35歳の若い男性使うか、60歳の女性を使うか、札内に住んでいるか、帯広に住んでいるか、池田に住んでいるか、どういう職員の方を使うかというのは町としてはそれは分かり得ないことであります。

ですから、町はその労働関係法規に基づいて、積算もして最低制限価格を設けて入札をやって、うちが求めているのは、こういう業務をこういうふうにやってくださいと、それについて入札をやって受けていただいた事業者がその業務を遂行していただくということでありまして、人件費でうちが何ぼ見ているから事業者は何ぼ払わなければならないとかいうことというのは、積算と契約と受けた事業者の請負業務が、そのマッチすると言うのでしょうか、そういうことにはなり得ないものだと思います。

人件費以外にも、うちは原材料費ですとか、いろいろ手数料掛かれば手数料、いろいろ積算の中に入れるわけです。

これはあくまでも積算です。

ですから、原材料費で例えばコンクリートを買わなければならないと言うその設計の中に入っているもので100円で例えば設計をしていると、その100円で原材料をあなた買いなさいと受けた事業者は、うちは原材料100円でコンクリート見ているから、事業者、受けた事業者の方に100円でコンクリート買いなさいとならないわけですね。

ですからうちは、請負契約の金額を設定するまでの積算を人件費、あるいは原材料費、物件費、積算をして予定価格を決めて、そしてそれで入札をしていただいてその業務を受けていただくところに、落札されたところに受けていただくよと、そしてその業務を遂行していただくのだということでありまして、うちが積算している額で絶対払いなさい、こうしなさいということには現実ならないということをまずご理解いただきたい。

前段申し上げましたように、その労働関係法規は重視しなさいということは、うちは受けた事業者の方に指導もさせていただいております。

ですから、法的に問題の無いように、その業務を遂行していただくというのがありますので、人件費等については、こうです、ああですということにはならないのかなというふうには、私どもとしては理解しております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 何のために業務委託をしているかというところを、まず私は整理しなければいけ

ないのではないかというふうに思うのです。

結局、町はやはり一人ひとりの町民に、暮らしの安定も含めて、責任ある業務をやるというのは大事な仕事ですよ。

そこに、今の問題が生じたら、私はただ民間の方が民間の仕事をして、こういう状況が生まれたということであれば、それは労働基準監督署に行くなり、あるいはしかるべき方法を取って解決すべき問題だと思っています。

だけど、事はうちの町が委託をして発注をして、お金を払ってやっている業者の中の労働者の実態が、こんなに酷い状態になっているのを、私のところには入っていませんでした、聞こえていません、業者にも指導できませんということで、放っておいていいのかと、ここからなのです。

どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 中橋委員がおっしゃられるように、町内の住民の方が、酷い労働環境になっているよというお話をどうするのだということなのでしょうけれども、あくまでも私どもといたしましては、町が発注をする工事請負、あるいは業務委託、いろいろありますよね、こういったものについては、こういう中身でこういうものに仕上げてください、つくってください、こういう仕事を全うしてくださいということでありますので、その町内の使われている、事業者に使われている従業員の方の労働条件ですとか、それとは別ものだというふうにまず抑えなければならないと思うのです。

もし仮に、その町内の事業者の方が、労働基準法あるいはその例えば割増賃金のことだとか、労働時間だとかその共済費関係、その不適切なことがもし仮に、その事業主の方が町内の従業員の方にされているのだということがあれば、もしその事実が我々としてもそういう情報として、把握をして、状況が分かったということが、もし仮にあるのだとすれば、それは何らかの対応策を、当然その国の機関にも繋ぐなり何なりという手法を考えなければならないと思います。

ただいま申し上げているのは、町が発注をしているいろんな業務委託なり、工事等について積算内容がこうだ、その積算内容どおりにこれだけの賃金を払いなさい、原材料費払いなさいということにはならない性質のもですよという中身をご理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 質疑の途中ですけれども、この際1時まで休憩をいたします。

その後で、質問というふうにいたします。

12:10 休憩

13:00 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○1番（中橋友子） 再確認をさせていただきますけれども、契約をされるときの積算の基準の中に、先ほど労働者の賃金、それから雇用保険が加味されているというふうに、含まれているということでありましたが、有給休暇であるとか社会保険であるとか、こういったものについては、含まれているのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 社会保険については含まれておりません。

更に有給休暇についても含まれておりません。

ただし、それら雇用の体系によって変わるもの、更には数値的に積算できないもの、これらにつきましては諸経費ということで業務の中身によってなのですからけれども、10%から15%程度、そういう概念を持って積算しております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） もう1つ、賃金に係わりまして変動性を考えて5%の上下を見込んでいるという

ことでありました。

これは結局5年間契約するわけですから、その5年の間に当初の賃金の実態と社会的条件の中で、変動が生まれてくるが生じ、考えられますよね。

そういうときに、この5%のその上下が活用されるというふうに考えてよいのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 業務全体で5%というふうに通常契約しております。

ですから、燃料代ですとか人件費ですとか、そのほかの経費、それら含めて全体で5%の上下があった場合に契約を見直すというふうに、それともう1つ先ほど間違えていましたので、ちょっと訂正させていただきます。

健康保険ですとか労災保険、介護保険、これらについても積算上は含めて積算して、数値的なものもきちんと出して、設計の中に積算しております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 再確認です。

では雇用保険であるとか、それから、そのほかに社会保険、そして有給休暇、介護保険、こういったものはみんな積算されているのですね。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 金額で表せるものについては、積算しております。

ただし、有給休暇については先ほど申し上げましたとおり、諸経費の中に概念として、見えない経費ということで、ですから例えば、代替の職員を雇った場合のいくらかの経費という考え方で見込んでおります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 諸条件の変化の中で、そういったその5%前後の対応を取られるということではありますが、例えば労働賃金については、実際の実態は抑えてられないわけですね、企業がどんなふうにしてやっているのか。

それを抑えていないのにも係わらず、その5%の条件があるというふうになると、どんな活用になるのですか。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 全体的な経費の相対で5%ということでございます。

その企業の中で、その人が雇われて、どれくらい賃金が払われているかという問題については、それぞれの契約の中で、またそれぞれの人の配置の中では、それは抑えてはいません。

ただし、先ほど総務部長の方から申し上げましたとおり、法律違反、労働基準法ですとかそういう関係で、最低賃金法ですか、そういう関係で違反があった場合については、またそれは違う法律の方で規制が入るというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 付け加えてご説明申し上げますと、

今の契約の変更に係わる5%の上下あった場合の、積算の内容でありますけども、例えば賃金であれば、うちはその積算上2省協定の単価ですとか、道の歩掛かりといいましょうか、道の基準といいましょうか、そういう単価で積算をしておりますので、その単価が上がったり下がったりということがございますので、それらを合わせて、あと燃料費の単価と計算をして、そして相対契約額が5%以上変われば変更もさせていただくと、そういうような内容になっております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 2省協定、国土交通省と農林水産省の単価、それから北海道の労働単価、これで積算もされているし、それに変動があったときには、その5%の範囲の中で見直しをすると、そうなりますと、この2省単価の示されている金額、あるいは北海道で出している労働単価というのが、基本的には、それが守られるといいましょうか、それが条件になってくるのではないのでしょうか。

もっと言えば、その実態は全くは分からないけれども、表向きのそういった金額だけが変動したときに活用するというふうに解釈されるのですけれども、それでいいのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） あくまで市町村が業務委託を行う際、あるいは契約を行う際に、基礎となる数値を算定をいたします。

その際、要するに資料として契約の前段階で使用する数字が先ほどから説明しております、賃金については2省協定、あるいは道の単価を使わせてもらっているということでもあります。

契約を履行するにあたっては、それは受注を受けた事業所が責任を持って、その受けた契約内容に添った形で、その契約を実行してもらうということになっておりますので、その町として、発注側の町としては、その要するに委託した仕事の内容がうちの積算どおりにされているか、積算どおりというのは、私どもが予定している基準に達しているか、達していないかの判断のみであって、払われた人件費、それは人件費として払われた分は、その事業所と労働者の関係といいますか、その分でありますので、そこまでは今の契約制度上では、私どもは立ち入れないというふうに考えているところでもあります。

現状の契約の中で、私どもは事業によっては毎月報告をいただいて、あるいは年度で報告をいただいたり、そういったことで、その事業が完全に実施されているかどうかということの確認はさせていただいておりますし、今まで説明したように単価、あるいは光熱水費、あるいは燃料費等の物価変動と、これは賃金も含めてですけれども、物価変動があればその分についての契約条項も含まれているということになっております。

重ねて申し上げますけれども、今の契約上ではその事業所とその従業員との関係についての分を、うちの契約上では、その立ち調べて調査するというにはならないのだろうというふうに私は考えていまして、では町の雇用実態どう考えるのだというご質問でありますけれども、その部分については、事業所の実態調査、そういったこともさせていただいておりますので、そういった中で、不自由分であろうというふうには思っておりますので、中身を精査しながらこれからも進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 今現実にどんな実態が起きているかということは、先ほど申し上げたのですけれども、私は2つの問題がある。

1つは働いている方の生活が成り立たないような町が、税金で仕事を発注しているわけですから、その町の発注している仕事をやって、暮らしが成り立たない状況が生まれていることが1つです。

例えば、最低賃金今700円切っていますけれども、今各業者が4月から1日勤務を半日にしてくれというのが出てきています。

そうすると、3時間とか4時間、時給700円としても2,800円です。

これで20日間働く世帯主の方もいます。

そういう状況が生まれていることが1つです。

それからもう1つ、そういう状況の中で、結局仕事に対する熱意とか、そういうものもやはり賃金に反映してきます。

そうすると、その住民間とのその職務上の遂行のあり方でのトラブルというのでも生まれてくる。

もっと言えば、交代、2交代することによって、つまり仕事が途中で人が変わるわけですから途切れますよね。

なるべくその継承するようにやるのでしょけれども、そこでの問題点。

空白期間が生まれる、空白時間が生まれるというようなことも聞いております。

こんなことが放置されていていいのかということは、もういっぱい理由あります。

でも、そこに1つ集約して申し上げます。

それで、今、副町長お答えになったように、基準はあるのだと、労働賃金も、それからいろいろな

物価についても、資材についても、そういうものが全部決められている中で、うちはその幕別町としては、その基準となるものをきちんと積算して出すと、業者にはそれに近づいてもらうような期待ですよね、実際には指導ではないですから、そういうものを持って発注しているのだと、だけど現実には労働者の賃金については、事業主と労働者との関係だから、うちは立ち入れませんよということが、ずっとここまで来たのですよ。

そして、2年前に指摘した実態よりも、更に悪化しているということが今生じているのです。

それでもまだそういう姿勢で行くのかどうか。

それでもう1つ、しょうがないと言われるので言いますけれど、実はうちの町だけではないのです。

その官製ワーキングプアと言われるくらい、公的機関で働く人たちの労働者の賃金が劣悪だということで、昨年、実は人事委員が、人事委員ですから公務員の労働ですね、この非常勤給与に対する指針も不十分ながら出したのです、これが1つです。

それから、同じくその昨年、こんな法律とおっているのです。

「国及び地方公共団体は、安全且つ良質な公共サービスが適性且つ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事するものの適切な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」ここまで定められているのです。

そうすると、もううちの町としては労働者と経営者との関係だから、それはそこでそれ以上立ち入ることはできないのだというところを、やはりもう一步踏み込んで手法はないかと考えて、やっていく時期に来ているのではないのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 以前からお答えしていますように、民法上の契約で、現在進めて、事業を進めておりますので、これはなかなかそのそれぞれの事業の中身といいますか、その会社、事業所ですね、そこまでは踏み込めないものだというふうには、私どもは解釈しております。

ただ、新たな動きとして、公契約とかの動きがあるのは私ども承知しておりますし、私どももその件について勉強させていただいております、研修にも行かせてもらっております。

ただそういったものが、果たしてそのほかの法律との兼ね合いで、現状どうなのかという問題点がまだ多くあるということも、私どもはその研修ですとか、いろんな場面の中で勉強しておりますけれども、今そこに公契約に踏み切れるかという状態にはないというふうにもまだ考えております。

ただ、そのほかにもいろんな手法があるのではないかという思いがありますから、先ほど言いましたように、私どもが今実施しております雇用実態調査、これをもうちょっとその実態のその真の姿といいますか、実態に近い、近いといったらおかしいのですけれども、本当の姿が分かるような形に何とかできないものかと、そういった部分の工夫をこれからも重ねていきたいというふうにも考えております。

おっしゃったように、この何ていうのですか、民間に仕事を増やすという意味で、増やすといいますか、こういった委託制度が始まってきたのだろうというふうにも思っております。

そういった部分で、確かに経費の節減ですとか、いろんな意味でこの委託事業が全国で行われるようになり、私どもの町でもやっておりますけれども、そういった中で確かに労働者に係わる部分について、賃金が下げられるだとかそういったことがないように、私どもはそのことを契約前にしっかり事業所にもお願いをしてきたつもりでありますし、これからもまたお願いをしていきたいというふうにも思っております。

ただ、今の民法で制約される契約上の中では、なかなか踏み込めない部分もあるといふようなこともご理解いただきたいというふうにも思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 法律も全体が整備される中で、そのどの法律が優先されるかということもありますから、沢山の困難があるということは、こういう実態が放置されてきた現状を見れば、副町長のお答えになるような実態にあるのだと思うのです。

そういうのが問題になりまして、私先ほど読み上げた法律は、昨年の5月に公共サービス基本法として位置付けられまして、そして第11条の中に地方公共団体、つまり幕別町ですよ、町はそのそのサービスに従事するものの、労働者の労働条件の確保と環境、そういう必要な施策はきちんと講ずるように努めるものとするとなっているのです。

ですから、これは新しい定めだと思ふのです。

民放がもちろんあって、入れないのだという中で、いろんな動きがあって、そしてここまで来ると、それから全国では公契約が定め出されているということですから、私はやはり一番最初の答弁のようにも、うちはもう出しているから、後は言葉を悪く言えばもうやることやってもらえばいいのだというように聞こえてしまうものですから、それでは絶対駄目だということで、何度も申し上げているのです。

それでもう1つなのですが、沢山の方から訴えられているのですけれども、しかし全部の事業所がそうなのかというと、そうではないわけです。

やはり、頑張って頑張ってその少しでも多く労働者の賃金を確保して、事業も成り立ってというところもあるわけです。

結局、うちの町は契約する相手というのは、指名願い出されてそこに合致した人にやるわけですね。

そうすると、その業者が実際に差が出てきているわけですから、ですからその町の意向にそった、つまり町民を大事にするような、働く人を大事にするようなそういう、そして仕事もきちんとやってくれるというような評価をきちんとしながら、発注するというふうになっていかなければいけないと思うのです。

そうなってくると、その評価というのは単にやることだけやってもらえばいいというのではなくて、総合的に働いている人たちの状況も含めた総合的な評価というのも、きちんと関係機関なり整理されながらやって、そして発注に繋げていくということが1つ。

それから先ほど言ったように、公契約などのことについても考えてもらいたい。

それともう1つ、私はやはり一般質問でも言いましたけれども、今回帯広が2月に実施した各事業所に対する、委託事業所に対する指導文書というのは、やはり画期的だと思うのです。

こういうのは、実際に今の民法の下でもやれるわけですから、そして何も問題が無かったらやらなくてもいいのだけれども、現実にはこれだけ働いている人から、そのこれでは困るという要求が吹き上げているわけですから、それで私は先ほど町には届いていないというふうにおっしゃられましたけれども、届いていないなら届いていないそのものもやはり問題だというふうにして抑えないといけないのではないかと、つまり働いている人というのは弱い立場にありますから、ですからなかなかそんなことを口に出してしまうと、自分の身分が危うくなるという心配もある、そういう中で聞こえてきている実態なわけです。

発注する行政側は、そういう労働者の弱い立場にあるということも含めて、手立てを取るということをしていかなければならない、総合的な評価のあり方、公契約のあり方、そしてできれば帯広のような指導をまずは始めていく、そして今手がけられている実態調査、これをきちんと深めるという4つですね、この点をしっかり取組む必要があると思ふのですがいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 現状、入札は一般競争入札、指名競争入札という形で行っておりますけれども、入札に当たって指名をさせていただき事業所に対しましても、現状でも例えば経審の点数ですとか、そういったものでいろんなことで配慮をさせていただいているという部分ももちろんございます。

更に、今各国ですとか道ですとか、あるいは大きな市町村では、例えば総合評価を入札の中に取り入れたりとか、そういった手法が加わってきて、単に落札価格が低いということだけでなく、入札される方向も現実的にやられておられます。

そういったことを、私どもとしましては今研究をさせていただいている段階でありまして、これをいかにうちの町の手法として取り入れていけるのかということも、今研究をさせていただいていると

ころであります。

おっしゃったように、いろんな意味でその入札というか契約行為が成り立っているわけでありまして、町としてもその町が発注した事業にももちろんでありますけれども、これに係わらずいろんな部分について、その事業所とあるいは働いている方とのそういった部分関係、そういったものについては、常に把握したいというふうに思っているわけです。

そういったことを、どういった形で実現できるのかということも、今私どもの方で検討させていただくことになっておりますので、どうぞご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 研究されて、やっていただくということには異論はありません。

ただ、5年間の契約ですから、そして今、これだけ問題が吹き出ているというふうになれば、時間はそんなにかけてられない。

もちろん、そのしっかりしたものをつくるということと、長期に練り上げてやっていかなければならない問題と、今こうやれることがないかということと、両面やっていく必要があるのではないのでしょうか。

例えば、その総合評価性などにつきましても、その今までは何て言うのですか経審に基づいて、経営そのものがどうかというランク付けだと思うのです。

だけでも、そこにはその労働者にどんなの雇用の仕方をしているなんかというのは関係ないわけです。

だから、きちんと今のような問題が解決されるような評価制度を持っていかなかったら、それはやっぱり何にもならないというふうに思うのです。

業者だって、良い仕事をしたいというふうに思っているでしょうし、それからまた町の仕事はこういう請負が続く限り、町の仕事はまたできれば更新時のときには努力してそれを受けたいという思いにもなっているのだと思うのです。

そうなるってくと、発注する側の町側が総合的にきちんと企業を見極めて、そしてそれがABCになるのか、どういうランク付けになるのか分かりませんが、そういうものも抑えながら次の入札の基準にしていく、あるいは途中での指導の強化にしていくというようなことは、私はこれそんなに時間掛からないでできていくことだと思うのですけれども、それと、もっと早くできるのはこういった指導文書を出していくということは、これも時間掛からないでできると思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 今私どもでその契約のあり方というか、入札のあり方について、いろんなことで研究をさせていただいております。

ただ、総合評価やるということは、評価をされるものを持っているということは、実績のある会社でなければならない。

新規参入ではどうするのか、全く実績がないものですから、評価の仕様が、そういったものまで排除してしまうという可能性も秘めているわけです。

新規に参入したいという、総合評価を実施すると新規参入では入りきれない、入るためにはどうしよう、そういったようないろんな場面と申しますか、いろんなことを今研究させていただいている最中でありましてよことを、まずご理解をいただきたいというふうに思います。

これは、すぐ一朝一夕に実施できるのかといえば、例えば国ですとか北海道ですとか大型の事業、それこそ何十億、何百億という大型の事業の場合を今適用させてやっているわけですが、それが私どもの町の規模で、それこそ小さな事業費のやつで、それをそのまま当てはめられるかということ、そうはならないのだというふうに私どもは考えています。

いろんな研究意味で、研究をさせていただいているということでもあります。

あと、その帯広市が出した指導文書でありますけれども、私どもとしては契約の段階で文章ではもち

ろん出しておりません。

これは、指導に当たるかどうかという問題がありますけれども、要請することはそれは口頭でももちろん伝えておりますし、ただ、それが文書にできないものかと、これは指導ではなく要請になるかもしれませんけれども、そういった部分については今早急に検討をして、やれるものについては実施したいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 新しい参入をどうするかということはまた、契約時の新たに契約を更新される際の1つの研究課題だろうというふうに思います。

現実には、今のその請け負っていただいている業者と、それから働いている人の中にそんな問題があるということの解決のためのその総合評価、これはやはり5年後の更新のときに果たしてどうなのかという心配もされておりますけれども、それはそれとして解決、どうやったらそういう人たちも新規の人も入れて、仕事を発注することができるかは十分検討がいていると思います。

でも、今の時点でのうちが発注している業者というのは、限られているわけですから、その業者が聞き取りも含めて、どういうその仕事の仕方をしているか、どういう労働者の使い方をしているかというような評価はやはりやっていくべきだというふうに思います。

いろいろ研究されてということでもありますので、是非研究してそういった総合評価性もきちんと取っていただきたいと思います。

それと、確認の意味でお尋ねするのですけれども、先ほど一番最初に、午後の質問の一番最初に雇用保険が掛けられているのか、有給がどうかと聞きましたね。

雇用、明確に歌われているのは雇用保険ということが1つありましたけれども、実際に今働いている方たちが1日働いて補償されていたものが半日にされると、いろんな保険制度などは無くなりますよと言われていのですけれども、これうちの町が雇用保険の分も積算して発注しているけれども、事業者側は活用しないと、入れないと、保険に加入しないということに実際にはそういうことが生じるのだと思うのですけれども、そのこと自体は認められることなのでしょう。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 積算上使っている賃金単価ございますよね、2省協定とか北海道の単価、その積算された単価自体に社会保険料ですとか、諸々の手当分ですとかそれが含まれているということです。

ですから、それは要するに賃金というか人件費そのものの基礎資料として算定していますので、それがその事業所が例えば全額支払わなければならないかと、そこまでの拘束力は持っているものではないということです。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そうしますと、この中に入っているのだよということ、そのほかに10%という話がありましたよね、お答えの中で、その他10%、これは何なのですか。

この中に、これは私はあくまでもその労賃として積算されているというふうに、2省協定と北海道の労働単価ございますよね、例えば軽作業だったら8,900円ですとか、鳶工ですと1万3,800円とかってありますよね、今のお答えですとこの中に含まれているのだよということだから、それがどういうふうに払われているか関知できないのだということですね。

そしたら、先ほどその他として10%というのは、それは私は諸々の何ていうのですか、その従業員に対することも含めて、有給のこと、あるいはそれから交通費ですとかいろいろ掛かる場合生じてきますよね。

そういうものは、この10%の中で位置付けられるのですか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 先ほど総務課長が、諸経費の中に概念的に含まれるというふうに答えているのでありますけれども、諸経費そのものが全て人件費にはまるものでももちろんございませんし、その

遂行していただく委託事業、そのもののトータル、何て言いますか、トータルの事業としてその目に、表に表れない部分の金額が諸経費という形で、これはほとんど、これは工事の積算しても同じなのですけど、ほとんどの契約の中では諸経費という形が出てまいります。

それが工事ですとか委託事業ですとかによって、10%なり 20%なりといろいろあるのですけども、それは全ての契約上に積算される数値だというふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 分かりました。

いずれにしても、この年度末を迎えまして4月1日からの雇用の条件が大きく変えられて、今本当に悩んでいらっしゃる業務委託を受けている下で働いている労働者の方がたくさんいらっしゃいます。

こんな例も聞きました、困って役場側だと思うのですが連絡をしまして、そういう中で半日ということになると業務上支障もきたすので、それで1日というふうに逆に言っていただいて、それで1日勤務の見通しがついたというようなことも聞いております。

ですから、そういうその適切な指導も場合によっては必要だと思いますので、私はそういうお話を聞いているということであって、こちら側では何も入っていないということでもありますから、その辺はいろんな部署にまたがるのだろうというふうに思います。

発注は一括して総務ではないかと思って、総務でお尋ねするのですけれども、それは教育委員会の関係であったり、別な部署であったりいろいろあります。

ですから、そういうその働いている人の実態にも耳を傾けて、少しでも是正されることがあれば、町としても鋭意取組んでいただきたい、このことを求めて終わりたいと思います。

○委員長（野原恵子） 質問はありますか。芳滝委員。

○13番（芳滝 仁） 最初に少し中橋委員の関連があるかないか分からないのですけれども、47ページの近隣センターの管理費のところ、13節委託のところでございます。

そういう処理場でそういうことが起こっているのか分かりませんが、非常に全てでないのですけども、近隣センターの管理をされる方についての苦情が何回か寄せられております。

それぞれその方々の性格だとか、考え方だとかだったらよいのですけれども、遅れて来られたり、二重にその利用について書くのを忘れていて、二重に受けていたりだとか、そういうふうなことが一度係りの方には話したのですが、まだそういうことが苦情として上がってきておりますので、具体的に役場の施設で、直接住民と係わるところの業務でありますから、できるだけ丁寧にその業務の内容等をその方々に伝わっているのかどうか、その辺その善処を求めて1つ質問をするわけであります。

そして、44ページの広報広聴費のところでございますが、減額になっております、これは主には印刷費のところだと判断するのでありますが、減額になって内容が充実するのであればいいと思うのですけれども、その理由とあと昨年よりモニター制を導入をされて、非常に広報が見やすく、また住民に近くなったところそういう好評もいただいております、町民からですね、届けられております。

それは前進したのかなと思うのでありますけれども、今年またモニター制を続けられていくのでしょうかけれども、そのことに関しての進め方、考え方について、今年の方針についてお伺いをしたいと思います。

もう1点、57ページの総合支所費のところの、7節賃金のところではありますが、臨時職員が1人増えております、昨年よりもですね、これは仕事が増えたのか、どういうことでその1人臨職を増やされているのか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 近隣センターの管理人のことというふうにご伺ったのですけれども、コミュニティセンターですね、コミュニティセンターの管理業務につきましては、以前にも管理業者によって施設によって対応が違うというような苦情というかお声もいただきまして、私どももいたしましては委託をする際、更には年度途中で委託業務を受けている業者に対しまして、契約書、仕様書に基づい

て統一的に業務を行うようにと、また更には利用者の皆さま方に対して親切にというか、丁寧な対応をするようにということで指導をさせていただいているところでございます。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） 広報の印刷製本費のことと、それとモニター制度のことです。

両方実は関連しておりまして、モニターの方は全部で全町で地域ごとに分かれていて6名いらっしゃいます。

1年間いろんなやはり意見をお聞かせをいただきました。

その中には、先ほどのお話の中にもありましたように、詳しいのはいいのだけど、ちょっとページ数があまりにも多すぎないかという意見はやはりいくつか寄せられました。

確かに、それぞれの担当から原稿が上がってくるわけですが、どの担当もみんなきちんと伝えたいという気持ちはもちろんそのとおりなのです。

ただ、私どもで今担当をお願いをしているのは、担当課の段階で一時編集をしてくださいということにしております。

それを1年続けて参りました。

分かりやすく、だけどもコンパクトにまとめてくださいというお願いをしてまいりました。

なかなかまだ十分とはいえませんが、全体的にそういう空気はできあがってきたように思います。

その結果、従来に比べれば21年度もページ数を多少なりとも圧縮することができました。

そういったことで、無理に先に予算を減らそうとやったことではありません。

モニターのご意見、それから担当課の努力、そういったものの積み重なった結果というふうにお汲み取りをいただければと思います。

それから、モニター制度の今後なのですけれども、6人の方、町内全域なものですから一堂に集まってといってもなかなかこれ大変ですので、思いついたときにメールでもお電話でもいいですからお願いしますということで1年やってみました。

22年度は1年間それぞれ6人の方、ずっと興味を持って見てこられたと思いますので、こちらから出掛けていってじっくり腰を据えて意見を伺ってみるですとか、そういったこともこれから考えてまいりたいと思います。

○委員長（野原恵子） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 総合支所費の賃金の件でございますが、1名増になっておりますけれども、これは職員の異動に伴いまして、それを補うために臨時職員を置いたものでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 申しわけございません、管理人のはコミセンの方でございました、申しわけございません。

何べんもその苦情が寄せられている実態がありますから、是非善処していただきたいなと思います。

あと、広報につきましては、結構良くなったよという町民から好評をいただいております。

モニター制を導入されたひとつの成果が上がってきているのかなと思うのですが、その方向性として本当に住民参加といいますか、町の方からのお知らせなのですけれども、最も住民がお互いに交流できるような、住民の顔が見えるようなそういうその広報づくりの方向に、いわゆるモニター制なんかをご利用をして、方向付ける必要があるのではなからうかという、あるところでは住民が参加しまして、その編集だとかに携わっている行政、町もあるようであります。

そこまでは行かないと思うのでありますが、方向性としてそういう方向が模索をしていく、そういう段階なのではないだろうかというふうに思うのでありますが、どうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 企画室参事。

○企画室参事（長谷 繁） お話は分かるのですが、その住民参加ということですね。

国内でもその本当に先進的にやっているところは、広報に限らずインターネットのホームページも含めてなのですが、市民記者なんていう方法を取っているところもあります。

そういった、先進事例は多少は分かっているのですが、ただそれを今すぐ我が町ですぐ軌道に乗せられるかと、なかなかこれ前段のですね、いろいろ準備がありまして、それと今の体制ではちょっと実務上は厳しいかなと思います。

これは、方法論の問題になっていくとは思いますが、先ほど申し上げました方法というのは、やはり市なのです。

ある程度のスタッフがいてできること。

私どもでは2人、それと総合支所でも兼務のようなことなのですが、そういった実質上は3人の体制で編集を40ページ組んでいっておりますので、そこへそういった都市部の方法が不足とは思ってはいません。

ただ住民参加、お話の住民参加のことをということは十分分かりますので、方法をいろいろ調べて工夫してみたいと考えます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑ございませんか。ありません。

次に3款、民生費に入らせていただきます。

3款、民生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 3款民生費のご説明をさせていただきます。

65ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億6,843万9,000円であります。

1節報酬は社会福祉員、これは民生委員の方々に委員をお願いしておりますが、61人の方々の委員報酬のほか、民生委員推薦会開催に伴う6人分の委員報酬で、本年度は3年に1度の一斉改正の年となります。

また、地域福祉計画策定委員報酬は、15人2回分を計上しております。

平成21年度中の計画策定を予定しておりましたが、審議を延長しまして平成22年度に策定するものであります。

9節の旅費は、各委員に係る費用弁償が主なものであります。

なお、本年度は社会福祉委員の道内研修に係る費用を計上しております。

11節の需用費は、戦没者追悼式に係る消耗品費及び食糧費などであります。

19節の負担金補助及び交付金の主なものは、細節5の社会福祉協議会の運営及び各福祉団体の支援分に対する補助金、細節6の民生委員活動費交付金などであります。

20節の扶助費は、細節1の生活困窮世帯扶助のほか、細節2は水道料扶助であります。平成20年度の水道料金の改定に伴う負担増の軽減策として、児童扶養手当受給者、特別児童扶養手当受給者、障害者、75歳以上の独り暮らしの方々で、いずれも非課税である世帯であるものに対しまして、水道料金の改定前と改定後の差額分を助成するものであります。

66ページになります。

一番上の細節3は、下水道料等扶助でありますけれども、本年度予定の下水道料改定に伴いまして、水道料と同様の低所得者世帯等に対する扶助を行うものであります。

28節繰出金は、国保特別会計への繰出金であります。

2目国民年金事務費、本年度予算額304万7,000円であります。

国民年金の事務に要する経費で、7節賃金は嘱託職員を配置し、年金の資格異動や免除申請等の事務を行うものであります。

3目障害者福祉費、本年度予算額3億8,077万8,000円あります。

1節報酬は、障害者福祉計画策定委員12人に係る報酬で、本年度は第2期幕別町障害福祉計画の進

捗状況等について審議をしていただくものであります。

8節報償費の細節3は、地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業を実施するにあたり、要約記者のサービスを必要とする障害者への支援のための費用となります。

細節4は障害者の就労支援を行うもので、前年度と同様に役場において職場体験を行っていただくものとするものであります。

次に67ページになりますが、12節の役務費は、細節15の障害程度区分認定審査に伴う主治医意見書作成手数料。

細節18の障害者支援費の支払い業務を行う国保連への支払い手数料が主なものであります。

13節委託料の細節5は、障害程度区分認定に伴う訪問調査委託料。

細節6は地域活動支援センターひまわりの家に係る委託料。

細節7から細節11につきましては、町が地域生活支援事業として行う各種生涯福祉サービス事業に係る委託料となります。

19節負担金補助及び交付金の細節3は、身体障害者用として自動車を改造するための補助金。

細節4は身体障害者の免許取得費に対する補助。

細節5は障害のある方が、他市町村の地域活動支援センターを利用する場合の負担金となっております。

68ページになります。

細節の8は身体障害者福祉協会幕別分会が設立50周年を迎えられまして、記念誌の発行などの記念事業を実施されますことから、その事業に対しまして補助金を支出するものであります。

20節扶助費になりますが、細節1は障害者の施設サービスや居宅サービスに係る支援費。

細節2は特定疾患患者に係る通院費の扶助、細節3は障害者の日常生活用具扶助として、ストーマー一用装具などの購入に係る扶助。

細節6は腎臓機能に障害を持つ方が、人工透析を受けるために係る交通費の助成。

細節7は重度心身障害児を持つ家庭への見舞金。

細節9は障害者の自立支援医療費に係る扶助費。

細節10は地域生活支援事業などの障害福祉サービス費に係る自己負担額が、月額負担上限を超えた場合の扶助となります。

細節11は北海道が規定する特別対策推進事業におきまして、市町村が実施主体となる事業に係る扶助費となっております。

次に4目東十勝障害認定審査会費、本年度予算額、276万4,000円であります。

障害者自立支援法の施行に伴い、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町の十勝東部4町で共同設置しております、障害程度区分認定審査会に要する費用で、月に1回程度の開催に係るものであります。

次に69ページになります。

5目福祉医療費、本年度予算額、8,608万4,000円であります。

本目は重度心身障害者及びひとり親家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。

平成22年2月末現在の対象者は、重度心身障害者が394人で、前年度に比較しまして23人の減、ひとり親家庭等の方は902人で57人の増となっております。

70ページをお開きください。

6目老人福祉費、本年度予算額、3億4,096万5,000円であります。

本目は高齢者の方々の生活支援や、介護予防に関する事業、また敬老会、老人クラブ、健康増進センター等の生きがい事業など、高齢者福祉に関する経費を計上しています。

高齢者の状況でありますけれども、2月末日現在の65歳以上の人口は6,718人で高齢化率は、24.54%となり、前年より150人の増、率では0.5ポイント上昇しております。

1節の報酬は、老人ホーム入所及び生活支援ハウス入居に係る判定員の報酬であります。

8節報償費は、敬老祝い金が主なものであります。

11節需用費は、忠類地域と幕別地域の2カ所において開催する敬老会に係る費用が主なものとなっております。

71ページになります。

12節役務費は、細節15の緊急通報用電話機の架設に要する手数料が主なものであります。

13節委託料は、細節6の高齢者食の自立支援サービス、細節7の外出支援サービス、細節8の布団洗濯乾燥サービス、細節9の軽度生活援助事業、細節10の生きがい活動支援通所事業など、介護保険を補完するサービスとして実施をするものであります。

細節の12は、忠類地域の福祉バスを運行する運行委託のほか、本年度から幕別地域の福祉バス2台の運行を委託するものであります。

14節の細節の20は、忠類地域の70歳以上の高齢者がアルコ236を利用し、入浴した場合に係る使用料が主なものであります。

72ページになります。

18節備品購入費は、緊急通報用電話機について新規分が5台、更新分26台の計31台を購入するものがあります。

19節の細節3は、老人クラブ連合会補助金で、65歳以上の会員一人当たり1,700円を補助するものでありますが、前年度比では100円の減となっております。

細節5は特別養護老人ホーム札内寮に対する建設費補助分であります。

細節6は認知症高齢者グループホームのスプリンクラー整備に対する交付金1カ所分で、国からの全額交付となっております、予定されております。

20節扶助費の細節の2、老人保護措置費は自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費となっております。

細節3、社会福祉法人等介護サービス軽減費扶助は、本町では平成13年度から実施している軽減措置でありますけれども、平成21年度からは町独自の軽減策としまして、社会福祉法人以外の事業所が提供する介護サービスを利用した場合においても、同様に利用者負担額の一部軽減が受けられるように、低所得者等に対する負担軽減の一層の充実と、介護保険サービスの利用促進を図るものとなっております。

細節4、低所得者等訪問介護利用料扶助であります、これは町単独事業としまして、平成13年度から扶助をしているものであります。

28節繰出金は、老人保健特別会計及び介護保険特別会計への繰出金であります。

73ページになります。

7目後期高齢者医療費、本年度予算額、3億3,972万4,000円であります。

平成20年4月施行の、後期高齢者医療制度に係る経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金は、後期高齢者医療に係る町の負担分で、医療給付費の12分の1に相当する額を支出するものであります。

28節繰出金は、後期高齢者医療特別会計の繰出金で、広域連合及び市町村の事務費等に係る負担分、並びに保険料の軽減に対する保険基盤安定のための負担分を繰出すものであります。

8目介護支援費、本年度予算額、626万2,000円であります。

本目は介護予防プラン作成に要する費用であります。

7節賃金の臨時職員賃金のほか、13節委託料の細節5、介護予防プラン作成委託料が主のものであります。

9目介護サービス事業費、本年度予算額、1,954万7,000円であります。

74ページになりますが、13節委託料の細節5、デイサービス事業委託料が主なもので、忠類地域において実施しておりますデイサービス事業に伴う委託料であります。

10目社会福祉施設費、本年度予算額、279万5,000円であります。

本目は、主に千住生活館の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、千住生活館及び考古館の管理を併せて行う管理人の賃金となります。

75ページになります。

11目保健福祉センター管理費、本年度予算額、1,850万7,000円であります。

本目は同福祉センターの管理に要する費用であります。

12目老人福祉センター管理費、本年度予算額、567万4,000円であります。

本目は老人福祉センターの管理運営に要する費用であります。

次に76ページをお開きください。

13目の南幕別老人交流館管理費、本年度予算額、239万9,000円であります。

本目は同交流館の管理に要する費用であります。

次に77ページ、14目ふれあいセンター福寿管理費、本年度予算額、2,272万8,000円であります。

本目は同センターの管理運営に要する費用であります。

次に78ページをお開きください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額、4億8,968万2,000円あります。

本目は児童福祉に要する経費であります。

1節の報酬は、次世代育成支援行動計画の後期計画の推進状況等を審議していただく地域協議会開催に係る委員報酬で、3回分を計上しております。

8節報償費は、子どもの権利に関する講演会を開催するための講師謝礼であります。

9節旅費の細節1は、1節で説明しました地域協議会委員の費用弁償であります。

11節需用費は細節4、消耗品費の子どもの権利に関するリーフレット作成に係る経費が主なものとなっております。

12節役務費は細節1の子ども手当に係る郵便料が主なものであります。

79ページになりますが、19節の細節3は、2歳未満の乳幼児を持つ子育て家庭支援のために、指定ごみ袋購入費助成に係る費用であります。

20節扶助費の細節1は、児童手当であります。従来どおり本年の2月、3月分につきましては児童手当として6月に支給するもので、延べ5,169人分の児童手当を計上しております。

細節2の方は、子ども手当であります。本年4月分からは中学生までの児童一人当たり月額1万3,000円を支給しようとするものであります。来年1月分まで延べ3万4,740人の子ども手当を計上するものであります。

81ページをお開きください。

2目児童医療費、本年度予算額、7,410万4,000円あります。

本目は、就学前の乳幼児の医療費の扶助及び小学生の入院などに係る医療費の扶助のほか、これらに係る事務費を計上しております。

平成22年2月末現在の対象者数は、乳幼児分につきましては、1,365人で前年同月に比較しまして22人の減となっております。

なお小学生の入院に係る平成21年度中の受給者証の交付者は、2月末日現在で37人となっております。

20節扶助費は、乳幼児等の医療費を無料とするための医療費扶助で、また小学生につきましては入院などに係る医療費の一部を助成するものあります。

一定所得以上の方は対象外となっております。

次に3目常設保育所費、本年度予算額、2億2,533万3,000円あります。

本目は常設保育所4カ所の管理運営及び札内青葉保育所の指定管理者業務に要する費用であります。82ページになります。

82ページ、13節委託料の細節の10、青葉保育所指定管理者業務指定管理料は、平成22年度からの指定管理者による保育業務等に係る指定管理料であります。

通常保育のほかに、夜7時までの延長保育と病後時保育を行っていただくとするものであります。
83ページになります。

4目へき地保育所費、本年度予算額、6,797万6,000円であります。

本目は忠類地域1カ所を含む6カ所のへき地保育所の管理運営に要する費用であります。

7節の賃金は忠類地域以外の5カ所の臨時保育士及び代替保育士の賃金となっております。

84ページをお開きください。

13節委託料は、細節5の忠類へき地保育所の管理運営に係る委託料が主なものであります。

5目幼児ことばの教室費、本年度予算額、629万5,000円であります。

本目はことばの発達の遅れや、情緒障害児に対する回復訓練を行うための経費であります。

19節負担金補助及び交付金の細節4は、次の85ページになりますが、南十勝の広尾町、大樹町、中札内村、更別村及び幕別町の5町村におきまして、共同設置している南十勝こども発達支援センターに係る負担金であります。

6目児童館費、本年度予算額、3,223万4,000円であります。

本目は札内南、札内北、幕別南の児童館及び忠類1カ所、幕別1カ所、札内3カ所の5カ所の学童保育所の管理運営に要する費用であります。

7節賃金は、学童保育所に係る指導員の賃金であります。

11節需用費は、細節60で学童保育所入所児童のおやつなど賄い材料費が主なものとなっております。

7目つくし学童保育所建設事業費、本年度予算額、8,368万6,000円であります。

札内南コミセンに併設しております、つくし学童保育所につきましては入所希望児童の増加によりまして、狭隘となっておりますことから、北海道の森林整備加速化林業再生事業補助金を活用しまして、現施設の東側に約300平方メートルを増築するものであります。

12節の役務費の建築確認申請手数料のほか、次の86ページになりますが、15節工事請負費の建設工事費及び屋外遊具設置工事費、18節備品購入費の初度備品の購入などに要する経費を計上しております。

8目子育て支援センター費、本年度予算額、1,889万円であります。

乳幼児期の子育て家庭に対する子育て支援事業及び一時保育等の特別保育事業に要する費用で、忠類保育所内の忠類子育て支援センター、及びさかえ保育所内の幕別子育て支援センターの2カ所に係る費用であります。

7節の賃金は、幕別子育て支援センターに係る代替保育士及び臨時保育士賃金であります。

13節委託料は、忠類子育て支援センターに係る委託料となっております。

87ページになります。

3項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額、550万円であります。

本目は災害見舞等に要する費用であります。

以上で民生費のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしますが、休憩に入りますが、この前に質疑をされる方、ちょっと挙手お願いいたします。

それでは、審査の途中ですけれども、この際、14時15分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:15 再開

○委員長（野原恵子） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

質問のある方、挙手を。

中橋委員。

○1番（中橋友子） まず72ページの民生費の、これは老人福祉費ですね。

その19、負担金補助金及び交付金の6地域介護・福祉空間整備等交付金で説明では、スプリンクラーの設置ということでありました。

それについて先日、札幌で大変痛ましい事故があったばかりなものですから、このことに大きく関連することと思ひまして、お尋ねするのですけれども、幕別で現在9カ所ですか、グループホーム、まずこの設置対象となる施設がいくつあって、それで確かこれまで予算を組まれながらも、間に合わないというような形で繰越されてきたような経過があったと思ひます。

そういう経過も踏まえまして、今回またこうやって540万計上されているのですけれども、対象となる施設がいくつあって、いくつ設置されて、そして更にきちんとやっていかなければならないところの見通しですね、見通し、絶対ああいうことをやはり避けていかなければならないことだと思ひますので、調査も含めてこの数日の間に対応もされているのではないかと思ひますので、その調査結果も踏まえましてこの内容について詳しく教えてください。

それと、子ども手当に係わりまして、ページ数は79ページであります。

初めての実施する事業でありますけれども、これはこれまでの児童手当と関連する形で、つまり児童手当の上に、形の上では子ども手当なのですけれども、上乘せされるような形での支給というふう聞いております。

そうしますと、その地方自治体の負担も出てきているというふう聞いていますけれども、その内容とそれから支給については、町内に住んでいる、町内に住民票がある子どもたちだとは思ひますが、施設に入っている方とかいろいろな状況あるかと思ひます。

そういった対応について、どんなふうにするのか伺ひます。

次に81ページ、3の常設保育所であります。

4カ所の常設保育所で、行政執行のところだったでしょうか、新年度から所長制度を設けられて、担任を持たない先生が配属されるということをお伺ひしました。

それで、その目的といいますか、実際にどんな仕事をされて、どういう子どもの保育に貢献して行くのか、どういうふうにか引き上げていく役割を果たされるのか、伺ひたいと思ひます。

取りあえず以上です。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） グループホームの火災の関係でございます。

確か、平成18年の1月に長崎県でグループホーム火災がありまして、その後21年3月にも群馬県にも、無届の有料グループホームで火災、そして今回の火災ということで続けております。

本町におきましてはグループホーム、新しい消防法の施行がされ定められました前に、グループホームが7つ12ユニット定員108名、7事業所ができておりまして、これらにつきましては平成24年の3月31日までにスプリンクラーを整備しなさいというようなことになっております。

これに対して、国の方から交付金が出ておりまして、平成20年度に3カ所のグループホームのスプリンクラーの設置を予定しておりましたが、お話ありましたように器具が全国一斉で使われるということで平成21年度に繰越しまして、平成21年度にこの3カ所については、2カ所につきましては、2カ所繰越でこれは既に終わりました。

そしてもう1カ所、平成21年度当初から予定されたものについても終了しております。

現在、もう1カ所工事中のグループホームがありますが、これは3月19日に完了予定でございますので、この時点では7カ所中4カ所の工事が終わっていることとなります。

平成22年度にもう1カ所予定しております、残り2カ所につきましては、平成23年度にスプリンクラーを整備する予定となっております。

札幌でのグループホームの火災を受けまして、私どもも昨日町内の7事業所につきまして点検を全て回りに行いました。

消防法その他いろいろな設備の設置が義務付けられておりまして、消火器につきましては、全施設

で設置済みでございます。

ただ、自動火災報知機の整備につきましては、1カ所が未整備でございますので、これは今猶予期間中ということで、23年度に整備するというで法はクリアするというでございます。

またスプリンクラーは、今申し上げましたとおり現在7施設中で4施設で整備が終わりまして、今後22年に1カ所、23年度に2カ所という予定でございます。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（森 範康） 子ども手当に係る町負担分の額でありますけども、22年度約4,300万と試算しております。

それから、施設入所のお子さんに対する取扱いなのですが、住民票が本町に残っていれば当然そちらの住民票宛に、住所宛に周知文、制度の内容のものをこれは全世帯含めて、該当する全体含めて郵送で、あるいは広報で周知しようと考えております。

そのほかに、当該する施設の管理者というのでしょうか、この方々も当然子ども手当の支給ということについて認識されているでしょうから、本町からそういう施設に入所しているお子さまがいたら、その辺の連絡なり確認も含めて取って行きたいというふうに考えております。

次に、保育所長を担任を持たない、保育指針という施設長の責務ということで、4月から担任を持たなく配置するという予定になっておりますけども、その際における保育所長の役割として、まず基本的には保育所を統括する立場で保育士への助言指導、育成を図る。

それから、保育所あるいは保育士の自己評価を実施管理を図る。

それから、それぞれの子ども、年齢に応じた保育過程あるいは指導計画をつくっておりますので、評価及び実践、更には改善を図っていくと、そのほかに、施設の安全管理、衛生管理あるいは食育の推進を図るなど、相対的には保育所及び保育士の質の向上を図るための統括した責任者として、業務をして行っていただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） すみません、あのグループホームのスプリンクラーの設置のことです。

連日、札幌の火災が発生してから、毎日報道されない日はないということで、取上げられているのですけれども、1つはこのスプリンクラーが無かったということと、施設そのものの何と言うのですか民家を活用して、改造して施設にしていたということもありまして、そういった点で火災が起きやすいストーブもつかっていたということもあって、状況もあったということでありました。

うちの施設の中では、そういった施設そのもので問題は無かったというふうに思うのですけれども、この間、点検された中ではそういった施設そのものの状況はどうであったのか、これいづれにしても火災報知機にしましても、あるいはその計画書ですか、避難訓練なども位置付けられていると思うのですけれども、そういったことについて、計画書などもきちんと提出してやられているのかどうか、ああいうことを未然に防ぐための努力というのは、やってもやり過ぎではないではないというふうに思いますので、痛ましい事故がわが町で発生しないように、そういった点でもどうであったのか伺います。

それと、子ども手当については分かりました。

常設保育所の保育施設長さんということになるのでしょうか、新しい任務に就かれてそれぞれ保育内容の向上に頑張れるということでもあります。

私、過去に常設保育所で所長制度を取られて、2カ所の保育所を1人の先生が担当するという経過をずっと辿ってこられて、今日に至ったと思うのですけれども、保育の保育所自体の全体のその質の向上も含めて、専門家としてその努力、専門家として力を入れていくという点は大変こう何て言うのですか、前向きな前進の配置ではないかと思うのです。

欲を言えば、今その地域の保育力といいますか、そういう点でも非常に求められることが沢山あり

まして、保育力が低下していることが問題になっておりまして、専門の先生ということになれば、保育所の中と合わせまして、その設置されている保育所の地域での砦になっていくような、子育ての砦となっていく、そういった役割も必要になってくるのではないかと思いますけれども、そういった点での考え方についてはいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（森 範康） 平成13年まで、2カ所の保育所を兼務する保育所長というのが設置されておりました。

新年度、保育所長は兼務ということは考えておりません。

委員ご指摘のように、保育指針の中には地域との連携、あるいは子育て支援ということも施設長の役割、あるいは保育所の役割として歌われていますので、4保育所の施設長がそれぞれの保育所、あるいは保育所の地域において地域との連携、それからそこに通われる保護者、あるいは子どもたちに対する子育て支援を図っていただくようにも、図っていただくことも業務の大きな1つの内容として考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） グループホームの建物についてでございますが、ご承知のように本町のグループホーム、施設ともそれ専用にて建てられた建物でございますので、札幌のように民家を改造したとい例ではございませんので、構造上は消防法をクリアしているものでございます。

それから避難訓練の関係でございますが、私どもが昨日回りました中では、全事業所とも年に1回ないし2回の避難訓練は実施しているということです。

ただ、それが消防法の届けというか報告されていないものが1件ございました。

ただ、自主的にやっているということではございました。

それと、どうしてもその中で希薄だったのが、地域との連携をどう取るかというところが、やはり連携取れていない事業所がございましたので、こちらの方は指導をさせていただいたということでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） そのまず介護施設の方ですけれども、地域連携もすごく大事だと思います。

ちょっとこの場所では、これを求める場所ではないのかもしれませんが、この入所者の安全を保つという点で、こういったその設備の面で、安全に暮らせるようにしていくということが大前提としてあるのですけれども、もう1つ今回の状況を見てつくづく感じることは、その人員の体制、夜間1人ということが、これはそういう定員の状況であるから、当然1人だけが配置されて、その入所者全員の責任を負って、当直されるという状況がずっと続いてきておりまして、町内でもこういった立場で勤務されている方がいらっしやいまして、常に不安を訴えている状況がございます。

本当はこれ別なところで聞けばいいのですけれども、これは幕別町がそういうふうにするということではなくて、国の基準でありますから、やはり問題点として国に対してここは複数体制になるような、複数にしても事業所としてやっていけられるような、そういうその介護報酬といいましょうか、そういう改善が必要なときでありますし、こういうことがあった今だからこそ、声を上げていくということが大事だと思いますので、お答えいただければこの点についても求めたいと思います。

それと、保育所施設は単独でそれぞれの保育所に勤務されると、4カ所の保育所に、今まで先生方というのはそれぞれ担任皆さん持たれて、あるいは複数担任というところもありますけれども、持たれて保育に当たってられてきたというのが現状だと思います。

保護者の要望もあって、時間的にもかなり長い時間の保育ということもありまして、勤務している先生方のシフト制というのも入ってきています。

先ほど、地域の保育力の問題を上げたのですけれども、結局その預かっているお子さんに責任を持

って保育をする点では、今までもしっかりできたと思うのですけれども、段々そういう保育力の低下という中には、保護者との関係を密にしていかなかったら向上できないという面も生まれてきています。

それで、シフト制なんかになりますと、なかなか先生方、時間で変わっていくわけですから、保護者との接触時間も少ないというようなこともありまして、そういう点でもっともっと改善されたいのになという思いを持っておりました。

今回こういうふうな体制を取られてやっていくわけですから、専門に保育を持たない先生が1人誕生するわけですから、そういった子どもに視点をあてるのと、保護者に視点をあてるのと地域に向けていくという、ちょっと欲張りなのですから、そういった効果を是非期待していきたいと思いません。

もし、お答えありましたらお願いいたします。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 夜間の人員体制の関係でございますけれども、ご承知のようにワンユニットもしくはツーユニットでも、夜間は運営基準上では1人でも良いということにされておまして、本町におきまして7事業所のうち、私どものとらえている所では5つの事業所では複数、5つの事業所では夜間2人を配置しているということは伺っております。

ただ、お2人配置するということは、1名オーバーで配置するわけですから、その分当然人件費も掛かると、それに見合うだけの加算があるかというところ、そうではないというのが現実で、これが今のグループホームの運営上の大きな問題となっているところでございます。

今後、介護報酬を上げれば、今度それが保険料にも跳ね返るし、利用料にも跳ね返るといって、こういうジレンマがある中で、どうしていくかというところでございますけれども、いずれにせよ今回の問題につきましては、各自治体におきましても、同じような思いは持っているのだろうとは思いますが。

町村会等なりそこを通して、上げるべき要望については上げてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） こども課長。

○こども課長（森 範康） 保育所長の役割として現在考えていること、ほかに何項目がございますので、合わせてご説明させていただきたいと思っております。

まずは、先ほど申し上げました項目のほかに、苦情解決責任者として対応し、保育の改善を図る。

それから、保護者とのコミュニケーションの自立及び子育て支援の推進を図る。

それから、保護者会の設立及び運営を担当することということのほかに、基本的に最大今11時間の保育時間を設定をしております。

8時間以上超え11時間保育所に、保育所で1日を過ごされるお子さまの割合が、6割を超えている状況にあります。

そのようなことから、やはり保護者に対して乳幼児期、あるいは学校に入る前などに、どういうことが必要なかということも含めて、保育所長あるいは保育士から保護者に伝えられるような体制が取れていけば、更に良い方向に向かっていくのだろうなというふうには考えております。

そのために、現状今年度の保育所長も勤務ローテーションに入っておりますが、新年度からは一般事務職と同じように、8時45分から5時半までの勤務時間として平日の勤務で固定していきたいというふうに考えて、私がここまで言っているのか、ちょっと申しわけない部分もあるかもしれませんが、現課としてはそういうふうに希望を出していきたいというふうには考えております。

そのことにより、大体8時半から9時の間に保護者のお子さまの登所が一番多い時間になります。

それから、4時から5時半くらいが降所の一番大きな時間帯であります。

この間に、保育所長が保護者と会うことによって、その日々のことを保護者に伝えることも今よりは十分可能になってくるでしょうし、先ほどから申し上げておきますとおり、少しでも保育の質の改善、それから保護者の支援ためになればなど、なる方向に考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） 2点ほどお伺いしておきたいと思います。

1点目は、66ページの下水道料等の扶助、80万円であります。

今回の条例改正によって、値上げされた分、水道と同じ基準で助成すると、こういうことでこれ自身に反対するわけでないのですけれども、下水道条例のその改正の中でもいろいろ述べたところでありますけれども、国の健全化計画の中に値上げの計画も入っていて、それが主な理由で上げられたと、それによって、繰上償還などで3億7,000万ほどのこの財政的な効果があるのだと、こういうことであります。

そのことを考え、更に下水道その会計の中の財政状況というのは、年々良くなっていく状況が示されていると、そういう状況を考えたときに、この下水道の値上げ、少なくとも値上げ対策としてこの助成の拡大を水道会計、下水道会計の中でできないのであれば、ここできちんとその拡大して、還元すべきではないか。

それから、もうその1つ拡大すべきだという、その理由の中に再三申し上げておりますけれども、合併のときには、こうした公共料金を抑えるのだと、もう15%今回上がるわけですけれども、15%そのものが、合併のときのこの約束違反になっているということでもあります。

合併の財政効果が、順調に上がっているというような報告もしているわけでありましてけれども、そうであればあるほど、やはりそうした合併のとき、合併したらこうしていきますよというその約束を守る努力が、こういう助成拡大なんかには表れてこないとおかしいのではないかと、そのことをお聞きしたいというふうに思います。

もう1点は、72ページの特別養護老人ホームの建設費補助金、これは以前からずっと札内寮に対してのものだと思いますけれども、平成22年、23年にかけて、忠類のサテライト型の小規模の特別養護老人ホームの建設、これは具体化されてきているわけですけれども、平成22年これは札内寮が具体化していく関係にはあると思うのですが、それにいたしましても、どこの場所に建てるかでありますとか、いろいろやはり町との合意の中で進めていく、どういう設計にするとかという作業にも入っていくのだと思うのですけれども、そうした札内寮との話合いが、どういうふうに具体化されて、どの場所に建てられて、どういう手順で建てていくか、そのことを教えていただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） 水道料の助成の件でございますが、下水道料等の料金値上がり審議会等のご提言と言いますか、附帯意見もありまして今回につきましては、上水道と同じ要件に基づきまして扶助させていただくということにさせていただいております。

また、このことによりまして、合併時の話等もございましたが、今回は水道と下水道につきましては、料金の値上げ分に係りましての助成でありまして、金額的には少ないのですが低所得者の方におきましては、それなりに効果があるものというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 先ほどのご質問にあります72ページの老人ホームの建設費補助金でございますが、これにつきましては、平成22年度までの補助金建設費補助金で終わります、これで終わることになります。

それと、先ほどご質問のありました、どこに特別養護老人ホームのサテライト型を建てるのか、そのこと実はまだこれ法人とは詰められておりませんので、現在のところお答えできないというような状況となっております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） 担当者のところでは、下水道の扶助も、そういう答弁しかできないのだと思うのです。

先ほども申したように、2つの理由からもっと拡大して、それこそ値上げによる増収というのが約4,000万、3,950万なのですが、やはりそういうものをきちんと投じて、その公共料金はやはり合併のときのその約束のように、抑えていくのだと、それが合併の財政効果などを活かしていく道だし、住民に対する約束を守っていく一番大きなことだと思うのです。

いとも簡単にこうやって4年経った段階で、下水道も上がる何も上がるというようなことにしていないことがやはり必要だと思うのです。

前にも申し上げましたけれども、合併したらこうなっていくのだというものが、合併のときの方に終わってしまったのでは、これは両町村のその一体感の醸成でありますとか、これからのその町づくり、協働の町づくりと一緒にやっていくのだという、そういう意欲を削ぐことにもなるというふうにも思うのです。

だからその辺では、やはり真剣にその辺も考えていただきたいというふうに思うのです。

先ほども言ったように、その財政効果が3億7,000万あるって、やはりそれも一部こういうものに充てていく必要があるし、またそういう合併のときのその約束をちゃんと履行していくのだという、その2点からも是非必要だと思うふうに思うのです。

だからそのことをもう一度答弁していただきたいと思います。

それからサテライト型、まだいろんな詰めはできていないということなのですが、大体のスケジュールとしては、どんなふうになっていくのかお聞きしておきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 下水道の健全化計画に基づきまして、今回値上げをさせていただくことになったわけでありましてけれども、健全化計画に基づいて下水道料15%の値上げ、これによって下水道会計そのものが健全化を目指して健全に経営されていくことになっております。

基本的に増田委員のおっしゃるように、健全化計画で値上げした分、あるいは繰上償還によって浮いたといいますか、財源的にはかなり償還が進みますので、一般会計から例えば償還分ですということで、繰出しをしていた部分については減ってまいります。

ただ、そういったものは、元々、元々と言いますか、本来は一般会計も特別会計も全て含めた中でのやり繰りを、実際上させていただいていることになるわけですから、いろんな部分の福祉全般に渡る部分のところで、何とか活用させていきたいという考え方を持っているところでもあります。

これはほんの一例ではありますがけれども、例えば国保なんかにしても、値上げを抑えるために一般会計から、今まで幕別町としてはルール分の繰出ししかしておりませんでしたけれども、それは合併をしてからルール分以外の部分で、要するに赤字補填ということになるかと思っておりますけれども、そういった部分の繰出しもさせていただいております。

そういった部分、いろんな場面でその総合的に判断をさせていただいた上で、今回の下水道に関してのご提案は、水道料と同じく非課税世帯に対する扶助だという形にさせていただいたところでありますので、何とぞご理解いただきたいなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（原田雅則） 忠類地域のサテライト型の特養施設の今後の日程等なのですが、今ご存知のとおり、民設民営で真幸協会の方で進めておまして、2月に札内地域とそれから忠類地域の基本設計を発注したというふうに聞いております。

札内地域につきましては3月いっぱいまで、忠類地域につきましては5月中旬ぐらいまでにその基本設計を終わらすというふうに聞いております。

その5月中旬までに忠類地域はある程度、場所それから平面図、それからある程度の事業費等が出てくるというふうに聞いてございます。

一応、先ほど民生部長も場所はまだ確定していないということで答弁いたしましたが一応中で、確定はしていませんけれども、一応ふれあいセンター福寿の東、北東側という形では、事務段階では検討を進めているところでございます。

それから5月に基本設計が終わりましたら、その後実施設計に入りまして、23年度の夏以降工事が始まり、23年度の末に完成するというような予定を今のところ聞いているところでございます。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） 下水道の料金の関係ね、それは下水道会計の考え方としてのその考え方を申されたのですが、言われたのですけども、やはりもう1つの問題として、やはりその公共料金は減っていないのだという、これはあまりにも軽く考えているのではないか、やはりそれはきちんと上げざるを得ないのであれば、ちゃんと説明すべきだと思うのです、住民に対して。

これは忠類地域の住民だけでなく、やはりこっちに住んでいる人たちに対する約束でもあるのです。

合併したらこれだけの財政効果、114億の財政効果があって、そしてサービスだとか福祉なんかの、これもきちんと充実していくために、充てていくのですよというものを、きちんと出して合併しているわけですので、だからその辺は、これはほかのものが大変だから止むを得ない措置なのだという形で、どんどん崩されていくということは、やはり住民に対する説明にはなっていないのではないかと思います。

その辺についてはいかがですか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 健全化計画を作製した時点で、もちろん議会に対しましても説明させていただきましたし、それから値上げに関してはそれなりの手続きといたしますか、使用料審議会に諮って答申もいただいたところであります。

同じような水道料も下水道も同じような手続きで済まして、進めていたわけですがけれども、いずれにしましても、実質7月分からということに値上げをさせていただくことで、今回議決をいただきましたので、これから住民に対して、値上げに対し、もう値上げすることは決まっているのでありますけれども、説明をさせていただきたい、そういうふうな思いで今現在いるところであります。

私は下水道会計、今下水道の繰出金の部分の質問でございますので、下水道なのですけども、トータルとして福祉全体のことだと、値上げに関しては、値上げ、公共料金の値上げですね、それは私もなるべく避けたいという気持ちは持っております。

ただ、健全化計画の中では、どうしても一般会計からの繰入では国は認めてくれないわけですから、そういった部分の分については、人件費を削るですとか、経常経費を削るですとかいろんなやり繰りをさせていただいております。

それになお、料金を値上げしなければ、その健全化計画そのものを認めてもらえないという実態がありましたので、ここは止むを得ず値上げをさせていただいたということ、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） この値上げを、今回の公共料金の値上げを、その審議会の答申のせいにはいけないと思うのです。

○委員長（野原恵子） 増田委員、発言の途中ですが下水道の料金の値上げの問題は、下水料特別関係の中で発言していただきたい。

○8番（増田武夫） この値上げの問題を、80万の助成の拡大を更に上げる、拡大せよという質問なのです。

だから、会計の中でできないのであれば、この福祉の中でこれを拡大して、その合併のときの約束を守れという、こういう質問なのです。

○委員長（野原恵子） それなのです、続けてください。

○8番（増田武夫） 増やせということなのです。

だから、それはここだけの問題ではない、総括でやれというあれもあるかもしれませんが、だからどこでやったからどうではなくて。

○委員長（野原恵子） 拡大するというところでですね。

○8番(増田武夫) そう、拡大せよというあれです、あれは。

ただ、それはやはり守ってもらわなかったら、だからこれは合併が、合併することによって福祉の
だとか、住民サービスを維持していく、そう思って皆合併してきているわけですから、だからこの基
本的なところを崩されるのでは、やはりもっと真剣にそこを考えて欲しいと思うのです。

これが、値上げがやはり審議会の答申に沿ってやるのだから仕方がないのではなくて、それはその
下水道の会計の中の問題であって、やはりこれはこの拡大をして、そういうものに應えるべきだと、
それは再度言いたいと思いますけれども。

○委員長(野原恵子) 副町長。

○副町長(高橋平明) 答申を値上げを答申を受けたから実施するのではなくて、前段申し上げたよう
に、健全化計画がまずございまして、健全化計画をなぜつくらなきゃいけないのか、ですからその結
果として、値上げは決断せざるを得なかったというのが、私どもの考え方であります。

もちろん値上げをするということで、諮問させていただいたわけですから、それについての答申を
いただいたということでもあります。

決して、使用料審議会が値上げをせよといったわけではありませんので、それは私どもも理解はし
ております。

それと、前段増田委員がおっしゃった、下水道料の扶助をもっと範囲を広げてということでありま
すけれども、繰り返しになりますけれども、私どもとしましては、福祉全般といいますか、町民生活
全般に係る中で予算付けをさせていただいて、予算を提案させていただいているところでもあります
ので、そういった部分についての全般的なことでのやり繰りといいますか、やり繰りの結果として今
回提案させていただくのは非課税世帯、下水道と同じという対象範囲になってしまいますけれども、そ
の部分については、何卒ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○委員長(野原恵子) 増田委員。

○8番(増田武夫) ちょっと一言だけね、やはり福祉全体と言われますけど、乳幼児の医療費の拡大
して欲しいと言ってもそれはやらない、いろんなものはあるとは思うのですけれども、だからやはり
そこで福祉の向上だとか、そういう住民サービスを保っていくのだという、その視点をやはり今後も
持って欲しいと、そのことを言って終わります。

○委員長(野原恵子) ほかにございませんか。

谷口委員。

○2番(谷口和弥) 私の方からは2点質問させていただきます。

1つ目は66ページの社会福祉費の報償費の細目で言いますと、4番の障害者職場体験事業謝礼、20
万5,000円の部分であります。

障害者自立支援法においても、幕別町の障害福祉計画においても、障害のある方が地域に出るとい
うことの中で就労する、大変位置付けが高くてしかるべき予算の必要などではないかなというふう
に思っているところであります。

この金額でありますけれども、実際職場体験を希望される障害のある方、幕別町には何人くらい
いらっしゃるのか、そしてこの金額は何人、何事業所くらいの職場体験を見込んでいるのかという
のが1点目でございます。

2点目は70ページ、老人福祉費の需要費、細目で言うと50番、敬老会食糧費であります。

ほぼ昨年と同額の262万円という金額が示されているところであります。

大変楽しみにしている方が多くて、これもまた重要な企画だと、行事だと理解はしております。

今年度の敬老会は開催回数が記念回数だということで、従来のやり方を踏襲したというふうに記憶
しているのですけれども、来年度どんなやり方を今考えていらっしゃるのか、その辺のところをお聞
かせいただきたいというふうに思います。

○委員長(野原恵子) 福祉課長。

○福祉課長(横山義嗣) まずご質問の1点目の、障害者の職場体験なのですが、本年度につきまして

は5名の方、10日間ということで予算を計上しております。

昨年度につきましては、4名の方が3事業所から参加されております。

募集はしたのですが、当初10人程度の募集をしたのですが、昨年度は4名しか集まらなかったということで、今年につきましては、同じように事業所にはご案内を申し上げますが、5名10日間ということで予算を計上しております。

2点目の敬老会なのですが、昨年60回ということでご答弁させていただきました。

敬老会のあり方につきましては、昨年の暮れに老人クラブ連合会の役員の方と懇談をさせていただきました。敬老会のあり方について協議をさせていただきました。

町といたしましては、今までの敬老会のやり方でいきますと、札内スポーツセンターの会場が段々手狭になってまいりまして、あと何年後かには対象者が非常に多いということで、入れなくなるということがありますので、何とか対象者を限定したといいますか、開催の方法を変えて行きたいというご提案を申し上げましたところ、老人クラブ連合会の役員の方につきましても、その町の開催方法の変更については、ご同意をいただいたところであります。

それで平成22年度につきましては、従前同様の開催の方法とさせていただくところなのですが、平成23年度から、何とか開催方法を変えるための周知期間ということで、平成22年度におきましては、各種会合ですとか、いろいろな面で啓発活動に行っていきたいと思っております。

なお、平成23年度、老人クラブ連合会の方にご提案を申し上げましたのは、対象敬老会に招待する対象者を、敬老祝い金の受領される対象者の方に限定させていただくということで、一応案は示させていただいておりますが、詳しいことにつきましては、平成22年度におきまして、そのようなことでつめてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○2番（谷口和弥） それでは1つ目なのですが、今年は5人が10日間見込んだということのお話だったかというふうに聞こえてまいりました。

5人という人数が全ての希望者なのかどうなのかと、本来、職場体験をする、したことがこの地域に出る上でいいという人がもっているのではないかとというふうに、気がするのです、実際、募集をかけたならば去年は4人ということだったでしたけどね。

その辺のところを、人数をもっと増やすだとか、例えばこの受け入れの事業者数を増やすということでは、町の方ではどのようなことを考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

そして、敬老会の方は来年度も、来年度1回は従来のやり方をやるということの今お話でしたけども、いろいろと高齢者の方をしっかりと管理し、行事を運営するということではさまざまな苦労があるだろうということは、容易に推察できることなのですが、特に食事の関係など、昨年度、従来とはどのようなやり方でもって、管理をしっかりとされたかなど、具体的なお話を聞かせていただけたらなというふうに思うのですが、お願いします。

○委員長（野原恵子） 福祉課長。

○福祉課長（横山義嗣） まず1点目の障害者の職場体験なのですが、募集人員が一応5名ということなのですが、募集人員を図りまして、もし5人より多ければ日数等で調整して、皆さんの方に職場体験をしていただくというふうに思っております。

また、役場の中の業務も、なかなか障害者の方が就ける業務というのが限られておりますものから、その辺も考慮いたしまして、応募人数によりまして日数等で調整してまいりたいと思っております。

2点目の敬老会についてですが、昨年度は食品の管理ですね、食品衛生法に基づきましてその業者さんの納入時間ですとか、その検食の方法ですとかの保健所の指導によりまして、厳正に書面で通知いたしまして、時間を守っていただいて納入を守っていただき、食品の安全を確保したところでございます。

○2番（谷口和弥） はい、以上です、いいです。

○委員長（野原恵子） あとございませんか。

民生費につきましては、ほかに質疑がないようですので、以上をもって終了させていただきます。
それでは、質疑の途中ですけれども 15 時 20 分まで休憩といたします。

15 : 04 休憩

15 : 20 再開

○委員長（野原恵子） 次に 4 款、衛生費に入らせていただきます。

4 款、衛生費の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 4 款衛生費のご説明をさせていただきます。

88 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算額、3,292 万 8,000 円であります。

1 節報酬は、嘱託医師 16 人分の報酬及び健康づくり推進に係る協議会委員報酬であります。

7 節賃金は、乳幼児健診及び歯科検診に係る臨時職員等の賃金分であります。

8 節報償費は、細節 1 のパパママ教室及び子育て支援事業に係る講師謝礼、並びに細節 3 の夜間救急診療を帯広医師会に対応いただいている謝礼等であります。

9 節旅費は、嘱託医師に係る費用弁償が主なものであります。

13 節委託料は、各種健康診査に係る委託料で、細節 5 の妊婦一般健康審査委託料は、妊婦検診に係る公費負担の回数を 14 回とし、安心して子どもを産むことができる環境の整備を図るものであります。
89 ページになります。

19 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝圏複合事務組合の高等看護学院負担金のほか、細節 6 の十勝救急医療啓発事業負担金につきましては、十勝管内の町村から、十勝医師会にお願いをしている救急医療啓発事業に対する負担金であります。幕別町がこの事務を担当するもので、本年度予算額、134 万 8,000 円のうち、他の町村が負担する分 120 万円と、幕別町負担分の 14 万 8,000 円を合わせて十勝医師会に負担金として支払うものであります。

細節 8 は日曜診療に対する交付金。

細節 11 は公衆浴場の確保対策事業補助金。

細節 12 の妊婦健診助成金は、1 回につき 2,000 円以内で、10 回を限度に助成をするものであります。

細節 13 は不妊治療に要する費用の助成を行うものであります。

2 目予防費、本年度予算額、1,864 万 3,000 円であります。

本目は感染予防対策に要する費用で、90 ページになりますが、11 節需用費の細節の 70、医薬材料費は定期予防接種となった中学校 1 年生と、高校 3 年生のはしか及び風疹の混合ワクチンをはじめ、各種ワクチン代が主なものであります。

13 節委託料は、細節 5 の結核健診のほか、エキノコックス症、風疹、インフルエンザ、新型インフルエンザ等の予防、また細節 12 のはしか、いわゆるはしか及び風疹の混合ワクチン接種に係る委託料などあります。

19 節の新型インフルエンザワクチン接種費用助成金は、一度ご負担いただいた費用を償還払いとするものであります。

3 目保健特別対策費、本年度予算額、3,279 万 8,000 円であります。

本目は生活習慣病の予防など、保健対策として実施する各種健診に要する費用であります。

91 ページをご覧ください。

13 節の委託料は、細節 5 の胃の検診から細節 13 スマイル検診まで、各種検診に係る委託料であります。

細節 14 の後期高齢者健診委託料は、北海道後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて、再委託を

実施するものであります。

細節の15は同様に社会保険等の保険者から委託があった場合に、再委託を実施するものであります。

細節16は、女性特有のがんを予防するための検診で、国からの補助を受け実施するもので2年目となります。

92ページになります。

4目診療所費、本年度予算額、3,342万5,000円であります。

本目は駒畠、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療のほか、13節の委託料は、忠類地域の診療所及び歯科診療所の管理運営に要する費用であります。

93ページをお開きください。

一番上の18節の備品購入費は、忠類の診療所及び歯科診療所の備品を購入するものであります。

5目環境衛生費、本年度予算額、1億1,184万5,000円であります。

1節報酬は、省エネ普及員の活動に対する報酬及び公害対策審議会開催に伴う委員報酬であります。

7節の賃金は、環境衛生業務員の賃金が主なものであります。

11節需用費は、葬祭場に係る光熱水費及び機械設備の修繕料が主なものであります。

94ページ、13節委託料は、葬祭場の管理に係る委託料が主なものであります。

なお、細節11の環境調査分析委託料は、騒音、大気汚染、水質などの調査に係るものであります。

19節負担金補助及び交付金は、新エネルギー導入に対する補助金で、太陽光発電システムを一般住宅に設置した場合に補助するものであります。

1件15万円を上限として10件分、及びペレットストーブの導入に対する補助金として、1件15万円を上限として5件分を計上しております。

28節は個別排水処理特別会計への繰出金であります。

次に95ページになります。

6目水道費、本年度予算額、2億3,703万1,000円であります。

19節負担金補助及び交付金は、十勝中部広域水道企業団への補助金及び責任水量拡大負担金であります。

24節は十勝中部広域水道企業団への出資金であります。

28節の繰出金は、簡易水道特別会計への繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額、3億6,941万4,000円であります。

1節報酬は、廃棄物減量等推進審議会開催に伴う委員報酬であります。

11節需用費の細節の30、印刷製本費はごみカレンダー及び指定ごみ袋の作成に係る費用であります。

12節役務費の細節15は公共施設等に係るごみ処理手数料であります。

96ページになります。

細節16は指定ごみ袋取扱店に対する手数料であります。

細節18はごみカレンダーの配布に係る手数料であります。

13節委託料の細節の5は、ごみ収集委託料で、可燃、不燃、資源、大型ごみ等の収集運搬に係る経費であります。

細節の6は平成18年度で適正閉鎖工事が完了しました、豊岡ごみ処理場に係る地下水等の水質検査に要する費用であります。

19節負担金補助及び交付金は、細節3の十勝環境複合事務組合の負担金のほか、細節4は家庭用の生ごみ処理機等の購入補助であります。

電動生ごみ処理機につきましては15台分、コンポストにつきましては20個分の助成を予定しております。

細節の5は資源回収業者の協力に対する交付金であります。

細節7は南十勝複合事務組合負担金で、広尾町、大樹町及び幕別町の3町で共同実施をしているごみ処理事業に係る負担金であります。

以上で衛生費のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願いいたします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中野委員。

○11番（中野敏勝） 2点ほどお伺いいたします。

96 ページの 5 目の環境衛生費、19 節の負担金補助金及び交付金の新エネルギー導入促進補助事業な
のですけれども、数は今お伺いしましたけれども、94 ページの 19 節、新エネルギー導入促進事業で
すね、この部分の利用状況をお伺いしたいと思います。

それから、その次のページ、衛生費、これも 96 ページのですね 19 節、負担金補助金及び交付金の
4 番目の生ごみの処理機購入助成です、これは数、これも聞いたのですけれども、利用状況をちょっ
と聞きたいというふうに思いますので、お願いします。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず第 1 点目の、新エネルギー導入促進補助金の方から答えさせていただ
きたいと思います。

これにつきましては、大きく 2 つありますけれども、1 つは太陽光発電システムの導入に対する補助
金であります。

この利用状況というのは、実績ということになるかと思えますけれども、これにつきましては 18
年度は 4 件、19 年度は 4 件、20 年度は 4 件、21 年度、今年度は 10 件ということで確定しております。

それと、同じくここの中では、ペレットストーブの補助も入っているわけですが、ペレットス
トーブの導入につきましては、20 年度 3 件、21 年度は現時点におきましてはありません。

続きまして 2 点目、コンポストのこれまた補助の実績ということになるかと思えますけれども、コ
ンポストにつきましては、18 年度は 21 件、19 年度は 23 件、20 年度は 25 件、21 年度はまだちょっと
数字が固まっておりませんが、20 件台ではないかと思込んでおります。

電動生ごみ処理機につきましては、18 年度は 28 件、19 年度は 8 件、20 年度は 12 件、21 年度は 15
件の見込みであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中野委員。

○11 番（中野敏勝） 太陽光発電ということで、量が非常に多いような気がいたします。

予定では 5 件が目標となっておりますけれども、既に 21 年度は 10 件ということで、これ途中で増
やしていったのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 21 年度におきましては、当初予算では 5 台分を計上しておりました。

そして補正予算の中で 5 台分を追加いたしましたので、21 年度は合計 10 台ということで確定して
おります。

○委員長（野原恵子） 中野委員。

○11 番（中野敏勝） わかりました。

電動ごみの部分について、生ごみ処理の関係についてちょっとお伺いしたいのですけれども、実際、
利用されているのかなと思っていたのですけど、意外に利用されているわけですね。

ですから予算としていいのかなという気はいたします。

なければ、今後必要ないと思ってちょっと聞いてみたわけです。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに、中橋委員。

○1 番（中橋友子） まず 90 ページの予防費の 13 の委託料で、本年度の委託料の実施計画が項目で示
されておりますが、この項目にちょっと入っていないものですから、考え方についてお聞きしたいの
ですけれども、このところ 5 歳以下の子どもさんを対象とするヒブワクチンですね、髄膜炎に対する

そのワクチンの接種で防ぐということを取り入れている市町村が随分増えてきております。

多分これ一般質問のときにも、まだ未確定な部分があるのではというようなお答えだったので、国としても積極的にこういったものを取上げる姿勢になってきているということも聞いておりますので、その点での議論がどんなふうになされて、こういった予算の提案になっていたのか、結局どうして盛り込まれなかったのかということですね。

それと同じ観点から、子宮頸がんのワクチン、これも近年、芽室町であるとか、あるいは土幌町であるとか、そういうところで実施の方向に動き出しているという聞いております。

これも大変効果は高いのですが、費用が4万円ということで、値段も高いということもありまして、積極的に予防対策の中では位置付ける必要があったのではないかとこのように思いますが、この点でもいかがでしょうか。

次に91ページの同じく委託料で14、後期高齢者健診委託料これのそのどのくらいその健診率を見込んで予算化されているかということなのですが、ご承知のとおり後期高齢者医療制度ができましたから、この年齢の方たちの健診というのは義務規定ではなくて、努力規定になってしまったものですから、全道的には健診率がものすごく下がってしまったという実態がありました。

幕別町では助成措置も取り入れながら、事業に取り組んできた経過があるのですが、今年度はその受診率といいますか、健診率をどのくらい見て予算を組まれたのか、それともう一つ、16番目の女性特有のがん検診委託料、これ初めて予算計上されました。

これの内容についても説明を求めたいとおもいます。

もう一つ、ここで健診のいわゆる何て言うのですか、よくメタボ健診と言っている健診なのですが、これのその受診、健診の受診率ですね健診率を向上させていかないと、後期高齢者医療費へのそのリンクというような制裁措置がありまして、この点では非常に矛盾した制度だと思ってきました。

今回この委託料の計上の中では、全体の受診率をどのくらい上げられて、そういったペナルティには掛からないのかどうかということを知りたいと思います。

あと、ちょっと前段に戻ってしまうのですが、90ページの同じく予防費の19、負担金補助金の新型インフルエンザワクチンの接種助成でありました。

今回は10万円ということで、これまで今年の5月からですか、大流行しまして町としても補正予算を組みながら取り組んできたところなのですが、このインフルエンザに係りましては、新たなその今回大変予算が少ないのですが、鳥インフルエンザの大流行に対しての対処をこれまでも取られてきて、このこともそうではないかと思うのですが、新たなその強力なインフルエンザということも、随分懸念されているところがあります。

それでこの予算が縮小されておりますけれども、これで大丈夫なのかそういった別なインフルエンザの流行、新型の流行も考えて位置付けをされているのかどうか、伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 何点かご質問をいただきましたが、まずヒブワクチンの関係でございます。

2008年12月に接種可能になっておりまして、昨年くらいから道内の自治体でも公費助成が始まっているところがございます、22年度から札幌市もということはお聞きいたしております。

ただ、問題になるのが、ワクチンの安定供給がどうされるのかということも、なかなか予約しても日程が取れないというお話も聞いております。

国の方といたしましては、国内で接種した子どもたちのデータを集めて、安全性や費用対効果を分析したいというような考えでございます。

医薬業界の間では、23年度から定期接種化されるのではないかとこの話もございまして、ちょっとその辺のところは、今後見極めてまいりたいなと思っております。

それと、子宮頸がんワクチンの関係でございますが、これは今年の12月から発売されておりまして、これによってヒトパピローマウイルスを防止することによって、100%子宮頸がん、ヒトパピローマウ

ウイルスに近因する子宮頸がんを防げるというようなことでございますけども、今おっしゃいましたけども、3回の接種必要で1回あたり1万5,000から1万8,000円と、3回打てば4万円から5万円掛かると、しかも大体適齢期が中学2、3年生くらいでしょうか、なかなかお金が掛かるということなのでございますけども、これにつきましても、例えば本町で試算してみますと中学2年生、女子生徒全員に3回接種となると700万円くらい必要となります。

これがずっと続くというわけですから、ちょっといかなものかということもございます。

いずれにせよ、この2つのヒブワクチンと子宮頸がんワクチン、相対のこの本町の保健医療の中でどう位置付けていくかというのが、今後の大きな課題になるのだろうと思っています。

ただ、今までいろんなところで答弁しておりますように、あくまでも私どもの方としては、国の定期接種化になったものについては、それなりの対応をしてまいりたいというのが基本的な考えでございますので、今後、道内管内の他町村の動向もよく注視してまいりたいと思っておりますし、当然検討していかねばならないものだと考えております。

それから1つ飛ばしまして、女性特有のがんの関係でございましょうか、これ昨年の途中から事業化、国の方で事業化されまして、子宮がんと乳がんを、子宮がんについては20歳から5歳刻み、乳がんについては40歳から5歳刻みの該当する年齢の方に、無料でクーポン券を発行して、がんの受診率を高める動機付けをいたしましようというようなことで昨年始まりました。

昨年は、厚労省の方といたしましては、これについては10分の10、国の方で負担するというようなことでやっておりましたが、平成22年度については国の方は2分の1の負担、あと2分の1は各自自治体で負担しなさいよというようなことになって、梯子をかけられて外されてというような気分でございますが、当然5年間はやるというような方向性でございますので、5年間についてはこの動機付けをしっかりとやって、受診率を高めてまいりたいと思っております。

それから特定健診の関係でございまして、平成21年度ですか、特定健診、町民課の方で答弁ということでございます。

それから新型インフルエンザの関係でございまして。

今予算化いたしておりますのは、予防接種の委託料と助成金、償還払いの助成金を予定いたしておりますが、ただこれですね少し考え方として、頭出しだけさせていただきます。

今年の予防接種のあり方が、昨日の報道では厚労省の方といたしましては、従来Aソ連型、A香港型、B型、この3種の株を季節性インフルエンザとして接種いたしてまいりましたが、昨年の流行を見ますとAソ連型が皆無であったというようなことから、今年の季節性インフルの株の中に新型インフルを入れて、それとA香港とB型とこの3種を季節性インフルとして今年は接種するというような方向でございまして。

ただ、予防接種法の関係とか、いろんな保障の関係がまだ整理されておられません。

これに対して、これを定期接種化というふうに持っていくのか、あくまでも今までと同じように任意の一部負担で持っていくのかというのがまだ見えておられませんので、今後これらについては方向性が出てくるのであろうと、そういう状況を待っている段階でございますので、予算計上しているのは、従来の、昨年の新型インフルの予防接種の同じような想定した頭出しという考えでございまして。

それと、強毒性のトリインフルエンザに対する対応については、今回の中では予算化はされておられません。

防護服等については、昨年の揃えたものがまだマスク等も備蓄しておりますので、それらで対応するというようなことでございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 私の方からは、後期高齢者健診委託料について説明させていただきます。

受診状況につきましては、平成20年度は56人で1.8%であります。

平成22年度は、21年度につきましては、これはまだ見込みでありますけども170人から180人く

らい、大体6%台になる見込みであります。

平成22年度予算におきましては、300人程度ということで、率にして9%程度を見込んでおります。

20年度が何故このように低いかということなのですけれども、20年度は制度といたしまして、生活習慣病の既往者、既に掛かっている方については、健診の対象外ということにされていたことが大きな原因かと思っております。

国の方では21年度分につきましては、見直しをかけまして対象にするということになったことから、このように21年度は大きく伸びたのではないかと思っております。

町といたしましても、この健診につきましては、自己負担の1割分につきましては無料ということで町単独の助成をしておりますので、今後とも健康管理のために、これを大いに利用して受診率を上げるようにしていきたい、このように思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） 最後の質問は、特定健診の受診率が、健診率が低い場合にはペナルティとして、後期高齢者の医療制度の方に対する負担金増えていきますよという仕組みつくられてスタートしたはずなのですか。

それは、今も続いているのか、そして今回その特定健診も上げる方向ではいると思うのですが、どこまで目標としては、どこまで上げられて、その国の目指す基準と、幕別町が取組む健診の率については、その差異は生じないのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 後期高齢者につきましては、特定健診ということではなくて、先ほど説明しましたように健康審査ということであります。

国保制度の方が特定健診ということで、これにつきましては、その特定健診の制度が導入されたときに、その5年後の目標達成をされない場合に、ペナルティが科せられるということが言われていると、そういうことあります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番（中橋友子） それでは国保のところでお尋ねすればいいのですか。

わかりました、では取っておきます。

それで、まずはヒブワクチンとそれから子宮頸がんのワクチンのことにつきましては、国が定まっていなくて、様子を見られるということなのだろうと思います。

子宮頸がんについては、女性の発生率あるいは死亡率で乳がんに近い高い病気だということ、がんだというふうに聞いておりますので、これは確かに700万円掛かるということは、町としては負担は少なくないと思うのですが、完全にそのがんを抑えることができるということが、凄いなというふうに思っていて、この700万円で、幕別町のその中学2年生からが対象になるということでありまして、がんが防げていくというふうになれば、医療費の面からいっても実際にがんになってしまったら、1人だけでも相当な医療費が掛かってしまうという現状もありますので、これは早急にきちんと検討する価値があるといえますか、検討する必要があるというふうに思います。

七かワクチンにつきましても、どこでもそのワクチンの量が少ないのだということが問題にはなっているようなのですが、でも今帯広市内でも実際にその登録されている医療機関の中では、きちんと順次対応できるような仕組みもつくられているというふうに聞いております。

そういう情報も是非入手されまして、それでワクチンの助成もできるし、望む方が受けられるという体制もきちんと確立の方向に向けていただきたいというふうに思います。

それと頭出しという、この新型インフルエンザ、頭出しということは、つまり項目を置いておいて、途中でその状況が確定したときに、補正でも組んでやる意思があるのだという説明なのかなというふうに思うのですが、そうでしょうか。

結局、インフルエンザにつきましては、その年その年で流行る中身が変わってきますので、どれか

というふうに定めることがなかなか難しいのだというふうには思うのですけれども、しかしこの予算の中では、随分少ないなと率直に思ったものですから、その頭出しという何て言うのですか、位置付けをもう一度説明してください。

それと後期高齢者の健診のことについては、実情は分かりました。

これ、健診の中身なのですけれども、非常に何と言うのですか、一番はドックが一番総合的に、身体の異常を発見するためには有効だと思うのですけれども、これが弱かったのですよね、全体として。

幕別町のこの健診の項目の中には、人間ドックも入っていると思うのですけれども、その辺のこの内容についてもご説明いただけますか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） ワクチンの関係です。

特に、子宮頸がんについてはおっしゃったとおり年間で1万5,000千人くらい発症しているのではないかと、その中死亡しているのが3,500人程度ではないかと言われていたくらい、死亡率も発症率も非常に高いということで、その中でこの700万が、費用対効果ということで考えればおっしゃったおりのことだと思います。

同じ答弁でありますけど、検討してまいりたいと思っています。

それから、新型インフルエンザの予防接種の関係でございます。

私、勘違いいたしておりました。

ここで予算計上されておりますのは、現在新型インフルエンザのワクチンを予防接種しております分で、21年度生産に間に合わなかった分を、22年度に生産するという類のものでございますので、これからまだ病院とか個人から請求等が、年度が変わっても上がってまいりますので、それらを補填するものでございます。

従いまして、新しい今シーズンといいますか、新型インフルエンザに対応する予算化というのは、方向が決まってからまたゼロベースからスタートということになります。

○委員長（野原恵子） 答弁の方はよろしいでしょうか。

インフルエンザワクチンに対する答弁よろしいですか。

暫時休憩いたします。

○委員長（野原恵子） 休憩を解いて答弁お願いいたします。

健康推進係長。

○健康推進係長（境谷美智子） 申しわけありません。

幕別町の場合には、後期高齢者の健診も特定健診も内容については差異を設けておりません。

必要があれば、心電図等々の詳細健診についても、できるようにはなっておりますし、人間ドックの中で後期高齢の年齢の方が希望された場合には、同じ内容で実施をさせていただいて、それに助成をするという形で実施しております。

○1番（中橋友子） 分かりました。

全てできるということですね、はい分かりました。

○委員長（野原恵子） よろしいですか。

ほかに質疑はないでしょうか。

4款、衛生費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に5款、労働費に入らせていただきます。

5款、労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 5款労働費についてご説明を申し上げます。

97ページをお開きください。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,217万7,000円。

本目につきましては、労働者対策に係る経費であります。

19 節負担金補助及び交付金は、援農協力会、幕別地区連合会補助金、十勝北西部通年雇用促進協議会負担金が主なものであります。

21 節貸付金につきましては、勤労者の生活福祉の向上を図るため、運用原資を労働金庫に預託して貸付を行うものであります。

2 目雇用対策費、予算額 1,756 万 8,000 円。

本目につきましては、雇用対策に係る経費であります。国の緊急雇用創出事業を活用した事業を盛り込んでおりますことから、前年度予算の 3 倍を超える計上額となったものであります。

7 節賃金につきましては、2 つの事業を予定しておりますが、1 つ目は、高校、大学等新卒者で、就職を希望しながらも未内定の方を町の臨時職員として採用し、事務補助などの仕事を通して、社会人としての基礎的な資質を身につけてもらうとともに、この間に求職活動をしていただくことを目的に、平成 17 年度から実施しているものであります。本年度は上期 6 カ月間に 4 名を雇用することといたしているものであります。

2 つ目は、緊急雇用創出事業といたしまして、広報資料等の公文書を電子化するため、失業者 2 名の方を臨時職員として雇用するものであります。

13 節委託料、細節 5 から 7 につきましては、季節労働者の雇用対策といたしまして、町道の清掃、支障木の整理等を行うものであります。

また、細節 8 と 9 につきましては、国の緊急雇用創出事業として実施するものであります。細節 8 は明渠排水路の支障木等の整理、細節 9 は町有林の補植、下草刈を行うものであり、これらの事業によりまして、合計 6 人の方の失業者、6 人の失業者を雇用しようとするものであります。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

杉坂委員。

○17 番（杉坂達男） 雇用の創出ということですから、若干私の質問が次の農林費にあるところと関連いたしますが、97 ページの細節の 13 節の細節では 7 と 8 に町道の環境整備、それから明渠排水の支障木整理とあります。

これは本町では国が立ち上げた、19 年から立ち上げている環境農地水環境の事業がありますが、こういうところとの兼ね合い、あるいはまた、こういった地域は特定されているのかどうなのか、その辺についてこの款でお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 町内で行われております、いわゆる土地改良、農林方のそういった事業に外れるところを、選出いたしましてその事業をメニューとして事業にあてています。

○委員長（野原恵子） あとはございませんか。

よろしいですか、関連で。

○1 番（中橋友子） すみません、外れるということは、あれですね、今幕別町では水とみどりの事業というのでしょうか、それぞれ事業を立ち上げたところが明渠、あるいは支障木等の整理というのやっていますよね。

今のお答えですと、特にその札内地区の方は、そういう事業組まれてないとふうに聞いているのですけれども、ここの雇用対策で実施される事業というのは、その札内地区の方を実施されるということなのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 22 年度の計画の中では、町道の環境につきましては、五位地区の一部ということと、それから忠類のとうべり地区を計画しております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○1番(中橋友子) それはあれなのです、独自に事業を組んでらっしゃるところは、十数団体あると聞いているのですけれども、そういう人たちのやっている事業とは全く別に、うちの町が雇用対策として行っているということですね。

結局そのそういうところとの兼ね合い、実際にその独自でやっている人たちはその人たちで、明渠や支障木をきちんと管理する仕事に取り組むのですが、うちの町は直接やるということなので、その辺の兼ね合いといいますか、その公平性といったらおかしいのですけれども、問題はないのでしょうか。

○委員長(野原恵子) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 農地水の関係では、それぞれの地区におきまして、それぞれ管理していただく場所が大体こう決まっております。

それは、従前どおりやっておろして、ご苦労いただくということにして、今回は手の届かないところ、全く管理区域から外れるようなところ、例えば忠類なんかもそうでありますけれども、そういったところをやらせていただくということで、町域全体の保水能力がこのことによって上がるということを目指し、さらにはその今回は失業対策でありますので、まずは人を、失業者を雇って働いていただくということを主眼としております。

ただ、前段申し上げましたように、農地水でやっていただいているところが、自分たちやるのが馬鹿みたいだなというふうに思われぬように、そういうところは手を掛けないで、従前から対象外となっている区域で、排水能力の向上するという観点からやらせていただいているところであります。

○委員長(野原恵子) よろしいですか。

5款、労働費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に6款、農林業費に入らせていただきます。

6款、農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 6款農林業費についてご説明をさせていただきます。

98ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額、1,709万7,000円。

本目につきましては、農業委員会委員の報酬及び事務局運営経費が主なものであります。

2目農業振興費、予算額、1億5,265万2,000円。

本目につきましては、農業振興に係わる各種事務経費、補助金、負担金が主なものであります。

99ページになります。

19節負担金補助及び交付金、細節10は町内の農業関係機関、団体等で組織いたします、ゆとり未来21推進協議会に対する補助。

細節11から13につきましては、各種借入資金に対する利子補給。

細節15、ふるさとづくり支援事業補助金は、堆肥、緑肥種子の購入及び堆肥の切りかえしに係る補助であります。

細節18は、忠類地域における中山間地域等直接支払い交付金。

細節19は、町と町内4農協で構成いたします農業振興公社の運営費補助であります。

101ページになります。

細節25、農業経営緊急対策資金利子補給費補助金につきましては、農業生産資材の価格高騰に伴い、農業者が農協から借入れた農業経営緊急対策資金に係る利子補給であります。

細節26、冷湿害農業経営緊急対策資金利子補給費補助金につきましては、昨年の冷湿害により被害を受けた農業者が、経営安定のため借入れた冷湿害農業経営維持資金に係る利子補給であります。

3目農業試験圃場費、予算額、281万5,000円。

本目につきましては、試験圃の運営経費であります。本年度につきましては、施肥試験、品種比較試験など16課題の試験を実施する予定としております。

102 ページになります。

4 目農業施設管理費、予算額、697 万円。

本目につきましては、農業担い手支援センター、ふるさと味覚工房に係わる管理運営経費であります。

7 節賃金は、味覚工房で管理指導にあたります臨時職員 2 名分の賃金であります。本年度につきましては、利用者に対する指導のほか、味噌づくりなど 4 つの講習会を予定しているところであります。

次のページになりますが、5 目畜産業費、予算額、4,224 万 5,000 円。

本目につきましては、畜産振興に係わる経費であります。13 節委託料につきましては、畜産農家における自給飼料の確保と労働力不足の解消と合わせ、耕種農家における輪作体系の改善を図ることを目的に、耕畜農家間における受委託栽培の可能性を検討するために実施するものであります。

具体的には、耕種農家が飼料用とうもろこしを肥培管理した場合の収量、作業時間、費用や土壌物理性の変化などを調査するものであります。

18 節備品購入費は、北海道農業開発公社から貸付を受けておりました肉用雌牛の購入費用であります。

細節 20 につきましても新規事業であります。家畜伝染病の発生が依然として減少をみない中、一度発生すると大きな経済的打撃を受けますことから、町、農協、農業者による補助制度を創設し、特定の伝染病発生農家に対し、消毒、治療、自主淘汰に係わる経費の一部を寄付するものであります。

幕別町家畜伝染病自衛防疫組合が事業主体となって実施するものであります。

なお給付金の負担割合につきましては、町が 4 分の 1、農協が 4 分の 1、農業者が 4 分の 2 とするものであります。

19 節負担金補助及び交付金。

細節 6 から 8 につきましては、畜産関係団体に対する団体運営補助。

細節 9 から 104 ページの細節 11 につきましては、各種借入資金に対する利子補給。

細節 15 につきましては、乳牛の購入または保留のため借入れた資金に対する利子補給。

細節 16 につきましては、雌雄判別精液の購入に対する補助であります。

細節 17 につきましては、新規の事業といたしまして、体格発育に優れた和牛を生産し、農家経営の向上と和牛繁殖産地の形成を図るため、基本本源登録時の体格得点、81 点以上の雌牛を保留した農家に対し、1 頭当たり 3 万円の補助を行うもので、農協も同額補助するものであります。

細節 18 及び 19 につきましては、本年度から着工されます幕別、忠類、それぞれの地区における道営草地整備事業に係る負担金であります。

6 目町営牧場費、予算額、5,271 万 5,000 円。

本目につきましては、幕別地域 1 カ所、忠類地域 4 カ所の町営牧場の管理運営費であります。忠類地域におきましては、昨年度預託頭数の減少から、共栄と晩成の 2 牧場でのみ預託受け入れを行ったところであります。本年度におきましても、現在のところほぼ前年並みの頭数と見込まれておりますことから、前年度同様 2 牧場での受け入れを予定しているところであります。

106 ページになります。

7 目農地費、予算額、3 億 4,039 万,9000 円。

本目につきましては、土地改良施設の管理運営及び国営、公団営事業の償還に要する経費であります。

次のページになります。

13 節委託料は、上統内排水機場及び幕別ダムの点検等委託に係る経費。

108 ページ 15 節工事請負費は、中里、相川両地区の農道舗装工事が主なものであります。

19 節負担金補助及び交付金、細節 3 国営事業償還金は、古舞地区ほか 2 地区、細節 4 公団営事業は、幕別地区いわゆる東西線であります。これの償還金。

細節 8 北海道農地水環境保全向上対策協議会負担金は、南勢地区ほか 11 地区約 1 万 2,500 ヘクタールの農地保全事業に係る町の負担金であります。

8 目土地改良事業費、予算額、1 億 7,541 万 9,000 円。

本目につきましては、土地改良事業の事務的経費及び道営事業負担金が主なものでありますが、次のページの 19 節負担金補助及び交付金、細節 5 から 8 につきましては、道営畑総事業 4 地区に係る負担金であります。

なお、畜産担い手育成総合整備事業費につきましては廃目であります。

110 ページをご覧ください。

2 項林業費、1 目林業総務費、予算額、2,858 万 3,000 円。

本目につきましては、林業振興に係わる経費であります。7 節賃金 8 節報償費及び 18 節備品購入費につきましては、鹿、キツネなど有害鳥獣駆除に係る経費であります。

18 節備品購入費では、鹿用くくりわな 30 基とキツネ用箱わな 1 基を購入しようとするものであります。

19 節負担金補助及び交付金、111 ページになりますが、細節 9 から 12 につきましては、民有林振興に係わる補助金であります。

細節 9 は森林組合に対する補助金、細節 10 は除間伐、細節 11 は造林、細節 12 は森林整備活動支援といたしまして、それぞれ民有林の所有者に交付するものであります。

2 目育苗センター管理費、予算額、4,917 万 1,000 円。

本目につきましては、忠類育苗センターの管理運営に要する経費であります。13 節委託料が主なものであります。

なお、本年度におきましても昨年度同様、トドマツ 25 万本、アカエゾマツ 10 万本の合計 35 万本の出荷を見込んでいます。

以上で農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わったところでありますけれども、この際 16 時 25 分まで休憩をいたします。

16：13 休憩

16：25 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑はございますでしょうか。

前川敏春委員。

○10 番（前川敏春） 110 ページなのですが、2 款林業費の中の 8 節、13 節、18 節の有害鳥獣に関してのことで 2、3 お聞きをしたいと思えます。

今有害鳥獣でも、今一番鹿の生育頭数が道内で、道の試算ですが 60 万頭くらいいるのではないかと、試算も出ています。

そういう中で、幕別我が町内も、大変今鹿の食害で大変こう農業者の皆さんは、苦勞をしているわけでありまして、4 月から農作業が始まるわけですが、まず最初に野菜関係は被覆材、寒いですから使うわけなのですが、そういう被覆のかけた上を鹿の群れが走ったり、そしてまたビート移植をすると、またその移植のやっぱりポットを摘んで食べるとか、そしてまた馬鈴薯もそうなのですが、収穫する頃に馬鈴薯畑が食べて運動場みたいになったり、また麦もそうなのですが、そういう何て言うのですか、鹿道ができたり、また豆類については莢を食べられたり、大変大きな被害があると思えます。

そういう中で、ちょっとお聞きしたいのですが、今大体おおよそ町内でどのくらいの総頭数がある

か、その辺の把握はされているのか、それからあと年間のおよそ町内での鹿による被害額、これは鹿ばかりでなく、キツネとかカラスとかハトもそういういろいろいるわけでありませけれども、そんな中で、あと過去3年くらいのデータで、その駆除頭数ですか鹿の、それと鳩とか、カラスですかそういう数が分かりましたら、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 鹿に関する被害、有害鳥獣に関する被害の関係でございますけれども、まず鹿の頭数、町内の頭数ということなのですが、鹿につきましてはご承知のように移動しますので、町内における頭数というのは、なかなかこれ把握をしづらいというようなこともございまして、実際の数値といたしましうか、頭数については把握をしてございません。

そういった現状でございます。

それから、被害の関係ですけれども、有害鳥獣による被害ですけれども、鹿ということで約相対の被害額、これは平成20年度の末に、ゆとり未来21推進協議会が中心となりまして、被害実態調査を実施したところでありますけれども、約8,000万ほどになります。

その約8割が鹿による被害ということで、約6,000万ほどの被害になります。

ただこの被害額につきましては、被害を受けた面積に一定の単価を掛けて積算したものでございませので、若干多めに出ているのではないかとというふうに考えています。

それと駆除数です、駆除数でございますけれども、有害鳥獣の駆除数といたしましては、平成19年が鹿が110頭、キツネが2頭、カラスが4羽、それから平成20年度につきましては、鹿が98頭、それからキツネが16頭、カラス等が29羽、それから平成21年度でございますけれども、鹿が74頭、キツネが36頭、カラス等が59頭というような数字になってございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川敏春） 今大体お聞きした中で、頭数については出入りといいますか、動くので把握はできないということでありましたけれども、被害額が大体8,000万のうち8割の6,000万くらいが鹿の被害状況にあるということですよ。

そういう中で、1つその有害鳥獣の委託料の中で、これはそれぞれ駆除される専門の方に委託をされているというふうに思うのですが、その中で、実際そのいくらかの鹿1頭当たり、鳩、カラスですか、1羽当たりの御礼というか、謝礼金ですか、キツネ等のそれちょっと内訳といいますか、どれくらいの謝礼金を出しているのか分かりましたらお願いします。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 有害鳥獣の13節の委託料の関係でございますけれども、細節6の有害鳥獣駆除委託料につきましては、高所、高木、高い木の上でできましたそのカラスの巣を駆除するためのその車の借上の部分でございまして、これについては、そういう苦情があれば、この委託料で対応するというものでございまして、通常の駆除につきましては、猟友会幕別支部の方をお願いをしまして、駆除をいただいている、それから賃金で、町が直営で有害鳥獣の駆除作業員を雇って対応をしているというような状況でありますけれども、委員おっしゃられますのが8節報償費になります。

有害鳥獣駆除出動謝礼ということで、こちらの方で、その有害鳥獣を駆除していただいたものについて、1頭当たり、あるいは1匹当たり、1羽当たりいくらかという形で謝礼をお支払いしております。

単価につきましては、鹿が1頭当たり5,000円、キツネが1匹当たり3,000円、カラス等につきましては、1羽当たり300円という単価になってございます。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川敏春） 今その謝礼金ですか、お聞きしたのですが、ここで1つ大動物の鹿5,000円、キツネ3,000円は分かるのですが、鳩とかカラスですね1羽300円の謝礼というのは、これ行って捕獲する人に大変な負担になっているのではないかなと思うのですが、その辺どういう判断に立っているのですか。

- 委員長（野原恵子） 農林課長。
- 農林課長（菅野勇次） この有害鳥獣の謝礼の単価でございますけども、ちょっと今手元に、管内の数値はないのですけども、大体管内の平均的な数値といいたいまいしょうか、単価を使用しているということでございます。
- 委員長（野原恵子） 前川委員。
- 10番（前川敏春） 分かるような、分からないようなあれなのですが、実はこの300円、1羽ですね、例えば100メートル先とか500メートル先、近ければいいのですが、そこから20キロの先まで行って、捕獲してくれと言っても、何も手当もなく300円で行ってもらっているのですか。
その辺ちょっとお聞かせください。
- 委員長（野原恵子） 農林課長。
- 農林課長（菅野勇次） 現実的に、鳩それからカラス等の駆除については、例えばその移動に掛かる例えば交通費ですとか、そういったところにまでには至ってないというのも我々も認識をしておりますけども、あくまでも謝礼ということで、どちらかというとそのボランティア的な活動になろうかと思っておりますけども、この単価をお願いをしているところであります。
- 委員長（野原恵子） 前川委員。
- 10番（前川敏春） ただ私も、これ3年間くらいの予算決算書を見させていただいたのですが、これについての予算も決算もほとんど変わりなく、この価格で予算措置された中で、やり繰りされているのだらうと思うのですが、年度ごとに捕獲の数が違うわけですよ。
ちょっと矛盾もあるのですが、まあいいです。
実は、今、道の方でエゾ鹿被害が拡大する北海道は、鳥獣被害防止総合対策事業というのを道で打ち出したのです。
それで、その予算が3億5,000万円ですか、今年度は予算計上されてくるのですが、こういうものを上手く町もいろいろ出費で大変なものですから、こういう事業と一緒に合わせた中で、相対的にそういう有害鳥獣の駆除に当たっていけばいいのではないのかなと思うのです。
そしてまた2、3日前の芽室町の中で、鳥獣被害対策協議会を設置されたのです、ということは、この道の今のこれに、上手くこう一緒に合わせた対策を打っていかうという形も見えるわけなのですが、その辺についてはどういうふうにご考えておられるのか、ちょっとお聞きします。
- 委員長（野原恵子） 農林課長。
- 農林課長（菅野勇次） 道の対策もでございますけども、国では平成20年になりますかね、20年の2月に鳥獣被害防止特別措置法という法律を策定いたしまして、鳥獣被害の対策に向けて、いろんな措置といいたいまいしょうか、対策を講じるような流れにはなっております。
- 本町におきましては、先ほど申し上げましたように、平成20年度末に被害の実態調査を実施いたしまして、平成21年度1年掛けまして、その実態調査の分析を行いまして、本年度末21年度末に幕別町の被害防止計画を策定する予定でございます。
- 今後につきましては、この被害防止計画に基づいて、対策の方を講じていくような形になろうかと思っておりますけども、この被害防止計画を策定いたしますと、どういうメリットがあるかと申しますと、まず権限委譲ということで、今現在、鹿の駆除につきましては、北海道の許可が必要になります。
それが、権限委譲を受けることによって、北海道に変わって捕獲許可を権限を行使できるというようなメリットがございます。
- それと財政的な支援としては、地方交付税の措置率がアップされると、今現在も特別交付税なりで若干ではありますけども、措置されているところではありますけども、その措置率がアップすると、合わせまして、国の鳥獣被害防止総合対策事業という事業に乗っかれるというようなことがございまして、その事業に基づいて、罠の購入ですとか、そういったような事業を実施できるというようなメリットもございまして、今そちらの補助事業に何とかその乗れるように、申請といいたいまいしょうか、防止計画を策定して、そちらの事業の方に乗れるような形で考えてございます。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○10番（前川敏春） よく分かりました。

それで、今こういう道からの、そういう道のそういう事業が始まるわけですから、どうかそういうところと連携しながら、町内の農業者を守るという点からも、どうかその被害をできるだけ少なくするように努力をいただきたいと思います。

終わります。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番（増田武夫） ちょっと2点ほどお聞きしたいと思います。

1点は、農業振興費に入るのか、ちょっとはつきりしないので、お許し願いたいのですが、最近やはり農業も大規模化してきたりなんだから、農村で働きたいという人、農村労働者も増える傾向にあるのではないかというふうに思うのです。

やはり、そういう人たちが寝泊りできるような場所が必要だ、そういう意見も農家の方々から聞くこともあるのですが、そういうものとして、例えばそれは利用方法が決まっているのかもしれませんが、駒島のその小学校が廃校になって、その教員住宅の利用方法だとか、そういうことを考える場合に、農村労働者のその宿泊する場所の確保にも使えないかというようなことも考えられるのですが、そうした方策を今後考えていく、いるのかどうか、それが1点です。

それから、もう1点は104ページの入牧料の関係、入牧の関係なのですが、年々減ってきたというようなこともあって、忠類の牧場は晩成と共栄だけだというようなお話でした。

去年もそうだったと思うのですが、中当の牧場だとか、そういうところは確かゆうどう牧場に貸与したというようなことも聞いているのですけれども、そうした状況は今年はどういうふうになっていくのか、何頭くらい入牧予定を見ておられるのか、その点をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部参事。

○経済部参事（飛田 栄） 1点目の農業者での農業の従事者の住宅問題でございます。

一例として、駒島小学校の廃校に伴う教員住宅の関係、これにつきましては、今後教育委員会の方の所管というか、そういったことでどうなるかということは、今後の推移を見なければ、今のところ私どもからはちょっとお話しはできないのですけれど、確かに委員ご質問のとおり、農業者の方の規模が拡大をし、それに伴う雇用者の増も増えております。

そういったことでありますけれど、今現在どれくらい的人数がおられるかちょっと実際的な把握はしておりませんが、実態的にはそれぞれの雇用者側で住宅の施設を用意し、そこで寝泊りをしてもらいながら、従事者の住宅問題については、対応をいただいているというのが実態ではないかなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 農林課長。

○農林課長（菅野勇次） 入牧、町営牧場の入牧頭数の関係でございますけれども、入牧頭数につきましては平成20年度が1,052頭、それから21年度が1,116頭ということで、ここ数年ですとね大体1,000頭強から1,100頭くらいで推移をしております。

22年度につきましても、同程度の入牧頭数を見込んでございます。

○委員長（野原恵子） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 中当第1牧場、中当第2牧場の使用の関係でございますが、中当第2牧場につきましては、今後の牧場の整備の関係で、引き続き牧場として使う予定があるものですから、牧場としてその機能を生かしていきたいということで、昨年度につきましてはゆうどう牧場の方に、一体的に管理していただきました。

そして中当第1に関しましては、草地刈りということで、草を地域の農業者の方に刈っていただくという形で進めております。

平成22年につきましても、同じ考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○8番(増田武夫) 農業労働者のその住宅関係ですが、現状としてはその個々に対応をしてもらっているということだと思うのですが、やはりこれから失業者がうんと増えるというような状況の中で、やはり農業にもそういう失業者を呼び込んでくる、そして更に農業を発展させるという立場に立てば、やはり政策的に、どのくらいそうした農業労働者の住宅需要なんかも、どれくらいあるのかというような調査もして、そして必要に応じて、そうした住宅も確保するというようなことも積極的にやっていくべきではないかと思うのです。

その辺のその考え方を1点お伺いしておきたいのと、それから牧場の入牧頭数が段々減ってきているということで、ここ3、4年、18年度から見ますと、1,010から1,100頭前後というようなことであります。

牧場としては、収容能力が沢山あるわけですので、そういうところを積極的に利用してもらおうという意味では、入牧に対する、入牧料の助成を2年間やってきましたよね。

それが、今年はどうなるのか、今年が多分元に戻るのかなと思うのですが、やはりそういう直接畜産農家、酪農家をその援助していくという意味では、入牧料の減免なんかは、非常に大きな効果を上げると思うのです。

その辺については、今年度はどうなるのか、その考えはないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

○委員長(野原恵子) 経済部長。

○経済部長(飯田晴義) 1点目の住宅の確保についてでありますけれども、幕別町内には農業担い手支援センターという施設がございます。

これは、元々は農業を職業として来られる方にまずは住んでもらおうという、そういう設置目的がありましたし、施設の中には農業研修で来られる方、体験をされるという場合もありますので、そういう方のための和室、個別の部屋ではないので、和室も3室用意しております、全部で12の15人が15家族といえますか、泊まれるような施設がございますので、まずはこういった施設をご利用いただくのが一番良からうかというふうに思っておりますし、あと教員住宅の有効利用というお話も出ましたけれども、そういうことで対応ができないとなれば、そういう柔軟な対応も必要でしょうし、あるいは忠類地域でいきますと、宿泊ロッジというのも一時的な活用はできますので、そういうところに泊まっていたらいいうちに、こういうところに住んでいただくという対応も可能かと思っておりますので、いずれにしても柔軟な対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

○委員長(野原恵子) 農林課長。

○農林課長(菅野勇次) 入牧料の減額措置の関係でございますけれども、平成20年度と21年度の2カ年に渡って、入牧料の減額、1日1頭当たり230円を200円に減額をしてございました。

それにつきましては、当初から2年間ということで、この施策につきましては、配合飼料価格の高騰などによる緊急支援的な措置で、2年間の年限をもって措置したということでございますので、今回は22年度からは終了と、21年度を持って終了ということで、他の畜産施策との兼ね合いですとか、そういったものを、総合的に勘案した中で、ゆとり未来21推進協議会の協議を得まして、ほかの畜産総合政策の方に振り替えたといえましょうか、というような計画でございます。

○委員長(野原恵子) 増田委員。

○8番(増田武夫) 農村労働者のその住宅の関係、そういう担い手センターですか、そういう場所も確かにあるのでしょうかけれども、やはり酪農、畜産のその労働ということになれば、朝早くから夜遅くまで、昼間休憩時間あったにしても、早くから遅くまでという、そういう特殊な働き方をしなければならないという状況もありますので、やはりなるべく近くに、近く、近くにやはりあることが非常に重要な要素だと思うのです。

忠類の教員住宅の空住宅の活用でありますとか、それからいろんな駒島のそういうものも、そういうことに積極的に使っていくかどうかということも是非考えていただきたいのと、実態というか要望調査というものも、何らかの機会に是非やっていただけたらというふうに思っておりますので、それはやはり

積極的な農業経営支援という意味もありますので、是非それ検討していただきたいというふうに思います。

それから、入牧料の助成ですね。

全体の頭数としては、畜産、乳牛の頭数、それから肉の頭数なんかも増えているのだというふうに思うのです。

そういう中で、確かに農家個々の面積などの増やしているというのものもあるせいもあって、あまり預けなくなってきているのかなということも考えますけれども、しかし、せっかくある町の牧場を有効にやはり活用しながら経営をしてもらおうという意味では、入牧料の助成などというのは、大きな力になるというふうに思うのです。

確かに、高騰対策、飼料などの高騰対策で始まったと思うのですが、これも飼料なども高止まりしているという状況もありますので、是非それも再検討していただきたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 1点目の住宅につきましては、農業者の方のご意見を伺いながら、できる範囲で柔軟な対応は進めてまいりたいというふうに思っております。

それと2点目の入牧料、これは飼料高騰対策はもちろんでありますけれども、20年度にこの施策を始めるきっかけになったのは、もう1つ大きな要因がございました、と言いますのは、急に増産、3%増産になったということでありました。

これに対応するために、乳牛の初任牛の購入あるいは保留に対する、保留式に対する利子助成を図るとともに、入牧料についても急に増えても器がないので、その分は牧場の方で面倒を見させていただき、その際に、入牧の軽減もさせていただきますということで始まったわけでありました。

2年間実施させていただいた結果、やはり育成牛が全く増えていないという実態が1つあります。

それと、入牧頭数も増えていないというようなことで、非常に政策の効果として、良かったのだなという結果が得られなかったわけでありまして、せっかく牧場を有効利用していただくようにも、実態にもそういうふうにもなっておりませんでしたので、ゆとり未来の中で、各農協も入っております、普及センターももちろん入っておりますけれども、このゆとり未来で7回の議論を重ねまして、一応ここで役割を終わったというようなことで、この施策については廃止をさせていただきましたし、その後、各農協も回らせていただいて、その結果についてもご説明を申し上げ、理解をいただいたというふうに思っておりますので、今回はいわゆるそのスクラップアンドビルドで、1つの施策をやはり終え、新たな施策を立ち上げたということでもありますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑はございませんか。

牧野委員。

○9番（牧野茂敏） 108ページから109ページなのですが、土地改良事業費についてお伺いしたいと思います。

国の土地改良費の予算の半減で、このここに載っております道営畑総事業、これにどれくらい影響があるかということを知りたいわけなのですが、それぞれ予算化されて年次年次で行っていると思うわけなのですが、今年の当初、年度予算に対してはどれくらい減額されているかまずお聞きしたい。

それと合わせて、減額されている率についてお伺いしたいと思います。

それと合わせて、見通しなのですが、美川道営畑総、南幕別道営畑総については、今年22年度で終わるという当初予定ですね。

古舞には24年、明新は25年、計画上は、そうなっていますが、この見通しについてもお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 土地改良課長。

○土地改良課長(湯佐茂雄) まず始めに、国の予算の関係という全体的な話かと思うのですが、これにつきましては、国レベルでいきますと、農業農村整備事業という元々の事業レベルにつきましては、対前年比に対しまして36.9%の予算措置をさせていただきます。

ただし、新たに交付金が設定されておりまして、農山漁村地域整備交付金、これが1,500億円ほどついております。

北海道レベルで申し上げますと、農業農村整備事業、これ国ベースでございますけれども、対前年に対しまして46.9%、それと先ほどの農山漁村整備交付金、これが全国レベルが1,500億でございますけれども、北海道については約153億という予算がついているところでございます。

本町の事業の関係でございますけれども、基本的に今予算の中で見させていただいている分につきましては、昨年の要望段階の数字ということでございまして、この国の予算が4割から5割減になっているところから、それを北海道の方で各地域に配分されているところでございまして、本町の要望に対しまして、約53%ほどの予算を措置をさせていただきます。

先日の補正予算でも、繰越明渠費についてご審議、議決をいただいたところでございますけれども、これにつきましては明新地区に対しまして、事業費ベースでございますけれども、1億5,700万というお金がついてございます。

こういったもので、22年度の予算については、執行をしていくというようなことになってございます。

先ほどの、今後の見通しというようなことでございますけれども、美川地区については昨年度の要望段階では、確かに22年度で終了予定ということで考えてございました。

しかしながら、美川につきましても半減以上の予算ということでございまして、最終的にその農道舗装の部分が残ると、やむを得ず残ってしまうということで22年度完了はできないということで、一応計画的には23年度までの事業計画ありますので、23年で何とか終わらせたいなということで、今後、道の方にも要望していきたいというところでございます。

南幕別地区につきましては、予定どおり22年度で完了予定でございます。

以上でございます。

○委員長(野原恵子) ちょっとすみません。

お諮りしたいことがあります。

お諮りいたしますが農林業費の質疑が終了するまで延長したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、牧野委員。

○9番(牧野茂敏) 要望額の53%ということで、大変厳しい数字になっているわけでありまして、昨年の冷害というより、湿害の方が本町は多いのですよね。

こういった基盤整備、本当に町長も前から言われていますけれども、きちんとやってもらわないと、また今年雨が降ればすぐこういう状態になって、かなりあるわけなのです。

美川地区、南幕別地区はこれで何とか舗装は残しているけど、終わるといふことなのですけれども、古舞、明新、そして合わせてこれから立ち上げようとしているところあるというようなお話でありますので、是非ともこの基盤整備については、待ちわびてしっかりやって欲しいと思います。

報道によると、十勝の町村会と農業団体、農政懇話会と名前書いてあったのでしょうか、何かそんな話で町長も出席されていたというお話なのですけれども、この辺はどのように国に要望していけるのかちょっと町長のお話を伺いたいと思います。

○委員長(野原恵子) 町長。

○町長(岡田和夫) 先日の一般質問のときにもお話させていただきましたように、12日の日でしたでしょうか、十勝町村会が音頭を取って、町村会、議長会、帯広市、帯広議長会、更には農民連盟に、組合長会、全部で18名ほど集まりまして懇話会の発起人会をやりました。

そこで、予定どおり懇話会を設置し、これから要請活用を続けようということでまとまったわけでありまして、今とりあえずは22年度の、23年度の概算要求がもう6月から始まるということで、今

の予算その確保に向けて動こうと、それと現実に先ほど話しありましたように、国の方の予算はかなり土地改良上蹴られますけども、道の単独事業を要望していこうと。

少しでも国で落ちた分をカバーしていこうというようなことで、早速来週、代表が道と道議会の方に要望に伺うと、更には土地改良事業と戸別所得補償と、それから頑張れ農業のいわゆる麦稈施設の確保と、これらを今中心にまずは懇話会の名の下に動きを活発化していこうということであります。

バラバラにやっていたのでは、なかなか効果が上がらないだろうと、それからもう1つ大きなのは、米が先行しているものですから、全国的に見ると300対1の割合で米農家の方が多いということのようなもので、黙っていると特に十勝、網走の大規模農業地帯、畑作地帯が置いていかれてしまうのではないかというようなことで、我々も本当に真剣になって取組まなければならない事業だということなものですから、おそらくこれからますます活発化しながら、要請活動が進められていくのだろうというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 杉坂委員。

○17番（杉坂達男） 労働費の中でちょっと触れた関係なのですが、本町では農地水環境対策の事業が全地域網羅的に取組まれておりますが、しかしながらそういつつも、全町の全地域がこれに参画していないという実態があります。

私はよくそういうことを承知しない上で、お聞きするわけなのですが、この事業の実施開始年度が19年度でありましたが、これは本町では20年に遅れている。

なぜ、こうなったのか。

私はこの事業を、私は判断する中では、非常にその何ていいますか、効果的な地域取組み、あるいは地域の全体を改善していく、そういうような事業になっております。

いわばこのメニューそれぞれ見ましても、できないものがないほどのメニューがありますし、まず一番いいと思うのは、その皆が協同で取組むという事業のスタイルですね、これは今までにないことでした。

我々個別なその事業の対応という国の事業も、北海道の事業もそうでありましたが、全部そうでした。

しかし、この事業については、協同で皆でやりましょう、こういう趣旨ですね。

従って、町村負担が4分の1、道も4分の1とはいいつつも、聞くところによりますと、これは全部交付税措置になってくるということでありまして、いわゆる町が懐から出す金は取りあえずないような理解をしております。

そういうその事業にも係わらず、それに参加、全員が、全地域、全戸が参加するスタイルになっていないというのが、私は忠類からまいりまして、ちょっと不思議であります。

私のところは、中山間直接支払い制度といいまして、これは草地に対する支払い制度であります。

本地域が忠類が、コントラクターを割りとして早くから導入、この事業導入できたのは、この中山間支払い制度の中から、共同利用に回してもらったのです。

実際には、牛も飼っていない、そういう農家からも一定額、平均に負担をしていただいて、まずは酪農関係の機械を導入して事業を始めたと、いってみればこの事業のお陰で、十勝管内でも早くこの事業に取組めた、こういう経緯があります。

従って、それとはちょっと性質が違うのですが、皆が参加してというこういう事業がなぜもっと積極的に進められなかったのか、この辺を1つお伺いしたいと思うのですが。

○委員長（野原恵子） 杉坂委員、ページ数は108ページの農用地のところよろしいでしょうか。

○17番（杉坂達男） 申しわけありません、そうでした。

○委員長（野原恵子） 土地改良課長。

○土地改良課長（湯佐茂雄） まず、農地水に関しまして、全町的な取組みになっていないというようなことなものですけども、委員ご承知のとおり今おっしゃいましたとおり、これにつきましては19年度から23年度までの5年間ということで、国の方で実施しているわけでございますけども、本町では

20年度からスタートということで、これは何でなのかということなのですが、基本的にそのこの事業に際しましては、説明会も数々開かせていただいているわけですが、なかなかその当時、地元の方が納得いただけるような手元に資料がないといひましようか、説明できるようなものがないというようなことから、断念をしたということで、いろいろ説明会を開いて平成20年度からスタートができたというところでございます。

基本的に、あくまでも地域からの申請の事業でありますので、町といたしましてそのあくまでもその事業のPRということでさせていただいたとこでございまして、当然その非農家の方も含めた中で地域の合意形成等がないとなかなか進んでいかない事業ということで、町としては強制的にやりなさいとかと言うようなものではないというところでございます。

それぞれ全町的に、忠類地域については中山間がやられるということで、除いた形になっておりますけれども、基本的にその説明会を数々開かせていただき、最終的な確認も事業直前で確認させていただいているというところでございます。

なおかつ、スタートした中でこちらでやっております12組織が20年から始まった中で、そういったものやっている状況を、なおかつ、こういうふうに行っているとのことで、再度説明会も開催をさせていただいたとこでございまして、なかなかこの合意形成といひましようか、地域のですね、が得られなかったというところでございます。

あとは、町がそのお金を何も出していないのではないかとこでございまして、予算書上は町の負担金は3,300万ほどになりますけれども、基本的には普通交付税と特別交付税で措置はされておりますが、最終的にはゼロではございませぬ。

町の持ち出しもございまして、その辺はご理解いただきたいと思ひます。

以上でございまして。

○委員長(野原恵子) 杉坂委員。

○17番(杉坂達男) 取組みの遅れた理由は、その町側にいわせるとPRする時間が足りなかつたですし、またそれまでに至らなかつたという事情があつたやうであります。もっと言えばこの事業をよく理解したうえで、そういうPRができなかつたという今考えてみれば残念な面ありますよね。

20年度の方だけで1億3,000万ですか、本町にお金が行来していますね。

これは、本当に大変な金額ですし、またこれによってそれぞれ参加されていた皆さんが、どんな恩恵を受けているかについても、おおよそ知り得るところですし、また町が実際にやらなければならないことが、この事業の中で随分あると思ひます。

町にも今のその町づくり支援事業ですか、これなんかもありますし、それらの整合性も取れるところもありますし、また道や国にまたがったところもありますから、これもまた町の行政の努力如何によつては、如何様にでもまた努力の結果が期待できるのではないかとこでございまして。

ですから、結論からいへばやはり町側、行政側としては、もっと前に行出してもらつて、そしてそのこの事業の推進する皆さんと仲間意識をもつて、事業が推進されるやうな形が本当に望ましいことだと私は思つております。

従つて、今まで推進される皆さま方から、何項目かに渡つて要請もあつたやうに伺つておりますが、それらを総じて、もうちょっと前に行出されないのか、町がもうちょっと深く係われないのか、ましてやこの事業は23年までは補助体制の対象になっているけれども、24年でこの事業が切れるけれども、それは補助はついていない、しかも、もっといふならば、この事業を推進した皆さん方は、この事業が終わったからそれで全部終わつてしまふわけではなしに、将来ともずっと続けていかなければならない環境整備であつたりするわけでもありますから、やうなことを考えていくと、随分その町にはこの事業が導入されることによつて、町自体も大きな恩恵を受ける、やうな一面を持つていると思ひます。

心配される中では、終わったらどうするのだろうか、終わつてしまつたら、やうなまた深刻な心配もありますし、やうなところ総じて、どんなふうに行この時点でお考へか、その思ひはやはり将

来に大きな禍根を残さないようなやはり形を、是非とも取っていくべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 杉坂委員おっしゃいますように、これだけの事業が町内で行われるということは非常にこうメリットがある、農地を守る上でも、あるいは排出性を高める上でも、非常にメリットがあるということは思いは同じであります。

そんなことから、先に幕別農協管内の12地区が、農協の大きなお力添えもあって、スタートしていただいた。

かたや残ったところがあるということで、私どもも繰り返し説明はさせていただきました。

如何せん何ていいますか、やられる方がこの制度のメリットを理解していただけなかったのかな、それが取組んでいただけない理由になっているのかなというふうに思っております。

ただ、前段申し上げましたように、この事業のメリットというのは非常に多岐に渡っております。

最近では、防腐対策といえますか、そういう形での緑肥なんかも、これは農地にとっても非常に有効な使われ方もしているわけでありますので、こういったことも含めまして、メリットについてPRもさせていただいて、全町的な取組みになるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 杉坂委員。

○17番（杉坂達男） この前ですね、産建の委員会がありましてここでも話題になりました。

ですから私のみならず、関係委員からも関連のご意見があるかと思うのですが、是非とも今の、今事業の継続中でありますから、今からでも遅くはありませんよ。

もっとやはり将来的なことも考えて、この事業が終わったときに、さらにこの事業がまだ続くかもしれない、が、しかし終わった時点ではどんなふうに町は係わっていくか、それを継続的にどんなふうにやっていくかというようなことを、それぞれの担当の皆さんも頭の中に描いておられるかと思うのですが、そういうことも伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは国が車の両輪の、片方の施策として始められたことであります。

私どもは永続的に農業が振興していく、国策として農業振興やっていかなければならない中では、これはもう是非とも終わるのではなくて、永続的に続けていただくということを、まずは要望していかなければならないだろうというふうに思っております。

これは町村会なり農業関係団体と歩調を合わせまして、継続については要請してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑はございませんか。

この際、お諮りいたします。

本日の委員会は、この程度に留め延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、本日の委員会はこれをもって延会いたします。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

17:15 延会

平成22年度 各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 平成22年3月17日

開会 10時00分 閉会 18時04分

2 場 所 幕別町役場5階議事堂

3 出 席 者

① 委 員 (17名)

1 中橋友子	2 谷口和弥	3 斉藤喜志雄	4 藤原 孟	5 堀川貴庸
6 前川雅志	8 増田武夫	9 牧野茂敏	10 前川敏春	11 中野敏勝
12 乾 邦廣	13 芳滝 仁	16 大野和政	17 杉坂達男	18 助川順一
19 千葉幹雄				

② 委員長 野原恵子

③ 議 長 古川 稔

④ 説明員

町 長 岡田和夫	副 町 長 高橋平明	教 育 長 金子隆司
会 計 管 理 者 菅 好弘	総 務 部 長 増子一馬	経 済 部 長 飯田晴義
民 生 部 長 新屋敷清志	企 画 室 長 佐藤昌親	建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一	札 内 支 所 長 久保雅昭	教 育 部 長 米川伸宣
総 務 課 長 田村修一	企 画 室 参 事 長谷 繁	地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 所 拓行	税 務 課 長 姉崎二三男	福 祉 課 長 横山義嗣
保 健 課 長 羽磨知成	商工観光課長 八代芳雄	町 民 課 長 川瀬俊彦
農 林 課 長 菅野勇次	土 地 改 良 課 長 湯佐茂雄	経 済 建 設 課 長 細澤正典
保健福祉課長 原田雅則	土 木 課 長 角田和彦	都 市 計 画 課 長 田井啓一
施 設 課 長 澤部紀博	水 道 課 長 田中光夫	学 校 教 育 課 長 伊藤博明
生涯学習課長 中川輝彦	図 書 館 長 前川満博	給食センター所長 稲田和博
東十勝消防事務組合消防次長 橋本孝男	幕 別 消 防 署 長 稲上 隆雄	

ほか、関係課長及び係長

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 堂前芳昭 課長 仲上雄治 係長 金田恭之

4 審査事件 平成22年度幕別町一般会計ほか10会計予算審査

5 審査結果 一般会計質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 野原 恵子

議事の経過

(平成22年3月17日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（野原恵子） 昨日に引き続き、平成22年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 審査に入る前に資料を求めたいと思います。

お諮りいただきたいと思います。

委託業務に係る積算、委託業務の算出の根拠となっています積算についての資料、何を積み上げて数字になっているのかということですが、その資料と現在の発注業者数を資料として提出していただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） ただいま中橋委員から業務委託の積算資料と業者数についての資料要求がありました。本委員会として要求することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長（野原恵子） 異議なしと認めまして、資料請求することに決することにいたしました。

理事者におかれましては、速やかに提出願いたいと思います。

次に、7款商工費に入らせていただきます。

7款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 7款商工費につきましてご説明申し上げます。

113ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、予算額、3億2,835万3,000円。

本目につきましては、商工振興と中小企業融資に要する経費であります。

8節報奨費、細節3住宅新築リフォーム奨励事業商品券につきましては、町内住宅関連産業の振興と地元商店街における消費拡大を図るため、町内業者の施工によって一定金額以上の住宅の新築やリフォームを行った施主に対して、奨励金といたしまして商工会発行の商品券を給付するための経費であります。

対象となります工事は、建売住宅の購入を含め、新築が500万円以上、リフォーム、増築が100万円以上で、奨励金の額は新築10万円、リフォーム、増築5万円とするものであります。

19節負担金補助及び交付金、細節3につきましては、商工業の振興対策として幕別町商工会に対する補助、細節4、5につきましては、創業資金を含む中小企業融資に掛かる保証料及び自主補給費補助金であります。

細節9の商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきましては、中心商店街空き店舗対策といたしまして、空き店舗等の出店者に対して改修費と賃貸料の一部を補助するものであります。

21節貸付金につきましては、中小企業融資の原資を金融機関に預託するものであります。

2目消費者行政推進費、予算額176万5,000円、本目は消費者行政に要する経費であります。専任の消費生活相談員賃金、次のページの消費者協会補助金などが主なものであります。

3目観光費、予算額2,705万7,000円、本目につきましては、観光振興に要する経費であります。13節委託料、細節5アルコ236道の駅忠類指定管理料、115ページの19節負担金補助及び交付金、細節3観光物産協会補助金が主なものであります。

4目スキー場管理費、予算額3,368万4,000円、本目につきましては、明野ヶ丘スキー場、白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

7節賃金のスキー場管理人及び嘱託職員の賃金、11節需用費の電気料、次のページの13節委託料、細節8のリフト管理委託料、15節工事請負費が主なものでありますが、この内15節のリフト整備工事につきましては、白銀台スキー場リフトの非常用制動機の更新工事を行うものであります。

117ページ、5目企業誘致対策費、予算額1億8,924万4,000円、本目につきましては、企業誘致等に要する経費であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3企業開発促進補助金、細節5工業用地取得促進補助金、細節6土地開発公社運営補助金、21節貸付金の工業団地取得資金貸付金が主なものでありますが、19節の細節6土地開発公社運営補助金に関しましては、土地開発公社が団地造成のため借り入れました資金の利子分を補助するものであります。

以上で商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） おはようございます。

5番堀川です。

113ページ、1項商工費の1目商工振興費、8節報奨費の細節3ですか、住宅新築リフォーム奨励事業、商品券についてお尋ねをいたします。

先ほど、部長の方からも説明がありましたけれども、もう一度その目的と効果につきまして改めてお伺いしたいと思います。

それともう1点ありまして、19節の負担金補助金及び交付金の細節3商工会振興事業補助金3,500万円、こちらについては、年々補助金が一定程度の減少している中で、平成22年度増加しておりますので、こちらについての増加理由をお尋ねいたします。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まず、リフォーム及び新築の補助金の関係でございますけれども、まず商工費で上げるというところにポイントがございまして、まず町内の企業に仕事をさせていただくと、それからそれを商品券によってさらに商店街へ還元する、商工に還元するというようなことを主眼として組み立てたものであります。

平たく申し上げますと、新築ですと500万円以上で10万円相当、それからリフォームですと100万円以上で5万円相当の商品券を交付して活性化につなげたいというものであります。

それから商工会の補助金の増のことでございますけれども、諸経費の中でただ今の事業に係る、例えば商品券の発行事業、それから商工会の50周年の周年事業の予算等の加算でございます。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） それでは、住宅新築、リフォームの奨励事業の方からまたお尋ねしたいと思うのですが、新規に取組まれる事業ということで、円滑にやはり進めていただきたいというふうに思うわけです。

新築が500万円以上、リフォームが100万円以上というふうになっておりますけれども、額面的には10万円と5万円、良いか悪いか別としても、とりあえずそういった額になっておりますので、円滑に進めていただきたいということを含めて手続きの簡素化になるべく努めていただきたいというふうには思います。

その辺で実施の要領ができていくかそうかは分かりませんが、今後実施にあたっては、なるべくご協議いただきたいというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

あと、新築・リフォーム含めて、管内の事例を見ますと建て替えの場合は駄目だという町村もあって、こういうことがまず該当するのかどうかとか、それから未地域居住なんかも含めてセカンドハウスも持たれるような方もいらっしゃると思うのです。

それは住宅と言えるか分かりませんが、先ほどの目的等に合致するのであればなんとかその

範囲内に留めていただきたいと思いますし、あとリフォームだとか増築関係では、例えばスロープ設置ですとか、設備の工事なのかも介護保険適用にならない方もいらっしゃいますから、そういった工事や外構工事なのかも含まさるのかどうかお尋ねをしたいと思います。

もう1点の方は、商工会の方は、商品券の発行事業というふうなことを課長の答弁にありました。

これは昨年12月からプレミアム商品券を発行されておそらく第2弾、第3弾のことなのかなというふうには推測するのですが、とりあえず1回目の検証と言いますか、2月末で締めていると思いますので、その辺の検証があればお示しいただきたいのと、あとそれを前提に2回目、3回目をされる予定であればどういった形で進められるのか、商工会との協議になるのでしょうかけれども若干お尋ねしたいとも思います。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） まずリフォーム・新築関係の手続きの簡素化というお話ですが、今、要綱の方を最終的な段階まで詰めておりまして、極力利用しやすいように簡素化に努めたいというふうには考えております。

それから建て替えについてでありますけれども、基本的には新築扱いをするというところにつきましては、そこでの建て替えも含まれているということでございます。

それから住宅としてのくくりがございまして、おっしゃられたようなセカンドハウスのようなものも住宅として認められるものについては、含めて考えております。

それからリフォームについてでございますけれども、外構等の工事も含めて考えております。

商品券に関することでございますけれども、2月末での最終的にまだ数字がきていませんけれども、全体で2,000セットでございますけれども、各どのお店にどう使われたかという最終的な結果については、まだ報告を受けていないところであります。

それから今年の方ですけれども、昨年と同様のシステムの中だと、実施してまいりたいというふうには考えております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） どちらのことにしても商品券が絡むことですので、ちょっと関連して質問することになってしまうのですが、住宅のその奨励事業については、どちらかというところから幕別町は消極的だったのかなというところから今回の商工会の連携ですか、いろんな目的効果も含めて、今回のような事業に取り組んでいただくということは大変評価したいというふうには思っています。

喜んでというか非常に町内の業者も助かるというふうにも思うのです。

今後なのですけど、これ450万円の一応予算ですから新築とリフォームの割合がどうかは分からないのですが、太陽光のように締め切った後でまた抽選というふうには考えていないということでしょうか。

この450万の予算がきしだい、無くなってしまうというようなことではなくて、もうちょっと年度内で補正ができるようなことになるのかどうかお尋ねをしたいというふうには思いますし、それから先ほど申し上げた商品券始まったばかりということもあって、なかなかまだ検証作業も行われていないのでどのように使われたのかというのがはっきりしていませんので、その定着度合いもやはり勘案しながらいろんな事業に取り組んでいただきたいと思っています。

そう思うとより一層町内で商品券が定着していただけるということで、定着するというのも事業の目的にあるのであればやはり何とか継続してなんとか3年位はこういった事業を取組んでもらえれば、その商品券を含めて町の取組みは町の皆さんの評価してもらえるとというふうには思うのです。

そういうお考えについて再度お尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 予算の関係でありますけれども、過去に実績を調査しましたうえで、今回の事業よっての期待できる増加数を含めまして少し余裕のある感じで予算については組ませていただきました。

足りなくなってきたときには、商工振興という我々の思いを内部で調整させていただいてなんとか住民の皆さんに期待に応えるふうにはしたいと思っております。

期間につきましては、今のところ当面やはり3年程度をやってみなければ事業効果というのは測定できないだろうということを思っております、一つ区切りとして3年間というふうに捉えております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ただいまの住宅リフォームなのですけれども、初めての事業ということで効果を期待するところなのですけれども、450万という予算でありますから新築だけみますと10万であれば45件、あるいはリフォームですと5万円ですから90件、かたよることはないと思うのですけれども、今、幕別町で町内業者が請負っている新築というのは実績としては年間どのくらいになるのか、リフォームもできれば分かればどれくらいになるのかということと、それからなるべく使い勝手のいい、使い易いものにしていくということが大事だと思いますので、そのためには余り条件がいろいろとあると厳しくなりますよね。

リフォームの方なのですけれども、例えば介護保険などは20万円までですと1割で済むというようなこともあるのですけれども、そういうものとだぶって使っても構わないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 新築につきましてですけれども、過去の確認申請で上がってくる実績によりますと平均的には30件程度がこの対象になるだろうということから算出根拠としてまず30件の新築10万円を積算根拠としました。

それから残りににつきましては、リフォームなのですけれども、リフォームにつきましてはそういう調べるデータが結果として無いものですから想定の中で30件分150万をみて450万を計上したところでございます。

それから、他の補助金だとか、他の制度で実施しているものとの重複のことですけれども、それについては基本的にはそれはそれとして、財源を確認するのではなく未定というふうに、要するに広く受けるという形を取らしていただきたいということで要綱を今みております。

○委員長（野原恵子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 同じく113ページの1商工会費です。

節は19の9番、商店街活性化店舗開店等支援事業補助金につきまして質問いたします。

まず、21年度の利用実績また問い合わせの件数をお知らせ願いたいと。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） いわゆる空き店舗対策の利用状況ですが、21年度の実績としては札内地区1件と、幕別地区1件で2件でございます。

問い合わせにつきましては、直接来庁いただきましたのが12件、それから電話等での問い合わせが3件で全体では15件ございました。

○委員長（野原恵子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 実績は1件ずつというのは、新聞にも出ておりますけれども、問い合わせで15件ありましたということで結局この問い合わせして中止した理由として私は区域が限定されているとか、いろいろ条件があって、使い勝手が悪くて中断したのではないかとということが非常に心配しております。

特に札内地区では何店舗かこれを区域外でも去年やはり新しく企業家が店舗開店ということをしておりますので、できましたらこの事業をもっと有意義にするために区域を外して幕別にぜひ店を出したいという、そういう熱意のある企業家に対して応援できるそういう形にならないかなということなのですけどいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 区域につきましては、都市計画で定められた基本的な商業地域を中心とした、例えば駅前を中心とした中心市街地ということでの定めがございまして、例えば札内地区で申しますと国道周辺につきましては、個々の企業の自助努力で更新がされていくということがありましたので、そこを配慮して駅前を中心としたエリアを定めたところであります。

不都合が生じて、例えばそこによってよい商店街の形成ができないようなところがあるのでしたら区域としてまた見直すということもあるかと思いますが、現在は今定めた地域の中で実施してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） この商店街の活性化という名称ですけど、結局住宅のリフォームの似たような要するに店舗のリフォームみたいなものですね。

いわゆるここまで予算付けをはっきり使い道をしてしまうと使い勝手が予算を出す方でも悪いのではないかなという気もいたします。

いっそ合算して大きな枠の中でまた考えていただけないのかなという気もしますがいかがでしょう。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 空き店舗対策につきましては、元々が中心商店街にシャッターが閉まっている店舗が目立ってきたと、そこに1店でも2店でも店が入っていただいて、そこに人が集まるようにすることで非常にいい効果が出てくる、相乗効果が出てくるというそういうねらいがあってこの制度については創設させていただいた訳であります。

確かにリフォームの商店版といえましょうかもしれませんが、当初のねらいはそういうことで中心商店街に人に集まってもらう、そのことで商店街そのものに賑わいがで、消費も伸びるだろうということでありましたので、これはこれでやらしていただいて、これも一定年度経った時に検証させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 続きまして、115ページ3目の同じく節では19です。

観光物産協会補助金880万7,000円、この件ですけれども毎年毎年5%ずつ切られているということですが、今回特に町長の行政報告では交流人口を増やすという名称で、やはり産業祭りだとか、各イベントは充実する、そう言いながらも予算はカットされている。

何となく本当に町の姿勢として交流人口を増やしたり、産業を盛り上げるのだという意識が薄いのではないかなという気がいたします。

その点いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 商工観光課長。

○商工観光課長（八代芳雄） 予算につきましては、減額の予算を計上しておりますけれども、観光物産協会の方の理事会の中で諮った中では、従前以上の予算を組立てて予算要求するというのではなくてまいりました。

その中で、従前から5%ずつのカットを対応していたのは、今回別会計の中で予備費として予算を持っているものを充当しながらそれを対応するというので、理事会の承認を得たということから従前以上の事業を展開したいということでございます。

○委員長（野原恵子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 特に産業祭りは売店の方も幕別らしさといいますか、いわゆる売り物が非常にありきたりの物になっています。

これではやはり町の最大の産業祭りというのには、余りにもほど遠くなりまして、段々商工会の課長も知っていのおりボランティアの参加も少なくやってくれている方がほとんど役場の職員になってしまったと、この辺のやはり盛り下がりですね、盛り上がりならいいですけど、盛り下がりとは私はあえて私は言いますが、そのことも踏まえて是非そろそろ予算の5%ずつカットするという事は、止めていわゆる町長自ら言いましたけども、先頭に立って町民の頃は先頭に立ってそして予算に実践

するということもありますので、是非産業祭りまた忠類のイベントそれらを是非拡充するためにも予算をしっかりと取って欲しいと思いますが、その辺予算に関することから、町長に一言是非取るといふ気持ちを確認したいと思います。

いかがですか。

○委員長（野原恵子） 町長。

○町長（岡田和夫） 補助金というのは、あればあるに越したことはない、増えれば増えるに越したことはないのは当然なのですが、一方では厳しい財政状況の中で行政改革を進めようというような方針も出ている訳ですので、当然私は担当者には、補助金を5%、10%あるいは単価を下げるといった場合には、その団体に十分理解してもらわないと一方的にカットするのはどうかということも申し上げております。

そういった意味で、課長が答弁したように観光物産協会に対しましても町の事情そして会計上のいろんなやり繰り、そういったことも含めながら今までも対応してきたわけで5%がこれいつまで続くかというようなことは決して決めていることでもありませんし、十分今言ったそれぞれの団体の事情を見ながら町としての対応をしてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 1点だけお聞きしておきます。

117ページの土地開発公社運営補助金であります、利子分の1,951万4,000円の計上であります。

土地開発公社2カ所の工業団地売れ残りがあるようなのですが、なかなかそういうものはこれからどんどん売れていくという状況でもないというふうに思います。

土地開発公社にどのくらいの負債があつてこれからどういうふうにかのしていこうとしておられるのかその点をお聞きしておきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 増田委員おっしゃるとおり土地開発公社、工業団地の分譲をさせていただきましたけれども、いかんせん社会経済状況もありましてなかなかこう売れないという状況にあります。

今のところ公社が抱えております借入金、約12億程度になります。

借入金をもって宅地造成をしてきた。

その借入金であります。

この先見ましても、なかなか売れる状況にはならないだろうということから、公社の理事会でのご了解もいただきまして公社をどうしていくか検討させていただくということになっております。

といいますのは一つには、平成21年度ですか起債制度ができて、そういった経営状況の悪い地方公社については、地方公共団体が起債を借り入れて清算をするという制度ができました。

ですからこれを一つ念頭に置きながらどういう公社の在り方がいいのかということは今検討している最中でございます。

そんなことでできることならばそういう方向で検討していきたいなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 起債を借りてというような話でありますけれども、なかなか厳しい一般会計の方も厳しい状況にありますし、23.9%という数字もありますし、その辺なかなか大変なことになるのではないかというか、大変な状況だと思うのです。

そういう点ではより被害の少ない形で処理されていくように是非よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかに。

前川委員。

○委員（前川雅志） 6番、前川雅志。

113ページなのですが、商工会の予算について関連してお伺いをしたいと思うのですが、国の考え方や北海道の財政の厳しさから商工会に対する予算も削減されつつあると伺っております。

それと事務局長の人件費など、商工会に加入率でカットされることも考えられているということですが、町としてはどのようにそういったことを判断されながら商工会と、商工会に対して対応というか指導をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 私も商工会の委員外理事という形で商工会の運営に係らせていただいております。

商工会としましても、昨年9月の理事会におきましてこの4月からそういう一定率をクリアしなければ局長の人件費については、カットされるというそういう話題がその理事会で出まして、一定率というのは会員数の6割以上でなければ駄目なことなのですけれども、それを達成すべく各理事あるいは役員、事務局員含めて会員数増強のためのノルマを確認をいたしました。

それに向けて今のところ会員増に努めていらっしゃるということでもありますので、町としましてもその辺はまずは商工会の問題として会員組織増強というものをやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

7款商工費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 8款土木費についてご説明を申し上げます。

118ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路管理費、本年度予算額1億7,865万円であります。

本目は町道の維持管理及び除排雪に要する経費であります。

13節委託料の細節1は、幕別地域及び忠類地域の除排雪を含めた年間を通しての町道管理委託料、細節2は、植樹等除排雪作業などを行う就労センターへの委託料。

細節6は、札内駅人道跨線橋のエレベーター保守点検に係る委託料であります。

14節使用料及び賃借料の細節5は、除排雪に係る民間の除排雪機械43台及び排雪ダンプ等の借上げ経費であり、新雪の一斉出動4回のほか幹線道路の排雪、及び路面生成や拡幅作業などの2次除雪、及び吹き込み除雪などの経費を想定しているものであります。

なお、町道延長884キロの内、除雪延長につきましては659キロを予定しているところであります。

16節原材料費は、町道管理費のための切込砂利や舗装鋼材の資材購入費であります。

119ページへいきまして、2目地籍調査費、本年度予算額は3,178万4,000円であります。

本目は、地籍調査に要する経費であり、13節委託料の細節6は、宇古舞、栄、美川の各一部、26.59平方キロメートルを調査するための費用であります。

細節7及び8は、土地移動のための地番図、地籍図の修正費用であります。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額は542万6,000円であります。

本目は、107カ所の樋門を管理するための64名の管理人賃金と道路河川関係の経常的な経費に要する経費であります。

120ページへいきまして、13節委託料は、道路台帳、河川台帳の修正委託であります。

2目道路新設改良費、本年度予算額は2億5,329万円あります。

本目は町道の改修、舗装などの道路の整備に要する経費であります。

なお、国が2010年度より従来の個別の補助金を廃止して、新たに寡少ではありますけれども、社会資本整備総合交付金として一括配分する内容につきましては、現在要綱等が示されておられませんので従来の補助事業により提案をさせていただいております。

121ページへいきまして、13節委託料は翌年度以降の整備路線の調査設計委託料であります。

15節工事請負費であります。継続事業として6路線、新規事業として5路線の工事を予定しており地域別では幕別地区8路線、忠類地域3路線の内訳となっております。

工事ごとの事業量といたしましては、延長を申し上げますと道路改良が889メートル、舗装が922メートル、歩道整備が2,091メートルで、このほか町道の歩道段差解消工事などを予定しているところがあります。

122ページへいきまして、7節公有財産購入費は白樺線などの事業に係る用地買収費であります。

124ページへいきまして、3目道路維持費、本年度予算額4,060万円です。

本目は、町道維持補修に係る経費であり15節工事請負費は舗装補修のほか、防塵処理、雨水桝の補修、歩道の補修、区画線の引き直しなど、また事故及び災害対応などに要する経費であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額は805万円です。

本目は、町道に係る橋梁の維持補修費とさらに十勝中央大橋に係る音更町との協同管理負担金などです。

次に、3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額は3億1,586万1,000円です。

本目は都市計画に関する計画、整備に要する費用でありまして、1節報酬は都市計画審議会6回分の委員報酬、13節委託料、細節5は都市計画図白図の修正に係る費用、細節6は帯広圏都市計画の第6回定時見直しに係る都市計画変更委託料のほか都市計画マスタープラン、みどりの基本計画の見直しに係る委託料などです。

125ページへいきまして、19節負担金補助交付金は、会議等負担金、各種協議会に対する負担金のほか、細節7は本年度予定されております民間の開発行為に対する町の負担金です。

28節繰出金は、公共下水道特別会計の繰出金です。

2目都市計画環境管理費、本年度予算額は1億1,359万円です。

本目は公園及びパークゴルフ場の維持管理に要する経費です。

4節共済費及び7節賃金は、臨時作業員1名分の経費、11節需用費の内、細節21から25は公園照明、トイレなどの光熱水費が主な経費です。

細節40は、公園施設の修繕料です。

126ページへいきまして、13節委託料の細節5は、パークゴルフ場を含めた公園及び緑地などの草刈り、及び清掃に伴う管理委託料のほか、フラワーガーデン及び果樹の管理委託料です。

15節工事請負費の細節1は、春先に行う一斉遊具補修費、細節2の緊急整備工事費は、トイレや水飲み場などの緊急整備に要する費用です。

次ページへいきまして、細節4は、役場北側の駐車場から止若公園にアプローチする道路整備の整備費用です。

16節原材料費は、維持管理に要する張芝、花の苗、肥料などの購入費用です。

次に街路事業費、本年度予算額は7,333万6,000円です。

本目は、北栄西通りの街路事業に係る費用が主なもので、13節委託料は事業完了に伴う交通量等の調査に要する費用。

15節工事請負費は、北栄西通り南3線の東6号から国道交差点を含めた整備に要する費用です。

128ページへいきまして、17節公有財産購入費、22節補償補填及び賠償金は、北栄西通り整備に係る費用です。

次に、4目公園整備費、本年度予算額は3,073万4,000円です。

本目は昨年策定した長寿命化計画に基づき都市公園の遊具の更新を行う費用が主なもので、13節委託料は都市公園9カ所の遊具更新に係る実施設計に要する費用。

15節工事請負費は、都市公園5カ所の遊具更新に係る費用です。

公園建設費は廃目です。

129ページへいきまして、4項住宅費、1目住宅総務費、本年度予算額は290万2,000円です。

本目は公営住宅関係の事務などに係る経費で臨時職員並びに嘱託職員の賃金などが主なものであります。

次に、2目住宅管理費、本年度予算額は2,521万2,000円であります。

本目は公営住宅の維持管理及び修繕に要する費用であります。

なお町内の道営住宅につきましては、平成18年度から4年間に渡って幕別町が道より指定管理を受けておりましたが、この度より一層民間への指定管理を進めようとする道の方針により帯広市、音更町、幕別町を一つの単位として帯広市の民間会社が指定管理を受けることになりましたことから予算額が減額となっておりますが内容につきましては、町営住宅862戸の維持管理、及び修繕などに要する費用であります。

7節は住宅管理人18人分の賃金、11節、細節40は床、壁、建具、設備などの一般修繕であります。

130ページへいきまして、15節工事請負費は、公営住宅営繕工事に要する費用であります。

次に、3目住宅建設事業費、本年度予算額は9,185万円であります。

本目は町営桂町東団地、町営忠類白銀町団地の全面的改善事業に要する経費であります。

13節委託料、細節5は全面的改善を行う住等の安全性、居住性及び費用対効果として適切であるかどうかの評価を受けるための経費であります。

15節工事請負費は、細節1は桂町東団地、細節2は忠類白銀町団地、それぞれ1棟4戸の全面的改善に要する費用であります。

131ページへいきまして、細節4は、町営相川団地1棟4戸の解体に要する経費であります。

22節細節1は、公営住宅全面改善に伴う入居者の移転に要する経費であります。

以上で8款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 129ページ、住宅費の住宅管理費に係わって質問させていただきたいというふうに思います。

収入に係ることなので、関連することでこの場面で質問させていただきたいというふうに思います。

町営住宅の家賃の設定については、所得や扶養家族などで決まってくる、そのことは認識しておりますけれども、その中で町営住宅管理規則その第1条、第11条で収入区分による減免制度がございます。

その減免制度を利用している世帯の数と、それからどのようにこの制度が入居者に説明されているか、その2点をお尋ねしたいというふうに思います。

○施設課長（澤部紀博） まず1点目の減免の状況ですけれども、平成19年度で申し上げますと実質の免除受けている方の数が95人でございます。

減免の金額に関しましては、1,049万となっております。

それから20年度ですけれども、実年度者数で123名、金額に致しまして1,426万円ほどになっております。

それから21年度ですけれども、今現在の数字になりますけれども戸数にしまして123戸、金額にしまして1,498万円になっております。

それから減免に関する周知の関係ですが、まず抽選等によりまして入居者の決まった方につきまして入居者の説明会というのを開催しております。

説明会の中で入居にあたりまして承知していただきたい事項についてこちらからお知らせする訳でありますけれども、その際に資料をお渡ししまして説明をしております。

その中で、収入が低くて支払いが困難、困難というか難しいという方につきましては減免の制度がありますよというふうなことを資料の中で書かせていただきますと同時に口頭において、口頭でその旨を説明をさせていただいているというところでございます。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 現在123戸、この制度を利用されているということな訳です。

いろんな町営住宅、道営住宅にお住まいの方との出会いの中で、お話として出てくるのは、この制度の説明が、今入居の際にさせていただいているということでしたけれども、きっとたくさんの説明事項があることなのか、あることの一つなのかということがあるのかもしれませんが、耳に残っていない、その制度のことがちゃんと説明が無かったという言い方をされる方が多いのです。

私も何件かこの制度の利用についてお薦めした方がいて、申請に行かれていますけれども、皆さんその事を口を揃えておっしゃる訳です。

ですから、この制度本当に低所得者にとっては大事な制度であってたくさんの方に利用させていただいて、そしてほかのことで町に消費生活の中で貢献するような場面をつくる上でも重要なのだと思うのですけれども、もう少し説明の仕方が丁寧に行うべきだというふうに思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 減免の制度について、丁寧な説明をしたらいいのではないのかというふうなお話ですけれども、その資料のこちらで説明している一文をちょっとお話させていただきますと、著しく収入が低いとき、又は病気、失業などで特別な事情がある場合には家賃の減免、又は徴収の猶予を受けることができますので家賃減免徴収猶予申請書に申し出てください。

いうふうな話をさせていただきます。

ですから、このようなお話をさせていただいて、それがご理解いただけないということであれば、別のもっと分かり易い言い方があるのでしょうかけれども、基本的にはそのようなことをご理解をいただいているのかなというふうには思っております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） それで私が思うには、この管理規則、収入区分、これは町の方では入居者の方の1軒、1軒の実態が分かる仕組みがあるというふうに思いますので、お宅は、あなたのお家は、この制度の利用の対象になりますよということのお知らせをしていくことが、あってもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺についてはいかがですか。

○委員長（野原恵子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 公営住宅といいますのは、公営住宅というより住宅ですけれども、使用関係というのは私法上の経営関係なのです。

ですから住宅を借りるということは、基本的にその対価として家賃をお支払いいただくということが大前提だと思います。

それが基本になってくると思うのですけれども、ですから中には収入が低くて減免の対象になりそうな人というのはいらっしゃいますけれども、ただ所得が低いから、あなたは免除になりますよ、それでは減免の申請をしてくださいということが、こちらから申し上げることが、果たしてそれがその方にとって、こちらから言うことが失礼にならないのかどうかというふうなことなのです。

ですから制度の周知について、もうちょっと機会をみて下さいということであれば、それはできるかと思いますが、私どもの方で、あなた減免申請した方がいいのではないですかというふうなことを申し上げるのは、ちょっとどうかなというふうには思っております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） こちらの方から言うのが失礼ではないのかと、失礼にあたるのではないかなということがありましたけれども、実は私が心配していることというのは、今まで町の職員の方と信頼関係があって、そしてきている訳なのですが、そして入居の際にもさまざまな手続きの際に、土木の職員の皆さんとも関わりがあって、例えば修繕が必要な時には素早く対応もきつとてくださるのだと思うのですけれども、そういう信頼関係ができてきたものが、今の私の聞いている話を言いますと、結局どうしてこういう制度があるのに、教えてもらえなかったのだということの中では、非常に怒りに

も似た、そして不信感にも似た、そのような思いにかられてしまう。

せっかく築いてきた信頼関係が崩れてしまうような、そんなことになってしまって、すごくそれが残念なのです。

失礼になるかどうかということでもありますけれども、少なくとも私が係わった何軒かの方たちは、とって喜ばれることでありまして、失礼かということでは、そういうことでは無かったです。

そのことをはっきりと申し上げておきたいというふうに思いますけれども、そんなこともありまして、もう1回お尋ねしますけれども、私は対象になるかどうかのご案内はしたほうがいいのではないかというふうに思いますし、そしてその結果、申請するかどうかということは、その各家庭の判断ですから、それはそっちに判断はする、しないでお任せして、そういう理解の中で行われることがあってもいいのではないかなというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 公営住宅の入居の場合、先ほど課長申しましたように、その説明会等の中でも多くのことを説明している中で、その減免制度等も説明をさせていただいているということでございますけれども、その中では確かに言われるとおり、いろんなことを集中させていただきますので、抜けてしまっている部分もあろうかなと思いますけれども、

ご存知のとおり、公営住宅収入階層によって、家賃が決まってくるということがございまして、これは毎年収入基準そのものの調査をして、個人から上げていただいてその階層があなたはこういう階層になりますよということも常に周知をさせて、毎年周知をしております。

その中で今言われている減免制度そのものにおきましても、こういう制度もありますのでということで毎年周知はしておりますので、それに基づいて減免の申請をされるということは、常に行われているのかなというふうに思っております。

なお、その収入のほかには財産的にどうなのかなということまでは、ちょっと周知できないところもありますけれども、あくまでも年金で、例えば年金で暮らしている方であれば、年金の収入がどうなっているかということによって、家賃を定めているという状況でございますので、それが分かりづらいということであれば、さらに周知の仕方の中でのもうちょっと分かりやすく説明をしていくことが必要なのかなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） そのほかにもございますか。

審査の途中ですけれども、11時10分まで休憩をいたします。

10:55 休憩

11:10 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点質問あります。

1点目は、129ページのただ今の公営住宅の管理に係わりましてなのですが、新年度から道営につきまして、指定管理ということで、今まで幕別町が係わっていたものが、係わらなくなるというようなご説明でありました。

それで具体的に、どのようになっていくのか今まではと町が係わっておりましたので、例えば募集一つについても、それから住んでいて、いろんな管理者に対して改善を求めるところ、いろんなことありましたけれども、これ指定管理になっていくと全く町から手が離れてしまうというふうに見なくてはいけないのか、そういう詳しい中身をお示してください。

もう一つは、ページ前に戻るのですが、118ページの委託料、13町道の除雪等委託料、5番目ですね、就労への委託料でありましたが、この中身を具体的に教えてください。

○委員長（野原恵子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 道営住宅の指定管理が外れることによって、どのようなことになるかということだと思いますけれども、これまでは住宅使用料の徴収に関しましては道の方で直接やっております、それ以外の募集だとか修繕だとか、言ってみれば料金以外の入居者に直接係るようなものについては、町の方で指定管理を受けてやっております。

これが全部、募集だとか修繕だとか、苦情処理だとか、いろいろありますけれども、それが全部が帯広市の民間の事業者が行うというふうなことでございます。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 細節5の除雪関係の委託料の中身ということでございますけれども、これ人力除雪が必要な部分について就労センターにお願いをして人力除雪を行っているという中身でございます。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 道営住宅につきましては、では全てが民間会社、もう指定管理で決められたという説明でありますからどこに決まったのか、それと幕別町としては、これまで道営住宅、町営住宅というのは同じような、住民側からみれば町が管理していましたから同じような位置付けで押さえられていたのですけれども、これは全く切り離されていくということになりますから、住んでいる人たちにとっても周知なども必要になってくるのだと思うのですけれども、それらについてもどのようになされるのか伺います。

道路なのですけれども、人力的に必要なものをお願いをしているという、その人力的なものの範囲なのですけれども、除雪に係りましては、今年も結構降りましたので毎回毎回いろんな意見が出ます。

でも、頑張っても、頑張っても苦情が出るという中で、ご苦労されて対処されてきているのではないかなというふうに思います。

苦情の多いのは、一つには角地であるとか、排雪がされないとか、それから道道と町道との関係が分からないのでそういった、こちらはきれいだけど、こっちは駄目だとかいう中に、もう一つ最近、高齢者が多くなってきてまして、それで除雪した雪が高齢者の住宅の通路の中に置かれていくということについても、もういたしかたないことだと思うのですけれども、どんどんそういう意見増えているのです。

それで元気な方はいいのですけれども、やはりなかなか体力的にも、置いていかれた雪を除けるのが難しい状況の人も増えてきているように見受けます。

そういうのは、倫理的に必要なところというような位置付けで、なんだかの手立てが必要になってくる、政策的にこの土木課の仕事としてと言うのか、あるいは福祉の仕事になるのか、その辺の見極めも必要かと思うのですが、今後何らかの手立てを取っていかなければならないものではないかなというふうに思ひまして、お尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 施設課長。

○施設課長（澤部紀博） 道営住宅の指定管理がどこに決まったのかというお話ですけれども、これ道の方で、道営住宅ですから道の方の指定管理の道議会の議決が必要になってまいります。

それを今月3月ですから議決されると思うのですけれども、その前にちょっと公表はできないという話をされております。

ただ入居者の方には、道の方の了解を得まして4月からこういうふうな、ここに替わりますよというふうなことで、すでに周知は個々にさせていただいております。

それで、こちらで周知したのですけれども、それでもやはり今までの経緯がありますので、引き続き町の札内支所なり、役場なりに問い合わせ、あるいは来庁されることが考えられますので、それについてはお聞きした上で、指定管理を受けた業者の方にお話を繋ぐというようなことで対応したいと思います。

○委員長（野原恵子） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） 先ほどの人力が必要な部分という部分でいきますと機械除雪ができない部分について人力が必要なところということで、就労センターにお願いをしているということでございます。

それでただいまの質問にありましたように、高齢者ですとか、体の不自由な方でできない、押し付けられた雪を除雪できないというような部分でどうなのだろうというお話でございましたけれども、土木課の所管している部分といたしましてとりあえず、除けて車が通れるようにする、人が歩けるようにするという部分の除雪しか対応できていないという部分がありまして、今お話の内容にありましたようなものにつきましては、福祉課で名前は忘れましたが、人が、条件いろいろ確か2、3点の条件があるのですけれども、人が通れる部分の道を開ける程度の一般の福祉除雪としてやってあげますよという制度ですとか、それから公区の方が対応するというので、協働のまちづくりの中で公区の方がお年寄りの住宅の前の雪をどけた場合につきましては、多少なりとも補助金を公区に対して差し上げることができるとか、そういう制度がございますので、そちらの制度を活用していただくしかないのかな、というふうに考えているところであります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういった活用、土木課との連携が必要になってくるのだろうと思うのですよね。

ですから実際にどのくらい活用されているのかということもお聞きしたいところなのですが、住民の方たちの言わんとすることも分からない訳でもないのだけれども、しかしなかなか難しいこと言っているなという気持ちも正直いつも聞く中で思うのですけれどもね。

一挙に降ると、一挙に排雪していかないといけない全線ね。

それでまずは業者に委託して排雪するのですが、一つには業者間で随分違いがあるというのは相変わらず出てきているのです。

丁寧な除雪とそうではないところがあるということが一つです。

それと除けていって自分たちの家の前に山のように積まれていくのだけれども、それを早い時期に、自分たちがちょっと出るくらいのところは除けて何とかするのだけれども、その後に排雪に来てくださるまでの間が非常に長いというか、そういうこともありまして、それで大変な人のところには何とか手を打てないかなという思いで聞いているのですけれども、その辺は確かに福祉の事業であるとか、あるいはまちづくりの事業であるとかということでも対応はされているとは思いますが、しかしスタートは、そして管理するのは土木ですから、そこできちっと連携を組んで不自由なく進むような極力そういう状況をつくっていかないといけないと思うのです。

ですから実績ですとか、実際にどのくらい出動しているのか、あるいは町内会でそれぞれ協力しあってやっているところがどのくらいあるのか、それと町内会でやるのもやはり条件と言いますか限られてきているというか、車両を持っているお話できる人が住んでいる、住んでいないで変わってくるとか、いろんな状況を聞きますので、そういったことを整理しながら少しでも改善されるように持っていくべきだというふうに思うのです。

どうでしょうかね。

○委員長（野原恵子） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） いろいろお話がありましたけれども、現在協働のまちづくりの中でそういう公区で上がってきているのは5件ということでございます。

20年度5件ということでございまして、公区の中で活動をしていただいているというところであります。

確かに除雪に対しての苦情、雪の深さによって多ければ多だけ苦情も確かに来ております。

それで今年などは、特にそうだったのですけれども、夜降って朝間に合うように除雪ができるというパターンが一番こちらからとしてもやりやすい状況なのでございますけれども、今年の場合特に昼間降って、夕方圧雪になってということがございまして、その出動時期が一番いい時期がどこなのだというのは経費の面も見ながら複数にならないように、1回で済むような形でやっていく、結果除雪

をした個人が除雪をした後を脇に寄ったものが重くなってという苦情もかなりきているというのが状況です。

その中で、老人の方あたりは逆に雪が重くなって、そこが大変だよということだと思えるのですが、帯広市あたりの除雪などは、間口の除雪ということもやっておりますけれども、それはあくまでも太い道路の幹線に面したところは、そういうふうの間口を開けていくということでございますけれども、小さい団地内道路については、どうしても効率的なことを考えますと分けていかなざるを得ないということで、間口一つ一つには対応していないのが状況かなというふうに思います。

それと業者間の問題の中で、上手下手ということは確かにあるのはこちらの方も承知しておりますけれども、その辺は苦情が多いところは必ずオペレーターの方の技量をというところもありますけれども、そこは更にその度、その都度ごとに徹底をさせていただきながら指導させていただいているというのが状況でございます。

それと今、福祉除雪なりまちづくりの観点なり、あるいは道路管理の観点での連携ということが更に出てくるかなと思いますけれども、ある程度は住民の方にも就労センターを使った除雪等も今現実行って何人かの方が既に個人的に申し込んでおられる方もおられます。

その辺、横の連携を取りながら今後も進めていかないとならないと思いますけれども、雪の状況を見ながらということでは、ありますけれどもなかなか難しいところもありまして、一辺的な除雪にならざる負えないところもある程度は理解をさせていただいて今後横の連携等も配慮していかないとけないのかなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

8款土木費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に9款消防費に入らせていただきます。

9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

132ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、5億5,503万9,000円であります。

本目は東十勝消防事務組合分担金で、消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等に係る費用であります。

2目非常備消防費、3,138万9,000円であります。

非常備消防団員報酬や団の運営交付金等、通常団費といわれる経費の分担金であります。

3目水防費、76万5,000円。

災害に備えての費用であります。

以上で消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

9款消防費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（米川伸宣） 10款教育費についてご説明を申し上げます。

133ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額は、256万6,000円であります。

本目は教育委員4名の報酬、及び旅費、交際費などであります。

2目事務局費、2,830万3,000円であります。

本目は教育委員会事務局の管理運営及び事務をはじめ、臨時職員等の共済費、各種負担金、交付金などに係る費用であります。

7節賃金のうち、細節6のこどもサポーター賃金につきましては、幕別町こどもの権利に関する条例の主旨を踏まえ、まっくざまっくを活動拠点として不登校の児童生徒を対象とした学習指導や相談業務を行うための臨時職員1名の賃金であります。

134ページになります。

下段の19節、負担金補助及び交付金のうち、135ページになりますが、細節11は、札内北小学校が開校30周年を迎えるため記念事業に対する補助金を交付するものであります。

その下の細節12、第12地区教科書採択教育委員会協議会負担金は、平成23年度から小学校で使用する教科書採択に係る協議会の負担金であります。

次に、3目教育財産費、2,494万5,000円であります。

本目は学校及び教員住宅等の維持管理に要する費用であります。

前年度と比較して大きく減額となりました要因は、先にお認めをいただきました地域活性化きめ細かな臨時交付金事業により一部事業を平成21年度の補正予算として前倒しで計上させていただいたことによるものであります。

11節需用費、細節40の修繕料は、町内14校の学校施設あるいは教員住宅等の修繕に要する費用であります。

136ページをお開きください。

13節委託料の細節10と細節11は、駒島小学校教員住宅に係る費用であります。本年3月末をもって閉校となります駒島小学校の教員住宅4戸について、地域から購入の希望がありましたことから住宅及び用地の不動産鑑定と用地確定測量を行うための委託料を計上させていただいたものであります。

137ページになります。

4目スクールバス管理費、6,339万3,000円あります。

本目はスクールバス12路線の運行に係る費用であります。

スクールバスの運行につきましては、12路線の全てを委託しておりますが、新年度は駒島小学校の閉校に伴う運行路線の変更、及び延長により駒島線と中里線の委託料を変更すると共に、大豊線につきましては、対象児童生徒数の減少に伴い車両を2台から1台に変更して運行してまいります。

次に5目国際化教育推進事業費、1,194万2,000円あります。

本目は国際交流員2名の賃金等に係る費用であります。

現在、国際交流員はそれぞれ分担して各中学校の英語授業や、国際理解教育のほか、小学校5、6年生の外国語活動の助手として従事しておりますが、平成23年度からの小学校の外国語活動の完全実施に向け、さらに活用の充実を図ってまいります。

138ページになります。

6目学校給食センター管理費、2億791万8,000円あります。

7節賃金のうち細節2、臨時職員賃金は幕別12名、忠類5名の調理員の賃金であります。

細節4の嘱託職員賃金につきましては、幕別学校給食センターにおいて退職となる常雇職員に替えて、新年度から嘱託職員2名を配置するための費用であります。

11節需用費では、139ページの上段になりますが、平成21年度に引き続き、細節61に地場産食材料費を計上し、身近で新鮮な町内産食材の活用を努めてまいります。

140ページをお開きください。

2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額、1億2,835万円あります。

本目は小学校9校の管理に要する費用であります。

主なものとしたしまして、7節賃金のうち細節2は、町単独で任用をしております3校2名分の学

校事務補助職員の賃金を、細節6では4校11名分の特別支援教育支援員賃金を、141ページ上段の細節7では、平成23年度からの新学習指導要領の全面実施により導入される小学校5、6年生の外国語活動を円滑に展開するため、小学校英語活動支援員1名分の賃金を計上しております。

なお、小学校の児童数は1,690名、教職員数は145名の見込みであります。

142ページをお開きください。

2目教育振興費、5,231万2,000円であります。

本目は小学校の教育振興に係る費用であります。

主なものといたしまして、18節備品購入費のうち細節2教育用コンピューターには、平成16年度より市町村備考資金組合の譲渡事業を活用し、購入を進めております児童用コンピューターの償還金、5校125台分を計上しております。

143ページの上段、細節3の学校図書につきましては、平成21年度に引き続き学校図書標準の達成率の低い小学校に対し、重点的に予算を配分し図書標準の達成に努めてまいります。

細節5、理科教育教材では新学習指導要領への移行措置に伴う理科の授業時数増加に対応するため、国の補助金を活用して、観察実験用器具の購入費用を平成21年度に引き続き計上しております。

19節負担金補助及び交付金のうち、細節5通級児童交通費補助金は、札内南小学校に開設している言語通級指導教室に他校から通級している児童への交通費補助であります。

20節扶助費には、要保護の対象者を1%、準要保護対象者を20%、認定率を21%と見込み、就学援助に係る費用を計上しております。

次に3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額、8,791万1,000円であります。

本目は中学校5校の管理に要する費用であります。

7節賃金のうち、細節2は4校2名分の学校事務補助職員の賃金であります。

細節6こころの教室相談員賃金では、勤務時間と勤務日数を拡充し相談支援体制の充実に努めてまいります。

細節7では、2校2名分の特別支援教育支援員賃金を計上しております。

なお中学校の生徒数は831名、教職員数は94名の見込みであります。

145ページになります。

2目教育振興費、3,951万9,000円であります。

本目は中学校の教育振興に係る費用であります。

18節備品購入費のうち、細節2教育用コンピューターには生徒用コンピューター3校、74台分の償還金と新年度更新を予定しております幕別中学校42台分の償還利子を計上しております。

146ページをお開きください。

上段の細節5理科教育教材には、小学校費と同様に、国の補助金を活用して理科の観察実験用器具の購入費用を計上しております。

20節扶助費には、要保護の対象者を1%、準要保護の対象者を20.5%、認定率を21.5%と見込み就学援助に係る費用を計上しております。

中段にあります札内中学校大規模改造事業費につきましては、平成21年度をもって事業完了となっております。

4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、本年度予算額、866万7,000円あります。

本目はわかば幼稚園の管理に係る費用であります。

主なものといたしまして、7節賃金の細節2臨時職員賃金では、事務補助職員1名の賃金を、細節4嘱託職員賃金では嘱託職員である園長の賃金、細節6特別支援教育支援員賃金では個別の支援が必要な園児への対応のため配置する特別支援教育支援員1名分の賃金を計上しております。

なお平成22年度の園児数は3歳児12名、4歳児12名、5歳児19名の合計43名となる見込みであります。

次に147ページの下段、2目教育振興費、2,112万1,000円あります。

本目は幼稚園の教育振興に係る費用であります。

148ページをお開きください。

19節負担金補助及び交付金では、私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担を軽減するため、入園料、保育料の一部について町単独の補助金を計上しております。

20節扶助費では、公立及び私立幼稚園の就園奨励費であります。

次に5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額、4,947万6,000円であります。

本目は社会教育委員15名の報酬のほか、生涯学習アドバイザー2名分の賃金、各種団体への補助金等であります。

補助事業として最終年の3年目を迎えます学校支援地域本部事業につきましては、受託事業収入として149万5,000円を見込み、学校と地域の関係がより密接なものとなるよう事業を推進してまいります。

149ページの9節旅費、細節3特別旅費は、中学生高校生海外研修の引率者3名分であります。

13節委託料の細節5と細節6につきましては、本年3月末をもって閉校となります駒島小学校の校舎を宿泊可能な集団研修施設として改修するための実施設計及び工事監理の委託料であります。

同じく15節工事請負費では、改修工事に要する費用を計上しております。

19節負担金補助及び交付金のうち、次のページ150ページの上段になりますが、細節7は中学生16名、高校生2名分のオーストラリアへの研修参加に係る補助金であります。

20節扶助費では、海外研修の参加負担金扶助として1名分を計上しております。

次に2目公民館費、887万2,000円であります。

本目は糠内、駒島の両公民館と少年自然の家及びまなびやの管理運営に要する費用であります。

8節報酬費、細節1の講師謝礼は、しらかば大学の各種講座に要する費用であります。

151ページの中段になりますが、19節負担金補助及び交付金の細節3地域生涯学習推進委員会補助金は、公民館2館の運営委員会に対する活動費補助、細節4家庭教育学級運営費補助金は、家庭教育学級に対する活動費補助であります。

3目保健体育費、4,348万8,000円であります。

本目は体育指導員12名の報酬、及び各種スポーツ大会の参加奨励金、体育団体に対する補助金のほか、社会体育施設の管理運営に要する費用であります。

153ページをお開きください。

13節委託料、細節12運動公園施設管理委託料は、運動公園内の野球場、陸上競技場、多目的広場の管理委託に要する費用であります。

なお運動公園野球場の整備につきましては、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業により平成21年度の補正予算の中で実施してまいります。

154ページをお開きください。

4目青少年育成費、192万3,000円であります。

本目は青少年問題協議会委員20名の報酬のほか、児童生徒健全育成団体への活動費補助であります。次に5目町民会館費、4,811万2,000円であります。

本目は町民会館と札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。

155ページの15節工事請負費は、札内福祉センターの省エネ改修工事であります。

北海道グリーンニューディール基金事業を活用し、窓枠のプラスチック化と、既存照明のLED化などを行い温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化の防止に努めてまいります。

次に6目郷土館費、990万9,000円であります。

本目は文化財審議委員5名の報酬、及びふるさと館と蝦夷文化考古館の管理運営に要する費用であります。

156ページをお開きください。

11節事業費の細節30印刷製本費は、ふるさと館で所蔵しておりますアイヌ民族に関する歴史資料な

どの目録制作に要する費用であります。

7目ナウマン象記念館管理費、1,036万円であります。

本目はナウマン象記念館の管理運営に要する人件費や、光熱水費が主なものであります。

平成21年度に町内の小学生高学年を対象として行いました実践的な化石体験学習などの授業が好評でありましたことから、新年度も引き続き取組んでまいります。

159ページになります。

8目スポーツセンター管理費、4,619万1,000円であります。

本目は農業者トレーニングセンター、札内スポーツセンター、忠類体育館の管理運営に要する費用であります。

7節賃金の細節2はトレーニング補助員2名の賃金、細節4はトレーニングアドバイザー及びトレーニング指導員の賃金であります。

なお、各施設の補修工事につきましては、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業により補正予算の中で実施してまいります。

160ページになります。9目図書館管理費、3,687万1,000円であります。

7節賃金は、図書司書6名、及びブックモバイル運転手1名、臨時職員1名の人件費であります。新年度は小中学校の図書環境整備に向け、司書職員による学校訪問を重点的に行うため、臨時司書1名分を増額しております。

11節需用費のうち、161ページの上段になりますが、細節5のふれあい子育て読書推進事業消耗品費は、マイファーストブックサポート事業に要する費用であります。新年度では新生児200人を対象として予定しております。

細節30の印刷製本費については、図書館開館20周年の記念事業として予定しております。大型紙芝居の制作に要する費用であります。

162ページになります。

18節備品購入費では、細節1の図書資料が合計で4,400冊、細節2のAV資料は音響映像資料58タイトル分であります。

19節負担金補助及び交付金の細節6図書館事業員活動費交付金は、町民文芸誌の発行に係る印刷代に対する交付金であります。

10目百年記念ホール管理費、7,694万2,000円あります。

本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する費用であります。

8節報償費は、忠類地区の各種講座、講演会の講師謝礼であります。

13節委託料は、指定管理に要する委託料であります。

19節負担金補助及び交付金は、町民芸術劇場への交付金、文化団体への活動費補助が主なものであります。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

前川委員。

○委員（前川雅志） 6番、前川雅志。

149ページ、13節、15節、16節に係りまして、駒畠小学校の集団研修施設実施計画委託料などについてお伺いをしたいと思うのですが、これまで十勝管内を見ていまして中札内高校はスポーツ研修施設ということで、改修されて新たな事業をされております。

それで浦幌高校におきましては、本年度廃校なのですが、地域の方々も使うことができないということで、校舎の取壊しが決まっていくような話も伺っております。

他の地域におきましては、民間に売却したりなど、さまざまな活用方法が考えられていると思うのですが、廃校が決まりまして、その校舎の利用について庁舎の中でどのような議論がなされて今回の

集団施設に取り組んでいこうかというふうに結論をだしていかれたのかをお伺いしたいということと、もちろん地域の方々にも相談をされながら決めたいのだらうと思いますので、地域の方々のお話というか意見というの、どういう感じだったかお伺いをしたいと思います。

それと、この集団研修施設というものは、どういった性質を持って研修として使われていくのか、これから始まっていくであろう事業の内容についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） ただ今の前川議員のご質問であります。

これにつきましては、廃校が決まってから庁舎の中でも、どのような形で利用していこうかという形で何回か検討会議を開かせております。

また地域の方にも、地域の方からできれば地域住民が使えるような、そして少年の家のようなそういう体験型の活動ができるような施設を駒島小学校跡地を利用してつくっていただきたいという公区からの方からも要望書が上がってきております。

それらを課ごとに、先ほども言いましたように庁舎の中でも、それぞれ関係各課の方のお知恵を拝借しながらこのような宿泊もできる体験活動型の施設にしよう、研修施設にしようという形で意見がまとまったものでございます。

それで、どのような性格の事業の内容、性格でやっていくのかということなのですが、これにつきましては当然地域が、地域活動に利用していただく。

また町内・外の児童生徒の部活動の少年活動の合宿等にも大いに使っていただきたいなというふうに考えております。

また近隣市町村は、言うに及ばず今現在幕別町と交流を続けております宮崎県の日向市、そして埼玉の上尾市、それらの方もこの施設にお泊まりいただいて、駒島の自然を十分満喫しながら、また農業体験などを実施できると、そのような事業も考えております。

またオーストラリアの方のメルローズハイスクールの子どもたちとも交流を続けているわけなのですが、この子どもたちもこの宿泊をプログラムに入れまして、また地域の方と交流できるような、そういうプログラムを考えていきたいなというふうに思います。

いずれにいたしましても、向こうからお客さんが来ていただけるということではなくて、こちらから積極的に駒島にこういう施設がありますと各関係の方に利用いただきたいと、そのように積極的にPRしていきたいなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○委員（前川雅志） 細かいところ数点お伺いしたいと思うのですが、いつ頃からの開業というか施設利用を考えてられるかということをお伺いしたいと思います。

それと利用につきましては、さまざまな小中学生ですとか、上尾の方々だとか、オーストラリアの子どもたち、そういった方たちに利用していただきたいというお話がありましたけど、その集団研修の施設として、必要な施設が子どもと大人では違うのではないかと思います。

それを大人から子どもまで研修できるような設備まで考えて改修をされていくのかお伺いしたいと思います。

それとこの施設についての管理は、町直営でやるのか、どういった考えをもっているのかお伺いをしたいと思います。

それと合わせまして、管理に係る将来的なランニングコストをどのくらい見込んでられるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 施設利用の年月日については、平成23年の4月1日を現在予定しております。

それで施設の整備の中身なのですが、限られた予算の中で大人から子どもまで利用できるような形にしていきたいなというふうに考えております。

管理の処遇につきましては、今のところ直営方式という形で考えております。

また将来のランニングコストなのでございますが、人件費等含めまして300万を超える金額が掛かるものではないかなというふうに現在想定しております。

○委員長（野原恵子） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 駒島小学校の跡地なのですけれども、3,019万という工事費なのですが、どういった施設になるのかなと、おおまかな工事概要を教えてくださいと思います。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 工事の中身なのですが、シャワー室の設置、そして多目トイレ、そして排煙窓の設置となります。

排煙窓の設置については、駒島小学校は特殊な構造になっております。

窓の部分が、上の部分がガラススタイルそういう形になっているものですから学校以外の用途に改築するということになりますと、そういう排煙窓の装置ですねそういう形の必要となってきます。

そのような形で経費が掛かるかもしれません。

あと1階の教室部分を畳もしくはカーペット敷きにしまして、寝泊りができるような形に改修していきたいなというふうに考えております。

○委員長（野原恵子） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 今、ハイエマード。

ちょっともう1回お願いいたします。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） すいません。

排煙窓でございます。

○委員長（野原恵子） 牧野委員。

○委員（牧野茂敏） 分かりましたけれども、これで宿泊するとしたらどれくらいの収容人数できますか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 利用の仕方によるものなのですけれども、最大規模100人程度を予想はしております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 駒島小学校の後、その136ページには教員住宅の売却の問題があるのですが、この一帯に利用していくというよりも、分離して教員住宅は教員住宅で売却するということですが、地域のどういう方たちの希望でそういうことになっていくのか。

農業労働者の宿泊施設だとか、そういった関係も考えられるのではないかと思ったのですが、それとの関連も含めて。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 閉校が決まりました段階で公区ともお話しを何度かさせてもらっておりますが、その中で教員住宅についてはこちらとしてもできれば売却をしたいとご提案をさせていただきました。

その中で戻ってきた返答といたしましては、今、増田委員言われたように農家の方々がそういう農業に従事されている方の宿としても使いたい。

ただ4戸ありますので、それを私たちとしては、できれば中に浄化槽がありまして4戸で共同で使っているものですから4戸一括売却をというようなことで今話を進めておりますけれども、細かい点につきましては、鑑定をして価格がどの程度かということが分かってからのことになるかと考えております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 地元の農家の人が、地元の方が売却してほしい。

こういうことでいいですか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 地元の方々からの要望でございます。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 集団研修施設のことにに関して、またもう少しお尋ねしたいのですけど。

利用に係わっての利用料だとか、負担金に関してはどのようなお考えなのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川輝彦） 現在、少年自然の家の方についての料金をいくら頂いているわけなのですが、これについてもまだ正直検討中なのですが、教育活動に関して利用していただける部分については、できれば無料にしていきたいと考えています。

まだ、検討中という段階でございます。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑はないでしょうか。斉藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） 2点質問いたします。

最初に1点目からお伺いをいたします。

140ページから141ページ、10款教育費、小学校費の中の7節学校事務補助職員のところでお伺いをしたいと思います。

駒島がなくなって町内14校だというふうに思いますが、その各学校の事務補助職員の配置状況、非常に早くて、ささっと通り過ぎたものですからよくわからなかったのですが、大変恐縮でありますけれども今一度、どこの学校にそれぞれ配置になったりしているかということを含めて、合わせて前年度の予算のときにも質問を申し上げましたけれども、いわゆる兼務、兼務が解消されたのかどうかについてお伺いをいたします。

○委員長（野原恵子） 斉藤委員、2点と言いましたがこの2点でよろしいのですか。

合わせて。

○委員（斉藤喜志雄） 失礼いたしました。

もう1点は、ページで言えば142ページから143ページ同じく小学校費、2目教育振興費の18節備品購入で学校図書、学校図書のところでお伺いをしたいというふうに思います。

これもご存じのとおり、平成5年の3月に文部省からの通知があつて、学校図書館のいわゆる図書標準が設置を設けられてそれぞれその目標達成に向けて、5カ年計画で国から予算が措置されてきてもうすでに23年で終わるのかな、相当の達成率にたっていると思うのですけれども、その達成率についてはどのようになっているかお伺いをしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） ご質問の1点目の事務補助職員についてでありますけれども、幕別・札内の市街地校、具体的に申し上げますと幕別小学校と幕別中学校で1名、白人小学校と札内東中学校で1名、札内南小学校と札内中学校で1名、それから明倫小学校に1名となっております。

昨年まで配置しておりました札内北小学校につきましては、従来から道費の事務職員の配置が1名ありましたが、それに加えて1人加配で道費による事務職員が2名になったこと、それから駒島小学校が閉校に伴ったことによりまして、昨年と比べますと2名の減となっております。

その結果、兼務は解消されたかというご質問に対しましては、兼務は解消されておられません。

二つ目のご質問であります、学校図書館についてであります。

平成19年から23年度までの今現在5カ年計画で地方交付税の中に措置はされております。

具体的な蔵書の達成率であります。

これは図書標準は、通常学級と特別支援学級の学級数に応じて定められておりますから、学級数が増えるとその分、分母が大きくなるものですから、いくら本を買ったとしても場合によっては上がらないということもあります。

現実的に21年度では、小学校で約400万、中学校で190万の予算で図書を購入しております。

小学校の本年度末の見込みが68.3%、中学校が82.4%、小中合わせますと73.9%の見込みであります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 質疑の途中でありますけれども、この際13時まで休憩をいたします。

12:01 休憩

13:00 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 先ほどの回答の中で、解消されていないと、兼務が解消されていないということでありましたけれども、これいつも言うことでありますけれども他町村実態というのは調べられましたか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 他町村の実態も調べさせていただいております。

○委員長（野原恵子） 齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 結果はどういうことでしょうか。

兼務されている町村というのはあるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 管内におきましては、兼務されている学校はございませんでした。

○委員長（野原恵子） 齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） 管内では、よくこのお答えを聞くなかで、いわゆる他町村の実態も含めて、その考えたいうんぬんというふうに、おっしゃられる訳ですけれども、管内どこの町村にあっても兼務しているところはない。

私の調べたところでもそのような、しかしそれはまさに現場の実態をしっかり踏まえた、現場の実態をしっかり踏まえた予算付けがなされているから私は管内の中にもないのだというふうに思っているのです。

その現場の実態というのはどういうことかということ、先の一般質問のときにも言いましたけれども、今学校教育に係わって最大の至上命令は何かと言ったら、学力向上ということが最大の至上命題であったはずで。

道教委にしても文部省にしても、実は学校現場の中で非常に事務量が増えて多忙化が進行しているということが1点、加えて子どもと向き合う時間が非常に少ないのでということで、その部分でも道教委の今年度の予算を見てもお分かりのとおり、予算をきちっと付けている。

何が言いたいかということ、そういう子どもとしっかり向き合う時間の確保のために町として何をなすべきかということや、事務量の多忙化によつての先生方の子どもと向き合う時間が足りないという部分を含めて、学力向上対策とどう結びつくのかということなのですけれども、実は町内のある学校では、学力テストをやった結果から家庭学習の量が少ないと言って、家庭学習の量が少ないと言ってあれですね、宿題を出すという方式をとっている。

宿題を出すという方式をとっている。

そうすると、実は子どもたちが放課後帰るまでの間に、プリントを用意しないといけない。

なぜなら子どもの能力に合った、子どもの能力に合ったプリントを個々に用意しなければならないという、今日授業をやって、あるいは昨日授業をやって、中学校の先生はまだ空き時間があるから、だから中学校兼務でいいと言っているのではないですよ。

誤解しないでいただきたいのですけれども。

小学校は、小学校は空き時間無いですよ。

6時間まで。

そうやって考えたらそういう学力向上に向けた取組みのプリントも間に合わないと言うような実態、ぜひ現場に足を運んでいただいて、予算査定される方も含めて考えていただきたいなど、私は予算の適宜、適時性というのがあるというふうに思っている。

だから学校が、学校という組織体として機能するためには、人、物、金が適切に配置されなければならないというふうに、だから単なるそういうその人の配置うんぬんということではない。

今日的な学校教育の最大の課題である、学力向上に向けての大きく機能するところだということ現場実態を踏まえた予算の予算付けというのが必要なのではないかと考えているところがあります。

もし、私の思いの中に何かお答えいただけることがありましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 私どもも斉藤委員と同じように現場に合った予算付けに努めているところでもあります。

特に新学習指導要領が小学校におきましては、平成23年度から完全実施をされますことから、小学校は特に英語、外国語活動として英語が週1時間、年間35時間入ってまいります。

これらの対応に大変追われているところでありまして、私どもとしましても現状国際交流員2名いるわけですが、主に中学校に時間を割いておりますことから、新年度からは中学校の教員免許を持って、なおかつ現場でも経験のある方を小学校英語活動支援員として配置をして、先生方のご負担を少しでも軽くしたいということでこれを配置したところであります。

またもう一つには、これは直接先生方と子どもと向き合う時間ということとは直結することではないかもしれませんが、町内におきましても学校に行きたいのだけれども、どうしても行けないという児童生徒が年々少しずつではありますけれども増えてきております。

ですからこれらの子どもたちに対しても行き届いた支援をするために、子どもサポーターというまっくざまっくを拠点にして、今までは週に2日だけ開けていた訳ですが、それを週5日対応できるようにということから、さまざまなそのまま教育に係る行政課題の中から学校長とも相談をさせていただき、苦渋の決断と言ったら大げさでしょうけれども、本当はできることならば配置したいのですが、何を優先させていくか、その結果それが子どもの幸せに繋がるという認識のもとで予算付けをさせていただいております。

○委員長（野原恵子） 斉藤委員。

○委員（斉藤喜志雄） 私は、例えば道教委だとか学力増のための人的な費用配置だとか、そういうものを有効活用するというについては決して否定するものでもなんでもありません。

しかしもっとはっきり言わせていただければ、本来的に事務補助という方の配置については、そういったところと相殺できる性格のものではないと思っています。

本来は、設置者である、設置者である町がきちっとその部分の教育条件整備という視点から予算配置をしていくということが、私は大事だと思うし、もちろん今おっしゃられたとおりその予算には優先順位がある。

苦しい台所だから、背に腹はかえられない部分もあります。

それも私も十分理解できる。

しかし本来的には、そういった国や道からくる金とは全く別格に考えて設置者としての責任の中でそういう条件整備を図っていくという予算を町独自でも設けることが必要なのではないかなと私はそう考えている。

加えて、子どもたちが豊かな知識を身に付けたり、あるいは人間性を磨くことができるように、十分な環境を整えていくという観点で言えば、国も道も含めて学力向上対策にうんぬんという、そうい

う状況判断をされるならば、必ずしも優先順位が決して下がるものではないと。

しかしこれは、お互いのあれの違いだからこれ以上は言いませんけれども、そういう意味で言えばあえて設置者の責任の中で教育条件整備をあれするという視点が私は必要だと、そんなふうに乗っているということを訴えて、以後の新年度の予算付けの中でも十分検討していただければというふうに考えております。

それから2点目へまいります。

学校図書いわゆる整備率、先ほどお聞きをしましたら小学校68.3%、中学校82.4%、トータルとしてすれば73.9%ということで、これはいつもこの話を取上げるときに申してきたところでありますけれども、幕別教育委員会の図書教育に係る充実に、その心意気がここに出ているのだろう。

全道平均はもちろんのこと、全国平均も上回りますよね。

上回るくらいですね、の状況になっている。

しかし本来から言えば100%にならなければいけないことなので、今後とも続けていってほしいというふうに思いますし、そこでちょっとお伺いをしたいのですが、図書費購入費に充てているこの割合というかな、何%くらいなのか、図書整備費として国から予算付けてきますよね一応、もちろんあれですよ、あれは分かっています。

一般財源の中に入ってきているから、実際の裁量に任されている部分があることは100も承知ですが、しかしそれにしても一定の数字が示されて、それに基づいて今年度の予算が組まれている訳で、その部分はいったい何%なのか、どのくらいなのかお聞かせいただければと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 先ほどもお答えしましたとおり、現在学校図書館図書整備5カ年計画の2回目の5カ年計画ですね。

19年から23年、この19年になる際に、国では今までは購入分だけを見てきたけれども、更新分として厚みをつけるということから従来の、あくまでも普通交付税の単位費用ですから、それがそのまま生金で入ってくる訳ではないのですけれども、1.5倍にするという措置を取りました。

その結果、現在単位費用上は、小学校の1クラスで3万7,700円、中学校7万6,700円で町内全体では、この後補正係数等が掛かりますので、約1,000万弱入っております。

ですから幕別町約600万ですから60%のよく新聞などに報じられる全額使っているか、使っていないかということから言いますと60%ということでございます。

○委員長（野原恵子） 齊藤委員。

○委員（齊藤喜志雄） しっかり図書の重要性についてご理解をいただく中で、全道平均あるいは全国平均を上回る状況にあることにはあれです。

それにしても、予算の執行状況から言えば、60%ですから残り4割はほかのところへ振り向けられていると、乱暴な言い方をすれば、そういう意味では23年に5カ年計画が終わりますから、その中でさらに限りなく100%に近い状況に持って行っていただきたいものだなと。

今さら申し上げるまでもなく、この蔵書量が増えたから、いわゆる学力向上だとか、豊かな人間性に繋がるかといったら必ずしもそうではありません。

しかし、これまた実態調査でみていただいておりますとおり、町内の、今までであったのは町内15校、15校全ての学校が何らかの形で、朝読書をやっているだとか、あるいはお昼休みを有効活用してのだとか、読書活動の推進に実に見事に取組んでいらっしゃるという実態がある。

そういった子どもたちや現場の願いにさらに応えていくための、その施策というか予算づけとか、そういったものが強く求められるところだと思いますので、ぜひ継続して、くどいようですけれども100%に近づける努力をお願いをして質問を終わります。

○委員長（野原恵子） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 大きくは2点なのですが、1点目は133ページの事務局費の賃金、子どもサ

ポーター賃金ということで、行政執行方針のときにも触れられておりましたけれども、新しい事業として提案されたのだと思います。

ただ、これまでもまっくしまっくを活用しての学校に行けないお子さんであるとか、いわゆる教育の学校の中では救えない状況のお子さんに対して、適切な手立てを取られて、全体として教育の質を上げるということには取り組んでこられていたというふうには思うのです。

今回こういう形で、専任の方がたぶん常駐されるのかなと思うのですけれども、事業のもっと掘り下げた内容、どんな方がどういう人たちを対象に活動を展開されていくのか伺っておきたいと思えます。

それから次は、例年伺ってきたのですが、教育振興に係わりまして就学援助の関係でお尋ねいたします。

小学校は143ページでしょうか、また中学校の方にも146ページですね、これは今年は小学校で21%ですか、中学校の方はちょっとメモを取りきれなかったのですけれども、前年度よりは適応の率が高いのではないかというふうに思います。

今の経済状況を反映して当然のことだと思うのですけれども、例年申請がどれくらいあって、適応がこの21%というふうになっているかということ、それから教育費そのものが、例えば小学校とそれから中学校で。小学校や中学校は基本的には義務教育ですから無料なのですけれども、しかし修学旅行費であるとか、補助教材費とか掛かりますよね。

幕別の場合は、そういった教育費をそれぞれどのくらいのものというふうに押さえていられるのか。

それともう一つ付け加えて言えば、就学援助の中では段々適応の範囲というのを広げる一つに、子どもさんの眼鏡なども対象にして、支給をしているところも生まれているということをお尋ねしております。

幕別町としての考え方も伺っておきます。

同じく高校の状況について、これは134ページの奨学資金交付金というところに係わってお尋ねをしたいと思えます。

高校についても、これまでもなかなか授業料等が納められない状況があるということでありました。

今回は、国の授業料の新たな制度がありますので、そういう点では緩和されていくと思うのですけれども、これまで江陵高校とそれから幕別高校でどれだけ授業料の免除というのが対象としていらしたのか。

そして、今回の授業料の無償化については、一般質問でもお尋ねをしたところですが、今までその対象になっていた無償化の人たちについては、同じ状況が続くということでもありますから、なんらかの救済措置が、さらに掛かっているお金を支援するという形で制度ができたらいなというふうに思っておりました。

そういうことに対する考え方ですね。

それとこの実際に6番の奨学資金の交付金の288万円というのは、今回は何人を対象にいくら支給されようとしているのか。

たくさんになってしまいましたけど以上です。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 大きく3点ご質問いただきました。

まず一つ目の子どもサポーターであります。

これは先ほども若干お答えいたしましたけれども、町内でもどうしても学校に通うことができないという児童生徒、特に中学生が多いわけですけれども、徐々に増えてきております。

そういう子どもたちは、学校には行けないけれども、通常は実態としては保健室にはなんとか登校できるという児童生徒もいらっしゃるのですけれども、それもなかなかかなわないという場合に、現状ではまっくしまっくの方に週に2日なり3日来ていただいて、そこで北海道の教育委員会から給与をいただいているスクールカウンセラーの方のカウンセリングを受けて、カウンセリングと言いまし

ようか、やはりそこで少しでもほかの人と話をするという機会かと思えますけれども、その後で合わせて学校からも出向いている町の特別支援教育支援員が指導にあたっているという実態がありますが、これを日数を拡充をしたいということでありまして、現実にはどういう人がその任に当たるのかということではありますが、これは当然教員免許をお持ちの方で、豊かな教職経験をされて、そういう子どもたちの相談にも長けた方、それから指導にも長けた方を想定をしております。

次に就学援助であります。

就学援助申請がどれくらいで、認定がどのくらいかということではありますが、平成21年度の状況で申し上げますと、2,585人の小中学生がいますけれども、その内の622人から申請をいただいて、512人の方を認定をしております。

平成21年度の認定率の見込みは、19.8%であります。

昨年が、20.5%でありましたので、ずっと増え続けてきたのですけれども、ちょっとここで認定率は、私たちは予想は、同じくらいあるいは上がるのではないかなと思ってはいたのですけれども、若干下がっております。

教育費はどのくらいのものなのかという大変難しい質問でございまして、どこまで教育費ととらえるかということが一つあるわけですけれども、まず学校に支払う教材費、これは学校によって、学年によっても異なりますけれども、小学校で言いますとやはり5,000円から7,000円程度、中学校で言いますと1万円近くとなっております。

それからPTA会費もあります。

修学旅行に行くときには、小学校で言えば2万2,000円くらい、中学校で言えば6万円を超える金額が掛かっております。

さらには部活動に伴って、部活動の後援会に対して、部活に入っている部によっても違いますけれども、一定のご負担というものがありますので、一律にと申しますか一概にいくらというのはここでは私今頭の中で整理できないのですけれども、多くのお金、確かにその義務教育は無償と憲法には謳われておりますけれども、現実には無償になっているのは授業料と教科書代とこの2点ということでありまして。

眼鏡につきましては、確かに財政力の豊かな市町村では本州府県ですけれども、既に実施をしているところもあるというふうには聞いておりますが、さらに国で今回まだ正式に通知は来ておりませんが、国は今要保護、準要保護の補助金というのは、三位一体改革で要保護、つまり生活保護の方の分しか補助金は市町村にいただけない訳ですけれども、準要保護の分も含めて、PTA会費ですとか、部活動費についても含めるという考えがあるというのは示されておりますけれども、それらを実際に行った場合にかかなりの金額が必要になってくるということから、まだはっきりしておりませんので、それらについては結論は出しておりません。

奨学資金であります、授業料の免除対象者は最近のデータは申し訳ありません、揃えておりませんが、私が前にお聞きしたときには、幕別高校は割かし高い方でして3割強の方が授業料を免除されている。

江陵高校につきましては、授業料免除という形ではなくて、奨学金の貸与、よく言われる特貸と言う制度がありますよね。

一番奨学金として貰う方は、入学料それから授業料、それから授業料の半額ですとかというふうには確か3段階に分かれていたかと思えますけれども、半数以上の方がその奨学金の貸与を受けていて、実態には卒業するとき、その時の教頭先生の言葉で言いますと、頑張って卒業したというような表現でしたけれども、そういう場合には、返還を免除しているというお話を江陵高校の場合には聞いております。

今年度の奨学金の積算根拠でありますけれども、月額条例上は7,000円以内と謳われておりますが、月額4,000円の12カ月で、4万8,000円を60人の方ということで予算を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） それではまっくさまの事業であります、考え方としてはこれまで1週間のうち2日から3日対応されていたということですが、今回の予算措置をされることによって、これが拡充されるというふうに押さえていいのですね。

そして指導の先生が新しく適切な方ということですが、これまでカウンセリングの方が道の方がいらしたし、それから支援員の方もいたとこういう人たちとのいわゆる3人で複数体制でやられるのか、それとも今回新しく予算付けされた子どもサポーターの方が専門でやっていかれるのか、不登校の方たちの対応が早い時期に、しかも毎日お家にいらっしゃるといことが多く聞きますので、実施される回数が増えていくということが大事なことだと思うのですけれども、その人に適応していくというところで、なかなか変わっていってしまうと、そのことがまたプロではあるのですけれども、新たな壁になりやしないかということもあまして、そういった点での対処についても伺いたいと思います。

それから子どもさんの教育費については、年々厳しい暮らしの中で、実際に上がっていくということですね。

どのくらい掛かるかとお伺したのは、結構データとしては高校とか大学とかというのは簡単に数字、簡単ではないでしょうけど出てくるのですけれども、なかなか義務教育の方はデータとしてはあまり出てこない、文科省で一度過去に調べたものでは小学校で5万円を超える、あるいは中学校で年間13万とかというのは聞いてはおりましたけれども、実際にこの幕別としてはどのくらいなのかという思いがありました。

それでパーセントは20年度よりは21年度の方が下がったということですが、しかし全体から見ますと子どもさんの数とそれから申請者を見ますと2,585人の内の622人が申請されるということですから、これは2割を超えていますから、これはもう2割を超えて申請されておりますね。

かなりの数字だと思うのですけれども、眼鏡のことも含めてお尋ねしたのは、就学援助がこれまたさっきの図書の話でもありましたけれども、一般財源化と言うのですか、そういうような自治体の裁量みたいなのところも含まさってきているというふうに変化してきているものですから、そうすると町の考え方で支給されていく実態も変わっていくのだろうなという思いもありましたので、ですからそういう困難な状況、教育費も段々増えているよと言う状況をみれば、この拡大の考え方を持っていただけなのがいいなと思ひまして伺ひましたがどうでしょうか。

それと高校の方は、幕別高校で過去に3割の授業料の免除だと思うのですけれども、北海道の数字を見ますと、年間収入427万円以下については高校の授業料は免除するという北海道の規定がありまして、それに基づいて道立高校でありますから通っている生徒さんの3割がこの対象になっていたと思うのですけれども、その3割ということ事態もすごい数字だなというふうに思ひまして、こういう困難な中で高校に通っておられるのだなと思ひました。

今回授業料公立高校については、最初から無償になったので、良かったと思うのですがこの3割の方たちは、今までも免除だった訳ですから変わらない訳ですね。

それでこれも文科省のデータなのですから、高校の3年間に、これ私立高校とか公立高校とか分けている訳ではないのですけれども、3年間に掛かるお金が先日北海道新聞に載っていたのを見ますと257万円となっております。

1年間に直すと85万6,000円くらいになるのでしょうか、結局授業料は11万8,000円で差し引いたとしても、公立高校の場合60万を超えて負担があるのだなというふうに思うのです。

それぞれ個々によって部活のお金であったり、変わってはくと思うのですけど、こういうふうに見ますと一般質問のときには、道の支援措置は継続されると聞いたものですから、それでこの3割のお金は、3割の方たちはもう必要ない訳ですね。

授業料免除になっている訳ですから。

予算としては国からくるから必要ないですよ。

そしたら新たな形で少しでも残った60万を超える教育費に何らかの形で支援する形をとっていくことができるのではないかと予算上は思うのですけれども、そういう形に成り得ないのかどうか伺います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） まず1点目の子どもサポーターでありますけれども、中橋委員おっしゃられたように、それまでようやく外に出て培ってきた人間関係というものがあるところまで来ているという子どももいますから、当然として道費のスクールカウンセラーについては、現状週に2日ですけれども、それから町については月から金曜5日間を想定しておりますが、これらについては別個ではなくて当然として一緒に活動していくということでありまして。

それから次に教育費であります。

就学援助の関係であります。ご指摘いただいたように一般財源化、三位一体の改革で一般財源化されたことによって、全国いろいろなところで一般財源化はされたのですけれども、国は今でも文部科学省は基準額というのを示しております。

ここ数年変わっておりませんが、基準額を示しておりますが多くの市町村では、その基準額を下回って補助しているという実態はあるというふうにお聞きをしておりますけれども、幕別町ではそのようなことはしておりませんし、今後もその基準額は守ってまいりたいと教育委員会としては考えているところであります。

眼鏡については、確かに実態というか状況は重々分かるところではあるのですけれども、まずは状況を見守るといふところであります。

最後に北海道の財政に関することですので、私たちとしても当然として、これは文部科学省が総務省に対しても、それらのお金をそういう方向に振り向けるようにというお願いをしているというふう聞いておりますけれども、現段階で北海道が新たに何かを給付型の奨学金を打つとか、そういう情報はいただいておりませんし、私どもとしては何とかそういうことに着手していただければというふうに願っているところであります。

以上であります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最後の高校のところだけなのですけれども、奨学資金月額4,000円の60人ということでありました。

前回は確か4,000円だったと思うのですよね。

なかなか7,000円の満額、規定では7,000円だけれども満額に払われていたのはちょっと遠ざかってきたように思うのですよね。

限られた財源の中でありまして、それを4,000円を7,000円に上げていくということは大変厳しいことなのだろうとは思っておりますけれども、しかし先ほど言ったように年額80万掛かっていくという状況を考えれば、ここでは4,000円の60人と出されてしまいましたけれども、本来的には7,000円に近づく努力が必要ではあったのではないかとこのように思うのですけれども、その辺の議論の経過、それから以前には他の制度を活用していた人たちについては、除外されるということも問題ではないかというふうにもお尋ねしてきておりましたけれども、そういった点でもどのように議論をされて今回の4,000円の60人にいたったのか伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） 幕別町の奨学資金制度につきましては、昭和45年に町内の篤志家の方の寄付をいただいて制度が始まったところでありまして、合併する時点では基金の残高2,000万までありました。

その果実を運用してまいりましたが、当然その果実だけでは足りる訳ではありませぬので、一般財源、多くの一般財源を投入して行ってまいりました。

この増え続ける申請の状況、かつては一ケタ、10何人とかという時もあった訳ですけども、現状ではこのように今年の21年度の状況も、もう50人を超える方に給付をしているということから、継続可能な制度としたいという我々の願いでありまして、これを7,000円としますと、約1.7倍程度のお金が必要となってきますので、その結果教育委員会としては、平成21年と同額の4,000円で予算を計上させていただいたところでありまして。

それと他の期間からの貸与給付の方々を除外をしている規定の見直しについてであります。昨年の文部科学省の概算要求の時点では、高校の無償化と一緒に給付型の奨学金を国が都道府県に交付をして実施をするという予算が組まれておりましたが、最終的に決まった予算の中では、高校の授業料無償化を優先した結果、給付型の奨学金は予算が付いておりません。

その結果、現状のまま幕別町の条例をその除外規定だけを撤廃するとすると、就学援助の認定率が20%、各学年少ないときで250人ですから、そうなりますと学年50人で3学年で150人ということになると、今60人で4,000円でこの値段ですから、何と言うのでしょうか継続がなかなか困難だということから我々も本当に借りて学校に通っている方々は返すわけですから、中橋委員のおっしゃられる主旨はよく分かる訳ですけども、現状この国の制度も始まらなかったということから今回それらの見直しについては、見送ったところでございます。

ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 奨学資金制度自体を実施している市町村は、十勝管内では音更町とこの幕別町だけですから、このこと自体をここに住んでいる町民の方にとっては、とてもありがたい制度だというふうにはおもいます。

今後の考え方としてなのですけども、持続可能ということを考え、しかも少しでも多くの人にきちんと支給できるというような、いわゆる何て言うのですか折衷案でもないのですけれども、その妥協案として今の数字が出てきているように思うのですよね。

音更のやり方というのは別で、最初から1人当たりの金額をきちんと定めて、そして必要な人数を算出してその分の予算を計上すると。

本来的には、幕別町も7,000円という基準を持っている訳ですから、本来的には7,000円を基にして必要な人数を掛けて予算化していくというのがより多くのだと言いますか、きちんと子どもたちの支えになるのではないかなというふうに思うのです。

予算の組方というのは、皆さんいろんな形でやられると思うのですけれども、金額を定めてやり方、総額を決めて案分するやり方と、1人あたり何ぼ支給するのだよというふうにして決めて必要額を算出していくやり方と両方あると思うのです。

私はやはり数が増えたら、1人当たりの給付がどんどん減ってきちゃうよということではなくて、きちんと金額を決めて必要な予算を算出していくと、1人当たりの金額を決めて算出していくというふうに向かうべきではないかと。

今年はどうでも、やはりそういう議論もして向かうべきではないかという思いがありますが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 学校教育課長。

○学校教育課長（伊藤博明） そのやり方は音更町のやり方でありまして、そうすると本当に極端な話1円の収入の違いであたる人とあたらない人が出てきてしまうということも起こり得ます。

それと幕別町の現状から言いますと、今1.5倍生活保護基準対比1.5倍未満という方に支給をしている訳ですけども、9割強の方が1.3倍未満の方であります。

ですから1.3倍にしても人数的には2人とか3人とかしか変わらないという実態があります。

その中で、金額7,000円で例えば人数は今年40人ですよとなったときに、今最初に申し上げましたように、ほんの少しの差で7,000円の12カ月貰える方と貰えない方というのが生じてしまうというのは果たしていかなものなのかという点から、幕別町にあってはその7,000円を割り込んで6,000円とい

うのは、ちょうど私、学校教育課長に来てから7,000円が6,000円になり、5,000円になり4,000円になって3年経った訳ですけれども、その考え方で3年間続けてきております。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 10款教育費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。

163ページをお開き下さい。

11款公債費、1項公債費、1目元金、20億8,462万1,000円、借入いたしております起債の償還元金であります。

なお、公債費の借り入れ一覧表につきましては、別冊の予算基礎の21ページからになりますので、ご参照いただきたいと思います。

2目利子、4億1,153万8,000円、借入いたしました、起債の償還利子であります。

次のページになります。

3目公債諸費、15万円、起債償還に係る支払手数料であります。

続きまして、12款職員費につきましてご説明申し上げます。

165ページをご覧くださいと思います。

12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、20億6,240万6,000円、本目は、特別職を含め、221人分の一般会計から支弁する職員の人件費等でありましたが、退職者数に対して概ね4割の採用に止め人件費の抑制に努めたところであります。

2節の給料は、前年度比3名減で約2,100万円ほどの減となっております。

3節職員手当等につきましては、細節17の子ども手当が1,400万円ほど新規に増額となっているものの、手当総体では前年度と比較しまして、3,300万円程度減となっております。

4節は共済費であります。各種共済組合への負担金であります。

節の総体では、約8,900万円ほど前年対比増額となっておりますが、次のページになりますが主にはこの、増額の主な内容といたしましては細節12の一般職退職手当組合負担金が負担率の改定により大きく増えたのが要因であります。

7節賃金は、臨時職員のうち、常雇職員に係る賃金。

19節負担金補助及び交付金は、福祉協会への負担金であります。

以上が職員費であります。

次に、13款予備費についてご説明をいたします。

167ページになります。

13款予備費、1項予備費、1目予備費、500万円であります。

以上で公債費、職員費、及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 11款公債費、12款職員費、13款予備費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出1款議会費から13款予備費までの審査が終わりましたので、引き続いて一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税より22款町債まで、一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 歳入につきましてご説明いたします。

14ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、9 億6,701万4,000円。

依然として景気回復の兆しが見えない状況により給与収入の減少が見込まれますことから、前年対比90万円の減で計上しております。

2 目法人、1 億1,901万1,000円。

法人数は若干の増であります。不況の影響により全般的に企業業績が悪化しているということから前年対比11.7%の減で計上したところであります。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、10億6,586万7,000円。

新築家屋の増加や償却資産の申告増等により1.3%の増で計上しております。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、1,959万8,000円。

16.6%の増で見込んでおります。

次のページになります。

3 項軽自動車税、1 目軽自動車税、4,887万4,000円。

保有台数の増加により8.5%の増で計上しております。

4 項町たばこ税、1 目町たばこ税、1 億5,487万4,000円です。

喫煙率の減少があるものの、本年10月からの税率改正を見込んで2.0%の増で計上しております。

5 項入湯税、1 目入湯税、1,084万4,000円。

宿泊客は若干増加傾向にあるものの、日帰り入浴客が減少しておりますことから、2.1%の減で見込んでおります。

次のページになります。

6 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税、1,000円。

平成15年度税制改正によりまして、それ以降新たな課税は行っておりません。

2 款地方譲与税、1 項地方揮発油譲与税、1 目地方揮発油譲与税、7,000万円。

昨年度から制度化されたもので、地方揮発油税総額の42%相当額が市町村に譲与されるものであります。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、2 億3,000万円であります。

自動車重量税の総額の3分の1が市町村の道路財源として譲与されるものであります。

地方道路譲与税につきましては、廃目であります。

次のページになります。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、1,000万円。

交付実績等を考慮しまして、前年より600万円減で計上しております。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、1 目配当割交付金、200万円であります。

平成15年度の税制改正により新設された交付金であります。交付実績等を考慮いたしまして、計上しております。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、1 目株式等譲渡所得割交付金、100万円であります。

配当割交付金と同様に平成15年度の税制改正によりまして、新設されておりますけれども、交付実績等を考慮いたしまして計上いたしております。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、2 億3,000万円あります。

交付実績等を考慮しまして、前年より1,000万円減で計上しております。

次のページになります。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金、1 目ゴルフ場利用税交付金、2,800万円で

あります。

利用実績等を考慮しまして計上しております。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、7,500万円。
交付実績等を考慮しまして計上しております。

旧法による自動車取得税交付金については廃目であります。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、20万円であります。

昨年度と同額であります。

次のページになります。

10款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、4,200万円であります。

児童手当、子ども手当、特例交付金及び減収補填特例交付金として措置されたものであります。

特別交付金につきましては、廃目であります。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、56億9,100万円ではありますが、前年度当初比4.8%の増で計上いたしております。

なお、昨日の予算積算基礎のところの説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

12款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、650万円であります。

交付実績を考慮いたしまして、前年度同額で計上いたしております。

次のページですが、13款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林業費分担金、9,319万1,000円あります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

2項負担金、1目民生費負担金、1億175万7,000円あります。

常設保育所の保育料が主なものであります。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、171万6,000円ありますが、次のページになります。

近隣センター使用料が主なものとなっております。

2目民生使用料、2,772万5,000円。

1節の保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会に係る使用料、2節児童福祉使用料のへき地保育所保育料、学童保育所保育料が主なものであります。

3目衛生使用料、168万8,000円、葬祭場及び墓地の使用料となっております。

4目農林業使用料、3,385万1,000円ありますが、入牧料が主なものであります。

5目商工使用料、1,322万円、スキー場リフト使用料、及び忠類白銀台スキー場にありす宿泊ロッジ使用料が主なものであります。

6目土木使用料、1億6,136万4,000円。

次のページになりますが、4節の公営住宅使用料が主なものであります。

7目教育使用料、830万7,000円、幼稚園保育料やナウマン象記念館入館料が主なものとなっております。

次の23ページになります。

2項手数料、1目総務手数料、797万8,000円、戸籍住民票手数料が主なものとなっております。

2目民生手数料、2,884万5,000円、通所介護に係る介護サービス料が主なものであります。

3目衛生手数料、5,876万5,000円あります。

主なものはゴミ処理手数料であります。

4目土木手数料、260万1,000円、建築確認申請の手数料及び完了検査に係ります手数料等であります。

次のページですが、次15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、5億3,954万2,000円。国からの負担金であります。

主なものといたしまして、障害者自立支援給付費、及び新設されました子ども手当などに係る国の負担金であります。

2項国庫補助金、1目総務費補助金、150万円、防犯灯整備に係る補助金であります。

2目民生費補助金、2,544万円、地域生活支援事業や、次のページになりますが次世代育成支援対策に係る国庫補助金が主なものであります。

3目衛生費補助金、293万7,000円、疾病予防対策に係る補助金が主なものであります。

4目土木費補助金は、1億7,119万9,000円、1節は道路整備事業に係るもの、2節は北栄大通や都市公園整備事業に対する補助金、それから3節は公営住宅に係る補助金等となっております。

5目教育費補助金、2,511万6,000円、次のページですが4節社会教育費補助金の集落活性化推進事業の旧駒島小学校の改修に係る補助金が主なものであります。

3項国庫委託金、1目総務費委託金、8万2,000円、外国人登録事務に係る委託金であります。

2目民生費委託金、609万4,000円、基礎年金事務等に係る委託金であります。

次、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、2億6,068万9,000円、国民健康保険基盤安定費、障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、それから次のページになりますが、子ども手当に係る負担金などがおもなものであります。

2目農林業費負担金、730万円、農業委員会委員手当及び職員設置費に係る道の負担金が主なものであります。

3目土木費負担金、2,139万9,000円、地籍調査事業に係る道負担金であります。

2項道補助金、1目民生費補助金、9,216万4,000円、障害者に係る各種事業及び各種福祉事業に係る補助金、並びにひとり親家庭等医療費、それから次のページになりますが乳幼児等医療費など、それから子育て支援センターの事業に係る道からの補助金などとなっております。

2目衛生費補助金、364万1,000円、妊婦一般健康診査に係る補助金が主なものであります。

3目労働費補助金、1,129万9,000円、緊急雇用対策に係る道補助金であります。

4目農林業費補助金、1億2,922万7,000円、主なものといたしましては、1節農業費補助金の細節4忠類地区における中山間地域等直接支払交付金であります。

次のページになりますが、4節の林業費補助金につきましては、各種造林事業に係る道補助金であります。

5目商工業費補助金、45万円、消費者行政に係る道補助金であります。

6目教育費補助金、2,903万4,000円、札内福祉センター省エネ改修工事に係る道補助金であります。土木費補助金につきましては廃目であります。

次に、3項道委託金、1目総務費委託金、7,443万円、2節の道民税徴収事務委託金や国政調査に係る委託金、それから次のページになりますが参議院議員選挙に係る委託金などが主なものであります。

2目衛生費委託金、1万5,000円、公害防止条例に係る道委託金であります。

3目農林業費委託金、38万8,000円。

家畜伝染病予防手数料徴収事務委託金などとなっております。

4目土木費委託金、215万円、樋もん管理業務に係る道委託金が主なものであります。

次に、17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1,864万1,000円、土地及び建物の貸付収入であります。

次のページになります。

2目利子及び配当金は、129万7,000円で、各種基金等からの利子収入などを見込んでおります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1,607万8,000円、皆伐材等の売払収入を見込んでおります。

2目物品売払収入、6,292万2,000円、忠類の育苗センター苗木売払収入、公社貸付牛譲渡代などで

あります。

次に、18款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金、10万円であります。

次のページですが、2目総務費寄付金、200万円、まちづくり基金への寄付金であります。

次に、19款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、1,024万2,000円、財源対策債等の償還に充当するため減債基金から繰入をいたしまして、各会計の公債費の支出にあてるものであります。

2目財政調整基金繰入金につきましては、1億円ですが、平成22年度予算に係る一般財源として、財政調整基金から繰入をするものであります。

まちづくり基金廃目であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、20万円あります。

次33ページになります。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金、3万円。

2目の加算金は、1,000円、3目の過料1,000円あります。

2項町預金利子、1目町預金利子、1,000円あります。

3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入、50万円あります。

2目ウタリ住宅貸付金元利収入は137万円です。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入につきましては、769万2,000円、ふるさと融資に係る老人保健施設あかしやからの償還元金の収入であります。

次のページになりますが、4目生活環境改善設備資金貸付金元利収入につきましては、20万円あります、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

5目勤労者福祉資金貸付元金収入は、1,000万円あります。

次、6目農業ゆとり未来総合資金貸付金元利収入につきましては、4,144万円。

7目中小企業貸付金元利収入は、2億5,000万円あります。

8目工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、1億4,179万4,000円あります。

4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入、146万円、後期高齢者検診受託事業が主なものであります。

2目教育費受託事業収入、149万5,000円あります。

農林業費受託事業収入につきましては廃目であります。

次のページになります。

5項雑入、1目滞納処分費、52万7,000円。

2目弁償金は1,000円。

3目の違約金及び延滞利息も1,000円あります。

4目雑入、2億2,816万7,000円あります。

1節は住民健診等負担金、2節は学校給食費、3節につきましては各施設の電話使用料となっております。

次のページになりますが、4節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

それから次は、38ページをご覧ください。

5目過年度収入、1,000円あります。

次に、22款町債、1項町債、1目民生債、3,880万円あります。

つくし学童保育所建設に係る起債であります。

2目農林業債は、6,640万円で、これは各種土地改良事業に係る起債であります。

3目土木債、2億5,110万円で、道路整備事業、次のページになりますが、街路、公園、公営住宅に係る起債であります。

4目教育債、1,690万円、旧駒島小学校の集団研修施設整備に係る起債であります。

5目臨時財政対策債は、7億3,000万円あります。

地方交付税の財源不足を補うために市町村自らが臨時財政対策債を発行いたしまして補填する起債

であります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

衛生債につきましては廃目であります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 委員長（野原恵子） 説明が終わったところでありますけれども、この際14時15分まで休憩をいたします。

14：00 休憩

14：15 再開

- 委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど資料請求がありましたが、それを皆さんのお手元に配布されておりますのでご覧ください。

それでは、説明が終わっておりますので、一括の質疑をお受けいたします。

藤原委員。

- 委員（藤原 孟） ページ14ページ、歳入の1款、2項固定資産税につきまして質問いたします。

昨年の10月以来、札内豊町で計画されておりました大型商業施設についてです。

最近、動きが私たち町民としましてもなかなか見られないということで、町民の間では着工されるとか、中止されるのではないかと、そのような噂も聞こえております。

当然、町民税の収入または雇用対策など、いろんな効果があるということで出ておりましたので、まずこの工事に対して進捗状況ですが、それをまず教えていただきたいと思っております。

- 委員長（野原恵子） 暫時休憩いたします。

- 委員長（野原恵子） 休憩を解いて再開いたします。それでは今の質問は、後ほどということで、よろしいですか。

藤原委員。

- 委員（藤原 孟） 固定資産税の今年22年分にですね、そういうものが、まず見込まれているかどうかお尋ねいたします。

- 委員長（野原恵子） 税務課長。

- 税務課長（姉崎二三男） ただ今のご質問でございますけれども、固定資産税につきましては、1月1日現在の所有者に係るといふうになってございます。

平成22年の予算については、見込んでございません。

- 委員長（野原恵子） 藤原委員。

- 委員（藤原 孟） 見込まれていないということですがけれども、関連と言いますか、それではこのものが建たないとなれば非常に町税にも影響するのではないかと思いますけど、そのような情報と言いますか噂も出ておりますので、いわゆる町側としては着工の見込みについて、もし情報がありましたら教えていただきたいと思っております。

- 委員長（野原恵子） 都市計画課長。

- 都市計画課長（田井啓一） 生協の開発に関しましては、現在開発行為の協議を進めているところでございます。

申請については、まだ正式には上がってきておりませんが、少しずつと言いますか打ち合わせできる部分については少しずつ決まってきたような状況でございます。

また、開発業者の方からは、既存にある建物の取壊しを4月にはしたいと、建物の着工につきましては、5月連休明けくらいから掛かりたいというお話は承ってはいっておりますが、全体的に当初予定していたスケジュールより遅れてきているというのが実態でございます。

以上でございます。

○委員長（野原恵子） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） この建設予定地は、いわゆる近隣商業施設と、また豊町43番地は第2種中高層の地域にまたがっていると思います。

この場合、課税するときは、過半の原理を使ってこの建物が建つということですから、近隣商業施設の用途で課税するのかどうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただ今のご質問ですけれども、実際に建物が建ったときの過程になるとご理解願いたいと思いますけれども、近隣商業地域あるいは第2種中高層住居専用地域というふうに分かれておりますけれども、現在固定資産の課税については、路線価に基づいて課税をしているというのが現状でございます。国道部分に付設されている路線価、それから廃道になった元の町道ですけれども、この路線に付けさせていただきます路線価、それによって評価を行ってございますので、近隣商業地域、あるいは中高層住居専用地域これに基づいての課税ということにはなりませんので現況において課税されるというふうにご理解を願いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○委員（前川雅志） 6番、前川雅志。

19ページの11款地方交付税の特別交付税についてお伺いをしたいと思います。

平成21年度の予算は、2億5,000万みていまして、これも昨日発表になっていきますので4億5,700万くらいという数字だと思います。

20年度も3億円くらいの予算をみて4億9,600万くらいの特交付税が決定したわけでありましたが、今回マイナス8%ということでありまして、合併のルールからいきますと、もう少し大幅な減になるのかなと思ってきたところ、町長以下大変頑張ってきたことによつて、かなりの上乗せがあったのではないかとこのように思っております。これまでも活動とか運動に敬意を表したいと思うのですが、来年に向けて2億円の予算を組まれております。

特別交付税の原則としては、激減緩和だとかいろんな観点からルール分をみても2億円まで下がると思えないのですけれども、今回2億円とされた算定の考え方を教えていただきたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 前川委員おっしゃられたとおり、昨日たまたま特別交付税が決定されてきたところでございます。

その結果4億5,600何10万ということでございます。

本年度、2億円ということで見込んでおりますけれども、まず初めに特別交付税の中身で申し上げますと、人口急減の要素これに対して市町村に対して厚く特別交付税を交付するという要素がございました。

うちの場合、この人口急減ということになりますとなかなか該当しない部分があつて、もっと過疎の地域の方に随分多く配分されるのではないだろうかという見込みを立てております。

また普通交付税につきましては、一定程度町の財源を確保するというところで、町財政計画の中でも増やされておりますけれども、特別交付税につきましては、そのような措置はないということで、堅くという言い方はおかしいのですけれども、そういうような見方をさせていただいて2億円というところを見込んでおります。

○委員長（野原恵子） 前川委員。

○委員（前川雅志） 財政がショートすることはやはり考えられませんので、予算立てにあたっては堅い算定というのが正しい方法かなと思うのですが、例えば今年も予算の倍くらい、うれしい差異なのですが、倍以上の予算が付いていまして、それはそれで21年度分で差異が出て、22年度分でもまた使うことができるというような感じだと思うのですが、今年もう少し特別交付税の予算をみると、ほかの公共事業ですとか、住民サービスに係わる事業を組めると思うのです。

来年もまた差異が出たときに、再来年ということになると思うのですけれども、そういう感じだと

1年、1年遅れていく予算執行になっていくように感じる訳であります。

そこでこの時期的には、年度末にいつも決定されますから、その数字はなかなか見えてこないわけですが、もう少しここを頑張った数字にさせていただければ、1年早い事業執行が何らかの事業執行ができると思うのですが、そういったところの考え方を伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 特別交付税ということでのご質問でありますけれども、先ほど総務課長の方から答えさせていただいたものに、さらに加えてご説明を申し上げたいと思いますが、一つには特別交付税という制度が普通交付税と分けて制度化されている中身は特殊事情、普通交付税というのは、あるべき地方公共団体の標準的な行財政運営に係わる費用がいかほど掛かるかということで配分される。

特別交付税というのは、特に災害何かがあった際に特殊事情が生じたところに対して特別交付税として措置されますよという、この大きく二つの意味合いがあります。

交付税会計そのもので言うと、100のうち普通交付税が94%、特別交付税が6%ということで配分が決まっております。

私ども当初予算、今年度につきましては、2億円の予算を提案させていただいておりますけれども、今申し上げましたように1年間の平成22年度の会計年度が始まっているんことが起きた際に、例えば神戸の震災のような、ああいう大災害があったときには、国が特別交付税6%分の配分を例えば兵庫県にぼんと配分する、あるいは大阪府ということで、北海道に配分される額というのは極端に減っていく可能性があるわけでありまして。

ですからまず特別交付税事態がそういう特殊事情によって大きく変動するということがあります。

それで私どもでいつも予算組立てる際に、気にかけておりますことは、今言うような災害のこともそうですが、留保財源として一定程度持つておかないと何かその大きなことがあったときに、財源の手立てができないという心配があります。

それで今までうちは、例えば除雪経費これは年度当初今回も提案させていただいておりますけれども、一定程度の掛かるだろう予算を除雪経費として当初予算で組んでおりますけれども、さらにその除雪が間に合わないと、想定されるよりも多く除雪が出るという場合に、では財源をどうするか12月、1月になって予算の時期が後半になった時期に財源がないとなると除雪も予算組ができないという非常に不安な面も出てくるというようなことから、除雪経費などに対しての留保財源ということでも一定程度は当初予算の予算組の中では、抑え気味と言いましょか、入ってくる見込みよりも若干少なく予算化をして、利用財源としても活用させていただくというようなことで、財政運営をさせていただいているというような中身になろうかなというふうに思いますので、その辺ご理解をいただければなというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑はございませんか。

一般会計歳入につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入、歳出に係ります、総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 昨日委託業務に係りましたの質問を行わせていただきました。

町の考え方につきましては、昨日ご答弁いただいておりますので、その後ただ今提出していただきました資料に基づいて労働条件の向上のために、絞ってご質問を再度させていただきます。

昨日の雇用の労働者の雇用の実態からみて積算どおりの雇われ方を望むのだということで申し上げましてあくまでもそれは企業の努力と言いますか、拘束できるものではないというご答弁であり、私もそこは踏まえたくてお尋ねするのですが、そういった状況にある労働されている方たちについて少しでも善処される手法の一つとして、きちっとこの中で位置付けられております、ここでは健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、介護保険というのが資料の中に位置づけられております

が、こういうものが条件が時間などもありますので、働いているその時間を一定クリアしなければ対象にもならないということにもなってくるのですが、そういうものをクリアしている場合には、やはりきちっと積算をしている訳でありますから、それがきちっとその保険に加入するように指導することが大事だというふうに思うのです。

昨日、ご答弁の中では、そういうものが労賃に含まれているのですよということで、そうであれば労賃の法則はない訳だから、いたしかたない面あるのかなというふうに私自身思ってそれ以上質問はお尋ねはしなかったのですけれども、労賃に含まれないで、こういうふうに保険制度が別建てできちっと積算されていくということになれば、その点だけでもやはり義務を果たしていただくという思いがある訳です。

それで過去に建設労働者に限りまして、建退共、建設労働者の退職金制度がありまして、これも同じように積算されているのだけれども、実はなかなか事業所では、そこに印紙を買わないと言いますか入らないという問題がありまして、ずっと一連の経過を経ながら町が指導して、お願いの文書を出すことから始まって、指導をされて結果としては報告も受けて、そして季節労働者の方たちに退職金制度がきちっと摘要されるような努力をしてこられた経過があると思うのです。

この例を活用しまして、今回の業務委託に係わっても同じような手法で、指導とそれから報告も求めるようなそういう方向に持っていくことができないのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 昨日も中橋委員からお話のありました部分で、私どもは私どもとしての説明をさせていただいたところでもありますけれども、町が業務委託あるいは工事請負ということで予算組したものを民間事業者の方にやっていただいた場合、そのお支払いする金額というのがありますですよ。

これについての中橋委員は、町としてもっと指導すべきでないのか、算入されていると言いましょいか、経費としてみているものをきちっと事業者がそのとおりに使わなければ駄目ですよということを町としてもっと指導すべきではないだろうかというようなお話なのだろうと思うのですが、私どもとしましては、昨日もいろいろお話のやり取りの中で説明をさせていただいておりますけれども、あくまでも請負になる金額については、そのベースになるのは、こういったものがお金として経費として掛かりますよという積算したものの一つでありますと、人件費も原材料費もその他経費についても、一つの業務をこなしていただくのに、必要な経費がいかほどになるのかということで積算をする、計算をする一つのシステムですよというような思いで私どもとしては説明をさせてもらっています。

ですから今、今日お渡しさせていただいた説明、資料と言いましょいか、資料要求あった資料を提出させていただいたところでもありますけれども、確かに一つの業務については、私ども請負金額を決める際には、こういったものの経費が最低限この仕事をやってもらうためには必要だということで積算をしている中身でいきますから、その中には確かに勤務時間が例えば何時から何時、1カ月勤めたら社会保険例えば入らないといけない、健康保険、雇用保険にも入らないといけない、そういう法律で決められている労働法規に則って手続きを最低限すると、こういう経費が必要ですよということで積算をさせていただいているのだということでありますので、その積算されたものをそのとおりに町が指導して事業者にそこに勤めている従業員の方に払いなさいということにはなりませんよというお話をさせてもらっています。

昨日私の説明の中で、1点例えばというお話でコンクリートの話をさせてもらったと思うのですが、例えば積算上コンクリート100円で町は積算をしているとなっても、その受けた事業者の方が場合によっては90円でコンクリート買えるかもしれない、あるいは110円で買えるかもしれない。

これ企業は企業としての企業活動するうえで、町が積算したものとやはり多少金額の違いがある中で実際の企業活動されるものというのはほとんどだと思っています。

ですから、それが町はコンクリート100円で積算しているのだから、あんた100円で買いなさいよということにはならないというふうに私どもは思っていますし、人件費の積算についても私どもとして

は二省協定の単価ですとか、あるいは北海道の基準の単価、これらを使っての件費の積算をしますけれども、当然その方たちの積算されている金額と企業で使われている方の実態ですね、ですから昨日もお話しましたように、例えば25歳の若い男性の正社員の方がその業務にあたる場合、あるいは60を過ぎて非常勤と言いましょか、パートで働くような場合、いろんな企業としては人雇っておられる。

町が工事請負、あるいは委託で仕事をお願いする中身で実際業務に付かれる方々というのはいろんな方がいらっしゃるのだと、ですからあくまでも件費としては、最低これは掛かりますよと、それのためには各種保険雇用法や社会保険法に基づいてこれだけの共済費もこういうふうになればこれだけ掛かりますよと、そういうものを町は積算をして請負契約の設定をしているということでもありますので、町が積算している内容を全てそのとおりに払いなさいというような指導を業者の方にするということについては、そうならないというふうに私どもとしては押さえております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 昨日と全く同じご答弁ですね。

私、今質問をしましたのは、健康保険や厚生年金や雇用保険、こういった法定保険です。

法定保険について積算されている訳だから、このことについてこのようにきちっと加入していただく、支給していただくように、建退共の例を取って同じような指導ができないかというお尋ねなのです。

もう一つ言わせていただければ、生産資材の安い、高い努力をして入れるという問題と、ことはそこに働いている労働者の件費と同じように並べて考えるべきではないというふうに思います。

なぜなら、その方たちの暮らしが全て、またこの2日間予算審議してきましたけれども、この予算の中のさまざまな政策、あるいは歳入の面でもそうですが、全部その1人1人の暮らしがどうかによって、負担の面なのかは特に変わってきます。

収入が減れば、いろんな面で滞納も出てくるでしょうし、そうするとまた町がそれに対していろんな手立てをとらなければならぬというようなことも含めて、安定した生活をどういうふうに保障していくかということがこの予算をつくる上での根底に座るべきものだというふうに思うのですよね。

そういうふうに考えたときに、そのコンクリートの資材の価格と、労働者の価格と、それは企業努力だから企業に任せていいのだということにはならないだろうと、これが1点です。

それと、しつこいようですが、こういうふうに昨日は全部二省協定の賃金の中に雇用保険関係は含まれているのだというふうにおっしゃられたものですから、私はそれ以上の質問はできなかったのですけれども、きちっとこのように分かれて健康保険や厚生年金が別に積算されているのであれば、建退共と同じようにきちっとこの面での責任を果たして、これも果たさなければならぬではなくて、果たしていただきたいというあくまでも町としての指導になるのですけれども、そういう形をとっていくことはできないのかと、そういうふうにしていただきたいと思うのですけれどもどうでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 中橋委員のおっしゃっていることは良く分かるのですけれども、ただあくまでも事業所のそこで働いている人たちのいわゆる雇用条件ですよね、雇用条件改善を中橋さんは求められているのだと思いますけれども、雇い主が、雇い主と働いている方のまず一番最初はそこが基本となる訳ですね。雇用契約ですから。

そのことを町として、町が発注している事業でありますから、町としてどこまでできるのかということとは私ども常に考えておりました。

全体的な話をすれば、昨日も言いました公契約のことも含めて、将来的にはいろんな入札方法も含めて、たぶん見直しをしていかなければいけないのだろうというふうに私どもは考えているところでもあります。

今現在、建退共のことをおっしゃられておりますけれども、建退共に関しても、あくまでも指導ではなくてお願いでありまして、昨日帯広市の例をあげていただきましたけれども、私どもそれらを研

究させていただいてどこまで踏み込めるというか、お願いをしていけるものかその辺は勉強させていただいて、できるものであればやらせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） できるものの中の一つが、その指導と言いますか、お願いと言いますか、これが一番早く取組めることだと。

公契約の条例をつくらせるとかなっていきと相当な研究も必要だろうと、これは先進地も研究されているということでありますから、きちっと時間を掛けてやっていただきたいと、そのことは押さえます。

同時に現実に今、大変な状況にある方たちを少しでも改善の方向に向けさせていく努力も同時に進行していただきたい。

その中の一つに指導があるということで、私、考え方としてもう一つ聞くのですけれどもこういった健康保険とか厚生年金だとかということで、きちっと積算されて発注しているのにも係わらず、こういうことが実施されないということになると、言葉を変えれば、いわゆるピンはねと言うのでしょうか、労賃の中でいろんなことをされると言うのではなくて、こういった名目がはっきりしているものについても実際に支払われないということになると、そういう位置付けになるのではないかといいことでもあります。

ですから指導の在り方として、その賃金の全体の問題のことと同時に法的な保険これについては、帯広も読んでいただいたと思うのですけれども、帯広については法的保険（雇用保険、健康保険、厚生年金などの加入）これをお願いしますという形できちっと文章を出している訳ですね。

こういうことは、そんなに時間をかけなくてもできることだと、きちっと納得いけば明日からでもできることではないかと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） 私どもの、繰り返しの説明になってしまうのですけれども、積算上のいわゆるこの積算上の人件費あるいはそういったものがそのまま払われるかどうかについては、それはその事業所の考え方でもいい訳であります。

基本的には、積算上は1人の人間が、仕事の量としてです。

1人の方が1日8時間働いていただいた時には、それが当然1カ月続けば、それに発生する国民健康保険ですとか、社会保険ですとか、いろんなもろもろの部分も当然積算されていますよということでもあります。

先ほど言いましたように、会社とそこで働く人たちの雇用契約上、そういう1日、正社員とかいろいろ形があるかと思えますけれども、働くうえでは、その会社と働く人の中で雇用関係についての、これ当然法律もありますし、そこで制限されているというか、そこで制約される訳ですね、事業主さんが、それを順守してくださいというのはもちろんのことでもあります。

ただ仕事の中身として、何回も言いますように1人でやるのか2人でやるのか、あるいは3人でやるのか、そういった場合に例えばパートになってしまうのか。

私どもの方として、1人の人間を継続的に雇ってやっていただきたいということでは今まではありませんので、この業務をその会社として請負っていただいて、やってくださいというのが契約でありますから、何と言いますか例えば、言いましたように1人の人間を継続、例えば1年間使ってくださいというような契約ではありませんから、そのところをご理解をいただきたい。

契約に関しては、その事業主さんとその働いている人の雇用条件のことになりますから、そこまで私どもの方からは、お願いという形と言いますか、それはできると思えますけれども、それはあくまでも法律に基づいたことを順守してくださいというお願いにしかならないというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かっています。

そのとおりだと思います。

その上に立って、どうやったら今の状況を打開できるかと考えていただきたい、そこで建退共の事例を生かしていただきたい。

あれだってそうではないですか、あれだって法律でいけば、最初はお願いから始まっている訳ですから、払わなければならない、そのためにはやっていないのだったら指名停止しますよということをやった訳ではないですよ。

あくまでもそういうふうにして積算しているものだと、きちっと退職金を保障してくれということで、町がお願いのお手紙を出す中で、現実には改善されてきたのです。

ここでもそれと同じことはできないのかと。

見ましたら全部で73事業ありますけれども、発注している事業は32カ所ですよ。

ここに対して、そういった町としての今の実態を少しでも改善するためのこういった指導と言いますかお願いをまとめてお手紙を出すことくらい、考え方一つでやろうと思ったらできることじゃないですか。

それをなぜ踏み込めないのか、今のその実態いいと思っていらっしゃるのですか。

これまで1日働いていた労働者が、この3月に特に学校関係多かったのですけれども、来月から2交代にするから半日でいいよと言われているのです。

そういう状況、それでいいと思われませんか。

○委員長（野原恵子） 副町長。

○副町長（高橋平明） その会社が、受けた会社がどのような雇用形態で事業を進めていこうかまでに、私どもの立場として、口を挟める立場ではないというふうに私は理解しております。

その前段の部分、いわゆる雇用関係にあたっての法律の順守ですね、その部分については、私は何も否定するものでもありませんし、それはそのことだけでありましたら今すぐにでもできるとは思っております。

ただ、そこの部分と中橋委員のおっしゃられる噛み合わせと言いましょうか、そこの部分が今どのようにしたらいいのかそういうことは私の方でちょっと考えあぐねていると言いましょうか、なかなか整合性が取れない部分があるのではないかなという思いがあるわけです。

ですから、おっしゃられたそのことに対しての要請文といいますかお願い文は、これはやらないと決して言っているわけではないですから、実施はしたいものと思っておりますけれども整合性を考えたうえで、実施するかしないかを決めたいというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 実施するかどうかも考えたいということであれば、まだまだ期間を要するのだなというふうに思ってしまうのですけれども、これもう一度言いますが建設労働者の事例は活用できませんか。

そういうふうにして改善をさせてきたという町の努力をここでも生かすというふうには考えられませんか。

町長どうですか。

○委員長（野原恵子） 町長。

○町長（岡田和夫） 昨日から今お話を聞いておまして、前々回でしたでしょうか、中橋さんの一般質問で私がお答えをして、今の状態ではいいと思わないので改善を考えていきたい。

ただ改善は、いろんな方法を考えていかないとならない。

まず、入札の在り方から、あるいは指名の在り方から、最低制限価格の在り方から、いろんなことを考えながらより良い方向を見出していくことが大事だろうと。

今、副町長や総務部長が言っているのは、今の入札制度の中では言われたとおり我々が関知してどうこうすることはできない。

しかし、お願いの文章を出すことも可能でありましょうし、そしてあのときも私答えたのは、町は発注者としての調査でなくても、労働行政を指導監督するという立場からでも町としてそれに介入し

ていく、調査をしていくことは可能ではないかと、それで経済部に毎年やる調査の中で、そういったことも含めて調査をできないかと、しかし現実にはなかなか相手も協力してもらえない。

もう一つは、今言った30何業者に協力、お願いというような形で1回私は調査をやってはどうかという話を今して、まずは実態をつかんだらどうかというふうにしております。

例えば、あのときも申し上げましたように、今の入札では1円入札でも現実に認められている限り、これで1円で落札して、その業者が仕事をしていたら町が何を言おうと契約は1円でありますから、中身を言うことにはならない。

しかしそうなるのは困るので、私は最低制限価格も設けたりして、何とか頑張ったのですけれども、非常に今回の5年という長期の契約だったものですから、戦いとして厳しいものがあつたというふうにも聞いております。

それだけにかなり安い価格で契約、落札をしたと。

そうすると我々が今100で予定価格をつくっているのが、70で落札している訳ですから、ここの中で我々が積算をしたものが、そのまま払ったり、買ったり、儲けになったりということが根本から狂っている。

昨日もお話あつたように、本当に最低札だけの入札で決めていいのかということもこれから考えていかなければならない。

いわゆる総合的な判断の中での入札も必要になってくるのかな。

あるいは、1番安い価格で入札した人が何点であれば今度は総合評点で何点だとか、今は開発や土木現業所の入札では、総合評点ですとか、地域貢献点数だとか、いろんなことを言って総合評価をして落札者を決めていくというような状態であります。

ですから我々もこれからの中では、前回も申し上げましたように公契約の問題もありますし、これも先般、担当者が先進地の視察にも行ってきました。

いろんなことを含めながら、この入札方法そして特に問題になっているような何のためにおまえら積算しているのだと言われるようなご指摘が受けられないようにそのためには、何をすることが改善に繋がっていくのか。

そのことも含めながら、私どもがこれからも研究してまいりたいと思いますし、できるものから順次手を付けてまいりたいというふうには思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今までの流れをまとめてお話していただいたのですけれど、町長がこれまで答えられたこと私も押さえております。

そのうえで、やはり業者の方に社会的な責任を果たしていただくという、このことも町としては大事な役割だというふうに思うのです。

その社会的責任をどう果たしていただくかという中身に、そこで働いている労働者の方たちの少なくとも労働基準法に基づいたきちっとした雇用形態とそして暮らせるだけの賃金の保障、これは町としてもそこに発注している訳ですから責任があるということですね。

私は、もう一度言いますが実際に建退共の係わりの中で、町と業者とのかかわりの中で、やはり幕別町が建設業の方たちに、業界の方たちにきちっと退職金は保障しなければ駄目だというような、リードをされて結果としては、そういう形を築き上げた。

だから町が、その社会的責任を果たす事業者をはばたく言えば育て上げたというふうに思うのです。今回も同じような手法でこれをやっていただきたいという訳です。

町長が言われるような、さまざまな角度からやっていかなければならないというのは、そのとおりだと思います。

それは副町長のご答弁でもそうです。

そういうことをしながらも、現実に今ものすごい変化がこの3月に起きていて、大変な事態になっていくということがあつた訳ですから、ここにもその今できることは何か、両面でやるべきことはやる

というふうにおっしゃっていただきましたので、両面で今やれることと、それから時間を掛けることは是非ここを分けて取組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 町長。

○町長（岡田和夫） 建退共のお話もありました。

私も建退共の話題が出た、議会で取上げられたのは、もう相当古い話であったと思いますけれども、当時はなかなかそれが進まなかったのは、今は契約の段階で建退共に入っていないと駄目だと、建退共の加入の書類も付けるような時代になってきた訳ですから、おっしゃるとおり大きく改善はされたのだらうというふうに思います。

ですから今の問題も、なかなか私も副町長もみんな投げていた訳でもないし、全く関係ないということでは誰も思っていない訳ですけども、現実に関今のようなお話を聞いたのは正直言って私も初めてですし、あと前にも言ったのですけれども、管内的に帯広市、音更、芽室なんか聞いても、なかなかどこも、帯広はその例がありますけれども、他にはなかなかそういった実態はないというのが調査をしている実態が無いというようなことがあったものですから、何かいい方法はないかということは今までも検討はされてきた訳ですから。

これから、今お話ありました現実にどうなっているかについては、早急に内部で検討し調査していきたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

増田委員。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 2点、総括の質問をさせていただきます。

両方とも関連はあるのですが、町民の生活にいかにか寄り添って、そして暮らしやすい町にしていくということが共通しているのですが、一つはいろいろ議論されておりますように経済状況もこんな状況でいろいろな面の滞納もやはり改善されていかないと、税金の面もそうですし、国保だとか水道だとかいろんな面で滞納も増えてきていると、やはり一つ滞納する人は、やはりほかのものも滞納していく、こういう関係だと思うのですよね。

ある人は税金だけ滞納しているけど、ほかは払っているとかがいうのではなくて、やはり全体のその支払いが滞って雪だるまのようになっていくという状況だと思うのです。

そういう中で、失業もするだろうし、さまざまな困難、病気を抱えるだとかっていう困難を1人の方がたくさんの方を抱えているのが現状だと思うのです。

そういう中で、いろいろな町税の係の方、水道の係の方もそれぞれが町民に対して早く払ってくれと、いろんな働き掛けをするのだと思うのですが、そういうものをやはりなかなか町に来てくれないのだと、役場に来てくれないのだというこういうお話もある中で、そういうものを総合的にいって前にも一般質問でお願いしたのですが、気楽に、気楽にもできないでしょうけれども、行ってそのことで、これこれこういう問題があつて悩んでいるのだと、困っているのだと、支払いが滞っているのだということが総合的に相談できるような場所をぜひつくってほしいと、そのことはこの前も答弁されて検討していかれるということでありましたので、その辺の検討はどうなっているのかを一つお尋ねをしたいと思います。

もう一つは、そういう例えば国保なんかも相当滞納がたまって、平成20年度の決算では滞納の累積が2億7,200,300万ほどになって、その2億7,000万くらいの滞納というのは、当初の歳入予定のだいたい30%くらいになっている訳です。

これ一般会計ですけども、一般会計からのそういう会計への支出もありますので、ここで総合的に聞き出すのですが、そういう滞納が累積していく、これはその掛けた料金なり税金が支払い能力、担税能力をやはり超えている証拠だというふうに思うのです。

それでやはりそういうことで、不納欠損額というのも毎年相当な額になっています。

平成20年度は、町税では2,676万を不納欠損している。

国保でも1,850万ほど不納欠損していると、払えないから欠損で落とさざる負えないと、これはやはり担税能力を超えた公共料金だと言わざる負えないのですよね。

だからこの解決のためには、やはり支援を減免などの支援をぜひ町の方針としても強めていただきたいというふうに思うのです。

その2点。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず1点目、滞納世帯などの方の住民対応、役場で例えば相談室みたいなものを設置してきめ細やかな対応ができないのかというようなお話、以前にもお受けをしておりました。

私どもとしましては、今年の4月から役場本庁舎だけではありますけれども、今2階の会議室をちょっと工夫しまして、税務課の税務相談室という名称にしまして、税務の各種納税相談をはじめ、いろんな相談ごとに対応できるような独立したスペースを確保させてもらいたいと思って今準備をしているところであります。

2点目、担税能力を超えて課税されているから、不納決算も多くなるのではないのかというようなお話なのだろうと思うのですが、私ども、税金にしても、各種使用料にしても、それぞれ基準、あるいはルール等がありまして、賦課もさせていただいているというところであります。

国保税は国保税、固定資産税は固定資産税、住民税は住民税、あるいは水道料、下水道料等につきましても、それぞれがそれぞれの制度の中において、決まりごとがあります。

そういう中で、計算をされて住民の方にその負担をお願いをしているというようなことだと私どもは理解しておりますけれども、所得が、今経済状況がこういう状況で住民の皆さんの所得が総体的には下がってきている。

大変だということは、私どもも自分自身でも分かる訳でありますけれども、そういう場合に一つには今申し上げました納税の相談室のこともありましようけれども、住民の方々に対していろんな場面で相談に応じさせていただく中で、例えば徴収の猶予、分納、こういったことも手立てとして今取らさせていただきます。

さらには、前にも何回かお話させていただいておりますけれども、夜間あるいは土日、そしてあるいは電話で連絡がつく、あるいは訪問したときにいらっしゃるという場面でも、いろんな意味で納税の相談もさせていただいておりますし、分納の相談もさせていただいているつもりであります。

ですから今後につきましても、いろいろ住民の方がお困りのことは、おありでしょうから、先ほど申し上げました納税相談室の活用もさることながら、さらに私ども職員が納税者の方々のところにお邪魔するなりをして、さらにきめ細やかな説明なりも対応させていただければというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 相談の部屋、相談室、これも納税、払え払えというだけでなく、そのいろんな悩みに、例えば多重債務の人であれば、やはりそういう相談にも乗って解決の方向を道筋をやはり示していただくとか、いろいろな相談に、総合的にね。

だから共産党の議員なんかにも、生活相談いろんなものが、最近特に多い訳なのですけれども、やはりそういうものが役場にも行って、そういういろんなものを聞いてもらえると、そして解決の道も一緒に相談に乗ってもらえるというような、そういう窓口にぜひ、名前がね、納税相談でいいのかどうかというのもあると思うのですよね。

だからそういう名前なのかも、工夫してもらってそして困っていることを町職員が親身になって聞いてあげるといような、そういうところにしてほしいと思うのです。

そこに行っても滞納しているものをどうやって払うかという相談だけでは、なかなか来れない、行かない、敷居が高いというのはそういうことだと思うのです。

行ってもぜんぜん払える見込みがないという場合には、なかなかこれないと思うのです。

だからそういう意味では、いろんな悩みを持っている町民に、この寄り添って相談を受けられると

というような、それなりの人事配置といえますか、そういうものも求められてくるのではないかと思います。

やはり上から目線で、住民に接するのではなくて、やはり共にいろんな悩みを聞きながら解決していくというような、温かみのある相談室にしてほしいと思います。

それから担税能力の問題で、やはりいろいろな、私忠類時代どうだったのかと思って、17年度の決算を見たのですが、17年度の決算では2月6日で切れているという関係もあるのか、途中なのか、ちょっとうまくできすぎていると思ったのですが、不納欠損はどの会計を見てもゼロなのです。

ちょっとこれゼロという話ではなかったのではないかなと思うのだけれど。

だけど不納欠損で、これほど不納欠損が多いですし、毎年、それこそ町税では、2,000万、3,000万、国保でも2,000万というような不納欠損をしていくというのは、ちょっと多すぎるのではないかと思います。

それで、例えば忠類の国保の場合には、17年度の決算では、収入未済額として積み上げられてきているのは、その時の予算のだいたい16%くらいなのですよね。

ところが幕別町の国保の今の収入未済の総計というのは、当初の税収の予定に対して、30%なのです。

やはり忠類時代の倍の不納欠損、不納欠損でないです。

収入未済額があるのですよね。

その中でだいたい当初予算の2.1%くらいの不納欠損に落としていると。

ありますよ。

それだけ欠損、不納欠損なのですよね。

だから、そこで考えなければならないのは、忠類時代に水道の未納というのは、ほとんどなかったのです。

なぜそうだったかということを考えてみると、お年寄りの家庭だとか、いろんな家庭に水道も下水道も助成制度があったのです。

それから介護保険の保険料に対する助成制度もありました。

それは合併協議の中で、無くなっていった訳なのですけれども、やはり減免というのが、この不納欠損に与える影響というのはもの凄く大きいと思うのです。

例えば、1万円なら、5,000円ならなんとか払っていかれる人に、1万円の負担が掛かってきたら、5,000円の方も払えなくなってしまいますよね。

全部未納になっていく。

だからそれを低所得に対する2分の1の助成があれば、5,000円も払えていけるのだと思うのです。

そうするとやはり、そうした助成を強化することによって、収入は上がっていくのだと思うのです。

やはりそうしたことを考えると、例えば国保の中では、そういう助成をすれば、助成されていない人に被っていくのだと、だからそういう減免はできないのだと言われるのですが、助成していないで、こうやって不納欠損で落としていけば、それは払っていない穴が開く訳ですから、これはほかの人に被っていくわけです。

だからこれをいかに少なくするにはということを見ると、やはり助成制度をしっかりとつくるのがこの不納欠損をなくしていく助けになっていくのだと思うのです。

やはり忠類の人間も、こっちの人間もみんな、払うものは払いたい。

みんな同じだと思うのですよね。

だからそういう助成をきちっとすることを町の方針にしていくべきだというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） まず1点目のいろんな意味での役場の中での相談室的なものの関係だと思うのですが、私も過去に福祉にいたことにありますけれども、うちのいろんな窓口でいろんな住民

の方と接している中で、福祉のことだけでなく、税金のことあるいは、ほかの国保のこと、いろんなことですね母子家庭こととか、身障の割引のこと、これはいろんなことを聞かれる。

その都度、私どもとしては担当でない部分の仕事を聞かれたら、当然知識が薄いことがありますので、当然担当の方にお問い合わせ、あるいは繋いでそちらの方に行ってもらおうというようなことは当然やっておりました。

一時期、総合相談窓口みたいな制度がどうなのか、厚生労働省でつくった制度もありましたけれども、ただこれは基本的には役場の職員ですね、どこの部局にいても住民の方のいろんな思い、いろんな意見、質問、これはどこでも窓口としてお伺いをさせていただいて、そして自分の担当以外のことについては、当然担当の方へ繋いであげる、あるいは、お連れするというようなことはやっているだろうと私も思っておりますし、これからも当然そうしなければならないというふうにも思います。

住民の方が、相談室の方へ来られて、税金のこと以外にいろんな使用料を、あるいは保険、いろんなことを相談されても当然私どもとしては、お聞かせをいただいて、直接担当の方へ連絡をするなりというようなことも含めまして、十分な対応をさせていただければなというふうに思っております。

それから不納欠損額に係わって、増田議員もいろいろご心配をさせていただいているのだと思いますけれども、不納欠損をするということについても、これ決まりごとがありまして、例えば5年以上経って行き方不明でも、全然収入できる見込みがないという場合は、不納欠損しますよと、いろんなルールがある中で収入未済額の中から不納欠損するものを、いふなれば不納欠損で処分して落としてしまう。

今、手続き的なことをやっている訳ですけども、私どもとしましては、毎年税務課だけではなくて、各種使用料担当している窓口の担当の職員一同に会しまして、収納率の向上対策委員会という組織も立ち上げておまして、そこでもいろいろな住民の方々の情報なり、あるいは対応なりのことを協議もさせていただいております。

ですから、そういう意味では住民の方が本当に困って役場へ訪ねてこられたときも、十分連携をとる中で、いろんな対応も考えていく必要があると思っておりますし、やれるだろうというふうに思っております。

それから一例を申し上げますと、例えば今よく税務課の方に、相談されてこられて、税金今すぐ払えないというような方も、いろんな話を担当の窓口で職員が聞かせていただくなかで、例えば消費者金融というのでしょうか、それらがかなりあって、その返済に苦慮していると、だから税金の方にも手が回らないというようなことで相談を受ける場合もあります。

こういう方々に対しまして、その前にもお話しましたが、利息制限法を超える利息を払っている場合には、うちがその部分について差押えをして、いふなればうちが過払いと言いましょか、多く払い過ぎている利息について返してもらって、税金にして納めていただくというようなことも実際やらせていただいております、今までの累計で申し上げますと、20件以上800万円以上そういうことでのお手伝いをさせていただいているというようなことございます。

ですから、町民の方々にはいずれにしてもいろんな場面で役場に相談に来ていただいて、実情をお話いただく中で、いろんな納税相談も含めて我々も対応させていただければなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） いろんな面で努力してもらいたいと思うのですが、収入未済として残ってしまう額が余りにもこの膨大になっていくことの裏には、やはりちょっと援助してやれば立ち直っていけるのだという人もたくさんいるということをぜひ念頭に置いていただいて、減免制度などもぜひ真剣に考えていただきたいと、そのことを申し上げて終わりたいと思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございせんか。

一般会計総括質疑につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

審査の途中でありますけれども、この際15時30分まで休憩といたします。

15:16 休憩

15:30 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、特別会計の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一貫して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第4号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第4号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ31億7,394万3,000円と定めるものであります。

本年度の国保被保険者数総数の見込みは、8,720人となりまして、前年度見込み人数に比べまして15人の増、率にしまして0.17%の増となっております。

第1条第2項では歳入歳出の款、項の区分、及び金額につきましては、第1表歳入歳出予算とするものであります。

第2条では、一時借入金の借入の最高額は1億円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出事項別明細につきましてご説明をいたします。

初めに歳出からご説明いたします。

15ページをお開きください。

15ページ歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額7,494万9,000円であります。

本目は一般職8人の人件費のほか、国保事業全般に係る事務経費を計上しております。

16ページをお開きください。

2目連合会負担金、本年度予算額58万1,000円であります。

本目は北海道国保連合会への運営費負担金であります。

17ページになります。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額624万4,000円であります。

本目は国保税の賦課徴収に係る経費を計上しております。

19節負担金補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合負担金で、滞納整理機構に係る負担金であります。

18ページをお開きください。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額40万4,000円であります。

本目は国保運営協議会委員9人の報酬等に係る経費を計上しております。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額17億5,000万円であります。

本目は一般被保険者の医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付に係るものであります。

一般被保険者を8,300人、一人当たりの給付額を21万843円と見込んでおります。

前年度実績見込みより、13人の増となっております。

次に、19ページになります。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額1億1,500万円であります。

本目は退職被保険者と退職被扶養者の現物給付に係るものであります。

被保険者の数を420人、一人当たりの給付額を27万3,810円と見込んでおります。

前年度見込みよりも2人の増となっております。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額2,040万円であります。

本目は一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合や、補そう具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るものであります。

20ページをお開きください。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額160万円であります。

本目は3目と同様に、現金給付に係るもので、退職被保険者等の分であります。

5目審査支払手数料、本年度予算額664万7,000円であります。

本目は診療報酬明細書に係る資格審査、及び医療費の支払い等の審査事務に要する費用であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額1億8,800万円であります。

21ページになります。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額1,700万円あります。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額50万円あります。

本目は医療保険及び介護保険の自己負担の合計額が著しく高額となる場合に負担を軽減する制度としまして、平成20年の4月から施行されたものであります。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額30万円あります。

本目は退職被保険者等に係る高額介護合算療養費であります。

22ページをご覧ください。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額20万円あります。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額1万円あります。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額2,101万1,000円あります。

本目は被保険者の出産に対し、1件当たり42万円を出産育児一時金として給付するもので、50件分を計上しております。

23ページになります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額150万円あります。

本目は被保険者が死亡した際に、その被保険者の葬祭を行うものに、葬祭費として給付するものでありまして、50件分を計上しております。

3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、本年度予算額3億6,039万3,000円あります。

本目は後期高齢者医療制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、後期高齢者支援金として、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものであります。

以下、社会保険診療報酬支払基金のことを支払基金と省略させていただきたいと思っております。

2目後期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額4万9,000円あります。

本目は支払基金への拠出金であります。

24ページをお開きください。

4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金、本年度予算額86万1,000円あります。

本目は65歳以上75歳未満の被保険者、いわゆる前期高齢者に係る給付費及び後期高齢者支援金について保険者間の前期高齢者の偏在による負担の不均衡を調整するための費用負担分で支払基金へ支出するものであります。

2目前期高齢者関係事務費拠出金、本年度予算額4万5,000円あります。

支払基金の拠出金であります。

5款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金、本年度予算額644万7,000

円であります。

本目は国保被保険者のうち老人保健制度で医療を受けられる方の医療費に係る保険者負担分で、支払基金への拠出金であります。

なお、平成19年度で老人保健制度は終了いたしました。平成20年3月分及び月遅れ分などの清算分をここで計上しているものであります。

2目老人保健事務費拠出金、本年度予算額2万5,000円であります。

本目は1目に係ります事務費拠出金となっております。

25ページになります。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金、本年度予算額1億6,395万4,000円あります。

本目は国保被保険者のうち、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る介護保険料負担分を、支払基金へ納付するものであります。

次に、7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、本年度予算額8,452万2,000円あります。

本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となつて行う再保険事業に道内の市町村が拠出しているものであります。1件80万円を超える高額医療費が本事業の対象となっております。

これについては、平成18年度から21年度までの時限措置とされておりましたが、平成25年まで延長されることになっております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、本年度予算額3億1,308万円あります。

本目は1目同様、国保連合会が実施主体となつて行う高額医療費に係る再保険事業でありまして、本事業につきましては1件30万円を超えて80万円までの高額医療費が対象となっております。

次に26ページをお開きください。

3目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額3,000円あります。

8款保健事業費、11項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額2,376万3,000円あります。

13節の委託料は、平成20年4月から実施いたしておりますメタボリックシンドロームの予防、解消に重点を置いた生活習慣病予防のための特定検診、特定保健指導に関する経費を計上しております。

次に、27ページになります。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額305万7,000円あります。

本目は健康の保持、増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

9款公債費、1項公債費、1目利子、本年度予算額5万円あります。

本目は一時借入した場合の利子を計上しております。

28ページをお開きください。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額300万円あります。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額10万円あります。

3目償還金、本年度予算額2,000円あります。

4目一般被保険者還付加算金、本年度予算額20万円あります。

5目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額5万円あります。

11款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,000万円あります。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

引き続きまして歳入についてご説明をいたします。

8ページをお開きください。

8ページの歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額8億3,197万4,000円あります。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額3,959万6,000円であります。

9ページをご覧ください。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、本年度予算額5億6,794万3,000円あります。

本目は一般被保険者の療養給付費及び老健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金に係る国の定率負担分となりまして、34%分となっております。

2目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額2,113万円あります。

本目は高額医療費共同事業拠出金に係る国の負担4分の1分であります。

3目特定健康診査等負担金、本年度予算額397万円あります。

本目は特定健康審査及び、特定保健指導に係る国の負担分の3分の1分であります。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額1億1,270万円あります。

本目は市町村間の国保財政力の不均衡を調整するために、国から交付されます財政調整交付金を計上しております。

2目出産育児一時金補助金、本年度予算額100万円あります。

本目は、平成21年10月から平成23年3月までに支給する出産育児一時金が1件あたり4万円引き上げたのに伴います国庫負担分で、1件あたり2万円、50件分を見込んでおります。

3目介護従事者処遇改善臨時特例交付金、本年度予算額128万1,000円あります。

本目は介護報酬改定による介護納付金の上昇を抑制するため平成21年度、及び22年度の2年間暫定的に措置されるものであります。

10ページをお開きください。

3款療養費給付費等交付金、1項療養費給付費等交付金、1目療養費給付費等交付金、本年度予算額1億3,714万2,000円あります。

退職被保険者等の療養給付費と老健拠出金、及び後期高齢者支援金を支払う財源として、支払基金から交付をされるものであります。

4款前期高齢者交付金、1項前期高齢者交付金、1目前期高齢者交付金、本年度予算額7億1,654万2,000円あります。

前期高齢者の療養給付費等を支払う財源として、支払基金から交付されるものであります。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額2,113万円あります。

高額医療費共同事業拠出金に係る道の負担の4分の1分であります。

2目特定健康診査等負担金、本年度予算額397万円あります。

特定健康診査に係る道の負担3分の1分であります。

次に、11ページをご覧ください。

2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、本年度予算額1億100万円あります。

三位一体の改革によりまして、平成17年度から導入されています都道府県の負担であります。

6款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額7,800万円あります。

高額な医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となって行う再保険事業による交付金となりますが、1件80万円以上の高額医療費が対象となっております。

2目保健財政共同安定化事業交付金、本年度予算額3億円あります。

1目同様、国保連合会が行うものでありまして、1件30万円を超え80万円までの医療費が対象となっております。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額2億3,734万7,000円あります。

1節保険基盤安定繰入金保険税軽減分は低所得者に対して実施しております国保税の減額分、いわゆる7割、5割、2割の軽減相当額のうち一般被保険者に係る額を繰り入れるものであります。

2節の保険基盤安定繰入金保険者支援分は、国保財政の基盤強化策でございまして、低所得者を多く抱える保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するために繰り入れるものであります。

平成21年までの時限措置とされておりましたが、平成25年まで延長することとされております。この負担は、国が2分の1、道が4分の1を負担するものであります。

3節職員給与費等繰入金は、総務省が示しております国民健康保険特別会計に対する一般会計の繰り出し基準に基づきまして国民健康保険の事務に要する人件費、及び物件費等を繰り入れるものであります。

12ページになります。

4節出産育児一時繰入金も同様に繰り出し基準に基づきまして繰り入れるもので、50件分を計上しております。

5節財政安定化支援事業繰入金も同様に基準に基づきまして繰り入れるものであります。

6節その他一般会計繰入金は、一般会計で実施しております重度心身障害者医療費助成等、いわゆる福祉医療の実施に伴いまして生ずる波及増加分の医療費の保険者負担分の7割等の相当額と、医療費の審査支払手数料相当額、及び平成20年度から実施しております特定健康診査において、70歳以上の受診者がこれまでの基本健康審査同様に、無料で受診できるように自己負担3割相当額を一般会計から繰り入れるものであります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円であります。

9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1,000円であります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円であります。

13ページをご覧ください。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円であります。

3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託事業収入、本年度予算額1,000円であります。

町内に住所を有する被用者保険の被扶養者に係る特定健康診査を受託した場合の事業収入と見込んでおります。

4款雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円であります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

3目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円であります。

4目一般被保険者等返納金、本年度予算額10万円であります。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1万円であります。

14ページをお開きください。

6目保健医療機関返還金、本年度予算額2,000円であります。

7目雑入、本年度予算額1,000円であります。

10款連合会支出金、1項連合会補助金、1目超高額医療費共同事業交付金、本年度予算額1,000円あります。

本目は超高額な医療費に係る共同事業に伴う交付金として北海道国保連合会から交付されるものであります。

以上で国民健康保険特別会計のご説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 2点お伺いいたします。

1点は、26ページの特定検診の関係であります。

一般会計でちょっと、ここの会計での答弁ということで、延ばされていたものでありまして、特定検診は何%の受診率となったのか。

また、これを上げていかないとさまざまな影響を与えると政府が言っている訳ですけども、その目標の60%なら60%にどのように、この上げていくのかその方針、方策についてお伺いします。

それからもう一つは、一般質問で資格者証のことが問題というか、質問されておりましたけれども、その後国会での動きがありまして、国会で我が党の議員が質問したところ、資格者証発行にあたって、長妻厚生労働大臣が踏み込んだ発言をしております。

払えるのに払わないということが、本当に証明できた場合以外は慎重に対処するようお願いすると、自治体の方をお願いするのだと、こういうことを言っております。

悪質な滞納だと、自治体が立証しない限り慎重な対処を求める方針に切り替えたということであります。

この方針に沿って、本町でも対象すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 特定検診の関係で私の方からお答えさせていただきます。

まず受診率の関係でございますが、ご承知のように平成20年度から特定検診始まりまして、24年度までに国の参酌標準としては最終的に65%にもっていきなさいというようなことでございます。

ちなみに平成20年度については、受診率を25%が目標ございましたが、この点につきましては、本町におきましては、1,676人の受診で29.8%ということで達成はされました。

ただし本年度21年度は、目標受診率は35%でしたが、2月末現在で受診者が1,419人程度ですので、ほぼ3月を終わった時点では前年並みの受診者で終わるのではないかとということで、遠く目標には及ばないところでございます。

平成22年度、国の参酌標準では、目標が45%ということですので、人数で申し上げますと2,700人程度の受診者が必要ということでございます。

本年度21年度、目標に遠く及ばなかったのですが、22年度につきましては、いろんな手を打たなければならないと考えております。

個別通知はしているところでございますが、なかなか受診率が上がらないというのが現状でございます。

22年度につきましては、保健係の保健課の方で一体的に推進していくことといたしまして、まずやはり農協組合員の方への勧奨を積極的に行ってまいりたいと。

それと契約医療機関が今、町内と一部帯広に限られておりますので、何とかこの契約医療機関の方も拡大をしていきたいと。

それともう1点は、商工会の方でも自主的に検診をおこなっておりますので、そちらの方のデータとの関連性も詰めていって、受診率を上げていってまいりたいと考えてございます。

それからペナルティと申しましょうか、制度発足時言われておりましたのは、平成24年度に65%に達しない場合につきましては、後期の高齢者支援金を拠出している訳なのですが、それを行かない場合にはプラス10%、目標達成したらマイナス10%というのが、当初から言われておりましたけれども、その具体的な無いようについては、22年度中に示されるというようなことでございます。

私の方からは以上です。

○町民課長（川瀬俊彦） 資格証明書の取扱いのことについてですけども、今年の3月上旬に国の方から通知文がきております。

これは長引く景気の低迷によりまして、生活が困窮されている方に対する緊急的な措置ということがその背景にある訳でありますけれども、医療を受ける必要が生じた方が、医療を受けた後に支払いが大変困難であるというようなことの申し出があった場合については、町村の判断によって、短期保険証を交付することができるというのが内容であります。

本町におきましても、これ今言いましたように、申出があった場合と申すことがありますので、当然そのような相談を受けた場合につきましては、短期被保健者証の発行を十分視野に入れながら、よくその方とお話をして、そして適切な対応をしていくことになろうかと思っております。

なお、その申出の方法も窓口に来られる場合とか、また直接緊急的に病院から電話等を掛けてくる場合とか考えられますけれども、本町といたしましては、そういう病院から電話等を掛けられた場合につきましても、とりあえず医療は受けてもらうようにしていただいて、その後、後日具体的な納税相談等するような、そのような配慮はするようしております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 特定検診も魅力のある検診にぜひしていくことが必要だというふうに思いますので、そういう工夫もお願いしたいというふうに思います。

それから資格者証ですが、さらに踏み込んでいるのです。

資格者証発行する場合には、その悪質だということが、認定されない限り資格者証は発行しないのだという、そこまで踏み込んでいるので、それはこれから指導がくると思うのですけれども、それをぜひ実行していただきたいと思うのと、それから保険証、短期保険証でも保険証でも国保の法律では、本人に渡すことになっているのです。

留め置いてはいけないのです。

渡すことになっているので、ぜひそういう方向で本人が手に、短期証にしても本人が手にすることができるような形で対処すべきだと思いますがいかがですか。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 保険証手渡すこと、これは非常に大切なことでありまして、そのために町としましては、なるべく接触できない方にも夜間での訪問、臨戸訪問ですとか、休日における臨戸訪問及び電話を掛けたりとか、そういう努力もしながらなるべく接触の機会を多く持つように努力して、そして皆さんに何らかの形で保険証が渡るような形で今後とも努力していきたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 自治体によっては、郵送で全部送っているところもありますので、そういうことも含めて検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（野原恵子） 国民健康保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第5号、平成22年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第5号、平成22年度幕別町老人保健特別会計予算についてご説明をいたします。

35ページをお開きください。

老人保健特別会計につきましては、健康保険等の一部を改正する法律によりまして、後期高齢者医療制度移行後の平成20年度から3年間は引き続き月遅れ請求等の支払いために特別会計を設けて置く事となっております、平成22年度末まで設置しておくものであります。

第1条では、歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ238万6,000円と定めるものであります。

第2項になりますが、歳入歳出の款項の区分、及び金額につきましては、第1表歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、43ページをお開きください。

43ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額26万6,000円であります。本目は老人保健の実施に係る事務経費のほか、13節委託料の国保連合会への共同電算処理委託料が主なものであります。

2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、本年度予算額100万であります。

本目は医療機関での受診に対する診療報酬の支払い、いわゆる現物給付に係るもので、また高額医

療費の現物給付分も含んでおります。

月遅れ請求分等として計上しております。

44ページをお開きください。

2目医療支給費、本年度予算額10万円であります。

本目は柔道整復師による施術を受けた場合や補そう具を購入した場合の償還払い分、いわゆる現金給付に係るもの、及び高額医療費の償還払い分であります。

1目の医療給付費同様に、月遅れ請求分等として計上しております。

3目審査支払手数料、本年度予算額1万2,000円であります。

本目は国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して支払う診療報酬明細書の資格審査、及び医療費の支払い等の事務手数料を計上しております。

45ページをご覧ください。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、本年度予算額8,000円であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額100万円あります。

以上で歳出のご説明を終わらせていただきます。

続きまして歳入についてご説明いたします。

40ページをご覧ください。

40ページ歳入、1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、本年度予算額56万7,000円あります。

本目は医療給付費及び医療支給費の財源として、支払基金から交付されるものであります。

2目審査支払手数料交付金、本年度予算額1万1,000円あります。

審査支払手数料の総額から柔道整復師による施術に係る審査支払手数料分を控除した額が支払基金から交付されるものであります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、本年度予算額35万5,000円あります。

本目は医療給付費及び医療支給費に係る国の負担分であります。

3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金、本年度予算額8万9,000円あります。

本目は医療給付費及び医療支給費に係る道の負担分であります。

41ページをご覧ください。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額135万8,000円あります。

国、道と同様に町として公費負担をするものであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円あります。

6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円あります。

次に42ページをお開きください。

2項雑収入、1目第三者納付金、本年度予算額1,000円あります。

2目返納金、本年度予算額1,000円あります。

3目保健医療機関返還金、本年度予算額1,000円あります。

4目雑収入、本年度予算額1,000円あります。

以上で老人保健特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 老人保健特別会計予算につきましては質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第6号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第6号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説

明申し上げます。

46ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算総額は歳入歳出それぞれ2億8,109万9,000円と定めるものであります。

第2項では、歳入歳出の款項の区分及び金額につきましては、第1表、歳入歳出予算をご参照いただければと思います。

それでは、歳入歳出事項別明細についてご説明をいたします。

初めに歳出からご説明いたします。

54ページをお開きください。

54ページ、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,761万1,000円であります。

本目は後期高齢者医療に係る一般職職員2人の人件費のほか、事務に係る費用が主なものとなっております。

55ページをお開きください。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額95万1,000円であります。

本目は後期高齢者医療保険料の徴収事務に係る費用となっております。

次に、56ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額2億6,038万7,000円であります。

本目は後期高齢者医療広域連合納付金であります。細節3の事務費負担金分は後期高齢者医療の運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村の負担分になりまして、全道の市町村が均等割10%、75歳以上の高齢者人口割40%、人口割50%の割合で負担するものであります。

細節4の保険料納付金分は、被保険者から徴収した保険料、及び保険料軽減分として一般会計から繰り入れた金額を北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものであります。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度予算額200万円であります。

次に、57ページをお開きください。

2目保険料還付加算金、本年度予算額5万円あります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円あります。

以上で歳出のご説明をおわらせていただきます。

引き続きまして、歳入についてご説明いたします。

51ページになります。

51ページ歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億9,490万円あります。

平成22年度は、2年に1度の保険料率の改定年となっております。均等割り額が4万3,143円から1,049円増の4万4,192円、所得割率が9.63%から0.65ポイント上がりまして10.28%となっております。

なお、幕別町の1人当たりの平均保険料額は、軽減前で年額8万3,100円、軽減後では5万6,865円となっております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額1,000円あります。

納付証明に係る手数料であります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額8,403万4,000円あります。

1節の事務費等繰入金は、北海道後期高齢者医療広域連合の事務費に係る市町村負担分、並びに人件費や物件費等、後期高齢者医療の事務に要する費用を繰り入れるものであります。

2節保険基盤安定繰入金は、低所得者に対する保険料の減額、いわゆる7割、5割、2割の軽減相当額、及び被用者保険の被扶養者に対する保険料の軽減相当額を繰り入れるものであります。

52ページをご覧ください。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額10万円あります。

5 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金、本年度予算額 1 万円であります。

2 目過料、本年度予算額 1,000 円であります。

2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金、本年度予算額 200 万円であります。

2 目還付加算金、本年度予算額 5 万円であります。

53 ページになります。

3 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額 1,000 円であります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額 1,000 円であります。

2 目雑入、本年度予算額 1,000 円であります。

以上で後期高齢者医療特別会計のご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） まずご説明ありましたように、今回制度が発足して 2 年目にあたって保険料が引き上げになるということでもあります。

この制度は、75 歳以上の方たちを年齢で区分しまして、2 年ごとに保険料が上がる仕組みと、それから医療費が引き上がっていけばそれもプラスされていく。

そして目標としては、医療制限が位置づけられているということで大変スタートの段階から問題の多い制度として、多くの方たちの反発も招いており、こういう制度は実施すべきではないということで私どもも望んできた訳ですが、現実には 2 年が経過しました。

今、部長からご説明いただいたように、幕別町は対象者は、現在、資料によりますと 3,416 人、この方たちが今年度引き上げになりまして、北海道全体の引き上げ率は軽減後で 4.99% であった訳ですが、幕別町では、その点では数字がそれより低くなっておりませんが、まずは 1 人当たりの保険料が現実にはどのくらいになっていくかということをお尋ねしたいと思います。

平均保険料は、8 万 310 円で、軽減されたら 5 万 6,865 円ということでありましたが、これは軽減されているかた全体の約 6 割、60.9%。

それ以外の方たちの保険料が現実にならっているのか、最高限度額は 50 万ということになっておりますから、50 万に位置づけられる人は、何人いるのか、この 60.9% の人たちの保険料については、一定資料の中で推測できるものですから、分かるのですが、それ以外の方たちにとって見えないものですから、どのくらいになるのか、負担がどれくらい増えるのかということも含めてお答えいただきたいと思います。

それと、この保険料につきましては、圧倒的に特別徴収が多くて、その他に普通徴収、あるいは振り込みという形も途中で取られるようになりました。

それぞれ割合はどのくらいいらっしゃいますでしょうか。

3 点目は、残念なことに老建の制度ではなかった短期資格者証の発行ということが位置づけられて、我が町でも短期証を発行される、そういう人を対象者が生まれてしまったと言いましょか、短期証が発行されてしまいました。

その現状は、今何人に発行されていて、どういう手立てを取られているのか伺います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） まず第 1 点目の限度超過額の方が何人くらいの見込みかということでもありますけれども、これは現時点におきましては 22 人くらいと推計しております。

第 2 点目の特別徴収の見込み人数でありますけれども、これにつきましては、2 月末時点での数字ということで捉えていただきたいのですけれども、特徴につきましては 2,457 人、普通徴収につきましては 867 人ということで、2 月末ではなっております。

第 3 点目の短期被保険者証の対象者ということでもありますけれども、これは 2 名ということでありまして、その内 1 名は居所不明ですので、実質 1 名ということなのです。

ただし、この1名の方につきましては、町はある程度話を進めておりまして、今月中に完納される予定でありますので、その後は一般被保険者証に変わる予定であります。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 確かこの短期者証を発行されたのは昨年でありますよね。

ですから長い期間ということでありましたので、居所不明の方はいたしかたないというふうに思うのですけれども、当初は確か4名の短期者証発行ではなかったかと思えます。

いろんな努力をなされて、今月そういう事態はなくなるということで、もう早急に解決していただきたいというふうに思う訳ですけれども、基本的にはその短期証については、全道の中では実際には発行しない自治体の方が多かった訳です。

連合の方で発行すれというふうに言うものですから、市町村としてはいたしかたなく踏み切っているという事例もあるのでありますけれども、しかしそういうことを考慮しても、高齢者の医療保険を保障するという位置付けをもってさまざまな努力をなされて、発行しないということがありましたので、今後やはりそういう点では先ほどの国保のことにも係わってまいりますけれども、本来老人健康保険の場合には、短期証あるいは資格者証の発行は、老健の中では認められなかったことでもありますから、対象となる、高齢者っていうか、対象となる人たちは後期高齢者と同じなわけですから、極力発行をしないという姿勢を持つことが大事だというふうには思うのですけれども、その発行にいたった判断ですね、そこはどのような判断されて4名に発行され、現在は1名にいたっているのか、その点も伺いたしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 町としましては、皆さんが一般被保険者証であっていただきたい、これは町としてはそういうふうに思っているところでありますけれども、やはり後期高齢者医療制度におきましても国保と同じようにやはり制度として滞納者につきましては、制度としてこれはやはりせざるを得ないということでもあります。

ですから、後は実際に納めるのが何らかの理由で、大変な方に関しましては、よく事情をお聞きしたりして、改善されそして一般被保険者証になるように、やはりきめ細かな親身な相談をすることによって解決していく。

それが一番だと思っております。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ、それを今後も貫いていただきたいと思えます。

確かに、制度としてそうなっておりますので、町村だけになぜ発行したか、していること事態が大変厳しい言い方なのですけれども、現実に同じ制度の下でも発行されなくて今日まできている自治体が多数あるものですから、そういう絡みでうちの町の判断はどうだったのかなというふうに率直に思ってお尋ねをいたしました。

早急な解決を求めて質問は終わります。

○委員長（野原恵子） ほかに質疑ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 後期高齢者医療特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第7号、平成22年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第7号、平成22年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

63ページをお開きください。

第1条で歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ16億6,346万7,000円と定めるものであります。

歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算をご参照いただきたいと思います。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

76ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,789万5,000円であります。

本目は職員2人分の人件費のほか、一般的な事務経費であります。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度予算額78万2,000円であります。

本目は介護保険料の賦課徴収に要する費用であります。

3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、本年度予算額1,563万8,000円あります。

本目は介護認定審査会の委員15人の報酬、及び費用弁償のほか、審査会を担当する職員1名分の人件費及び次の78ページになりますが、7節賃金の臨時職員1人分の賃金、その他認定審査会の運営に要する費用で池田町、浦幌町、豊頃町及び本町の東十勝4町で共同設置をして、運営しております。

79ページになります。

2目認定調査等費、本年度予算額997万円あります。

本目は認定審査会に係る資料等の作成に要する費用であります。

主なものは、7節賃金の臨時職員1人分の賃金、12節役務費での細節15要介護認定を申請をされました被保険者にかかる主治医の意見書作成手数料、13節委託料の施設入所者等にかかる訪問調査委託料となっております。

80ページになります。

4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、本年度予算額21万2,000円あります。

本目は介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画の推進等に対しまして審議いただくための委員報酬などあります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして、要介護1から要介護5までに認定されました、いわゆる要介護者に係る保険給付費であります。

1目居宅介護サービス等給付費、本年度予算額3億8,974万5,000円あります。

19節の負担金補助及び交付金の細節3は、ホームヘルプサービス、訪問看護、デイサービス、ショートステイなどの11種類の在宅のサービスに係る保険給付費となっております。

細節の4は福祉用具購入費に係る補助であります。

細節5は住宅改修費に係る補助であります。

81ページをご覧ください。

2目地域密着型介護サービス等給付費、本年度予算額4億577万1,000円あります。

認知症対応型共同生活いわゆる介護、いわゆるグループホームなどにかかる給付費、及び日帰りで介護や支援、機能訓練が行われる認知症対応型通所介護事業のほか、通いを中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせて、介護や支援が受けられる小規模多機能型居宅介護事業が開始されましたことから給付費が前年度と比較して増加することとなります。

82ページになります。

3目施設介護サービス給付費、本年度予算額5億6,164万3,000円あります。

特養、老健、療養型病床群の施設に入所または入院されております介護サービスに係る保険給付費であります。

4目の居宅介護サービス計画給付費、本年度予算額5,059万7,000円あります。

いわゆるケアプランの作成に係る保険給付費であります。

83ページをご覧ください。

2項介護予防サービス等諸費であります。

この項に計上しておりますのは、要介護認定におきまして要支援1または要支援2に認定されまし

た、いわゆる要支援者に係る保険給付費となっております。

1目介護予防サービス等給付費は、本年度予算額8,441万9,000円であります。

19節の細節3介護予防サービス給付費は、前項で説明しました居宅介護サービス給付費と同様、ホームヘルプサービスなどの11種類のサービスについての要支援者に係る保険給付費となります。

細節の4は要支援者に係る福祉用具購入費補助、細節5は同じく要支援者に係る住宅改修費補助であります。

84ページになります。

2目介護予防サービス計画給付費、本年度予算額1,003万4,000円あります。

介護予防サービスのケアプラン作成に係る保険給付費を計上しております。

85ページ、3項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度予算額162万8,000円あります。

介護報酬の審査と支払いに係る手数料であります。

86ページをお開きください。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、本年度予算額2,476万6,000円あります。

利用者の1割の定率負担が著しく高額となった場合に費用負担に与える影響等を考慮しまして、一定額を上回らないように負担軽減を図るために要介護者、それと要支援者に支給するものであります。

87ページになります。

5項高額医療合算介護サービス等費であります。

1目の高額医療合算介護サービス等費は、本年度予算額600万円あります。

世帯の中で1年間の医療保険と介護保険の自己負担額を合算した額が著しく高額となり、自己負担額限度額を超えた場合に支給するものであります。

医療保険分と介護保険分それぞれ案分して支給することになります。

88ページをお開きください。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、本年度予算額20万円あります。

市町村独自の給付費として入浴補助用具のバスマット購入費を計上しております。

7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、本年度予算額6,275万7,000円あります。

平成17年10月の法改正によりまして、施設サービスの居住費及び食費が自己負担になりましたけれども、低所得者に対しましては、その負担が重くならないように軽減するためのサービス費用となっております。

19節、細節3の特定入所者介護サービス費は要介護者に係るものであります。

細節4は、要支援者に対するサービス費用であります。

89ページになります。

3款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金、本年度予算額1,000円あります。

介護給付費準備基金から生じます利子等を基金条例の規定に基づきまして積立てるものであります。

4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費、本年度予算額595万3,000円あります。

この目は要介護認定で非該当となったもの、あるいは要支援、要介護になるおそれのあるもの、いわゆる特定高齢者と言っておりますけれども、これらの方々に対する介護予防事業費及び一般高齢者に対する介護予防事業費について計上しております。

90ページになります。

13節委託料の細節5は、運動指導の業務に係るもので、細節6は理学療法の業務に係るものであります。

細節7は特定高齢者を把握するための検診に係る委託料であります。

次に、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、本年度予算額322万9,000円あります。

包括的支援事業費としまして、相談窓口の業務等に係る経費であります。

91ページになります。

13節委託料の細節5は相談業務等を2カ所の事業所に委託するものであります。

細節6は、高齢者の心身の状況や生活の実態を知り、必要な支援につなげることを目的に行う高齢者の実態把握に係る委託料であります。

2目任意事業費、本年度予算額271万1,000円であります。

この目は、任意事業として実施するものであります。

13節の委託料は細節5の徘徊高齢者に係る家族を支援する事業、細節6はシルバーハウジングに係る生活援助員の派遣事業に要する費用であります。

20節扶助費の細節1は重度の要介護者を家族のみで介護した場合の家族介護慰労金、細節には成年後見人に対する支援費扶助であります。

92ページをご覧ください。

3目地域包括支援センター運営費、本年度予算額911万5,000円。

地域包括支援センターを運営する職員一人の人件費が主なもので、このセンターでは高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を支援することを目的に、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援業務等を実施するものであります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、本年度予算額40万円あります。

93ページになりますが、2目償還金、本年度予算額1,000円。

国庫支出金と精算還付金であります。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

70ページになります。

70ページ歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度予算額2億9,654万9,000円あります。

本年度の65歳以上、いわゆる第1号被保険者は、6,815人で見込んでおります。

なお、第1号被保険者の標準給付費に係る負担率は、20%となっております。

また基準保険料につきましては、21年度から23年度までの3カ年は月額3,850円となっております。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、本年度予算額776万1,000円あります。

東十勝介護認定審査会に係る池田町、浦幌町、豊頃町からの共同設置負担金となります。

3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度予算額1,000円あります。

介護保険の情報公開等に係る手数料であります。

2目民生手数料、本年度予算額9万4,000円あります。

シルバーハウジングの生活援助員の利用に係る手数料であります。

71ページになります。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金、本年度予算額2億8,825万3,000円あります。

国が負担することとされております介護給付費の定率20%分であります。

なお、介護施設サービス費、及び特定入所者介護サービス等費につきましては、15%が国の負担となっております。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度予算額9,264万8,000円あります。

市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整するために、国から交付されるものであります。

5%前後が交付されます。

2目地域支援事業交付金、本年度予算額747万2,000円。

1 節は介護予防事業に対する国からの交付金であります。

対象事業費の25%分となります。

2 節は包括的支援事業費及び任意事業に対する国からの交付金であります。

対象事業の40%となっております。

72ページになります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金、本年度予算額 4 億7,920 万9,000円であります。

これは40歳から64歳までのいわゆる第2号被保険者の負担分となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金、本年度予算額178万6,000円であります。

1 目と同様に基金から交付されるものであります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金、本年度予算額 2 億3,089万1,000円であります。

北海道が負担する介護給付費の定率12.5%分であります。

施設サービス費と特定入所者介護サービス費は17.5%の負担となります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金、本年度予算額373万6,000円。

1 節は介護予防事業に対する道からの交付金でありまして、対象事業費の12.5%になります。

73ページになりますが、2 節は包括的支援事業、及び任意事業に対する道からの交付金であります。

これは20%分になります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額1,000円であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 2 億3,924万6,000円であります。

1 節の介護給付費繰入金、1 億9,967万円につきましては、介護給付費の定率12.5%を一般会計から繰入するものであります。

2 節は介護予防事業に対する一般会計の繰入金であります。

対象事業費の12.5%になります。

3 節は包括的支援事業及び任意事業に対する一般会計からの繰り入れとなります。

これは対象事業費の20%になります。

次に、74ページになりますが、4 節その他一般会計繰入金の細節1の職員給与費繰入金は、職員2人分の人件費、及び東十勝介護認定審査会を担当する職員1人分の人件費から東十勝3町分の負担分を控除した額を計上しております。

細節2のその他繰入金は、総務費に係る事務費繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、本年度予算額1,092万3,000円あります。

平成21年度から平成23年度までの3年間で、介護給付費準備基金から3,150万円を繰り入れる予定のうち、本年度は1,092万3,000円を繰り入れるものであります。

2 目介護保険臨時特例基金、保険料の軽減分として基金の一部を取崩すものとなっております。

9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額10万1,000円あります。

次、75ページになります。

10 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第1号被保険者保険料延滞金、本年度予算額1,000円あります。

2 項預金利子、1 目預金利子、本年度予算額1,000円あります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額1,000円あります。

2 目第三者納付金、本年度予算額1,000円あります。

3 目返納金、本年度予算額1,000円あります。

4 目雑入、本年度予算額1,000円あります。

以上で介護保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わったところでありますけれども、この際16時45分まで休憩をいたします。

16：31 休憩

16：45 再開

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑をお受けいたします。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 1点お尋ねいたします。

89ページ、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費に含まれるというふうに思うのですが、度々報道で取組みが紹介されておりますが、フマネットの運動の取組みについてお尋ねしたいと思います。

町内で取組まれていると思うのですが、フマネット運動のこれまでのどのように取組まれたかお尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） フマネットの関係ですが、確か平成17年か18年頃北海道教育大学の釧路校の方で開発されたものでございまして、本町におきましては、本町で導入する前に高齢者の方々が池田町とかで体験いたしまして、それで本町の方でもやりたいということで平成20年度に町の方でネットを購入しまして、現在同好の人たちで普及されているところでございます。

その団体として、フマネットという、マックネットという団体が幕別町の方でございまして、会員が40人程度おります。

週1回、幕別南コミセンと北コミセンで例会を開いているというようなことでございます。

町といたしましても21年度、本年度幕別、札内、忠類で体験講習会を開催いたしまして、合計58人の方が参加しておられます。

今後そういうサークル的なものの組織化を育成していったって、介護予防に努めてまいりたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 取組みについては、了解いたしました。

それでマックネットさんですか、会員の方がいらっしゃって、フマネットの運動については町内も含めて全道、全国に広がっているというふうに思いますので、その広まりの陰には先ほど言われました民間の方々の協力は必須だとも思えます。

ちょっと見てみると、町内でのインストラクターですとか、サポーターに登録されている方々がいらっしゃって、21年の4月現在では11名程度ですかいらっしゃるのですが、先ほど課長からも言われたサークル的な団体の育成支援も含めてサポーター養成、合わせてその費用面だとか人員の拡充について、もう少しどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） このフマネット言うなれば何と申しましょうか、一つのスポーツと言うか卓球のような感じで捉えていただければと思います。

非常に導入部分はやさしいと、あと生活習慣的に続けてすることで認知の予防とか、運動機能の向上に繋がるということでして、あくまでもその自主的に行っていただきたいというのが私どもの考えでございます。

ただネット自体が3万1,500円と若干高価でございますので、それに対する支援は何か形があればなと思っています。

ただサポーターとかインストラクターの講習うけるのもお金掛かりますし、またそれ以降登録が確か毎年2,000円くらい掛かります。

そういう方たちでないと普及はできないということになっていますので、今おっしゃったようにそういうネットを購入する場合には、そういう支援というものが考えてまいりたいと思っていますけれども、それ以外のものについてはそれぞれ個人のご努力の中でやっていっていただきたいと考えております。

○委員長（野原恵子） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 取組まれている人には、本当に敬意を表したいと思います。

費用面のことでもそうなのですが、これを単一で介護予防にあたっている訳ではないというふうには思いますけれども、理学療法的と言うのでしょうか、そういったところから他の介護予防事業で行われる運動と連携して、幅広く介護予防に役立つと思いますので、またしっかりと予算措置をお願いしたいというふうに思います。

フマネット運動そういったレクリエーション的な側面も備えているというふうにも思いますので、そういうふうな観点でいきますと町内で福祉サロンがどこかにこういったことが活用されながら開設されたらいいなというふうにも思いました。

その辺には、期待を込めて福祉課の方々には頑張っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 今、委員さんの方からご提案のありましたこと検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） 2点質問させていただきたいというふうに思います。

一つ目は、70ページ目の1款保険料、第1号被保険者保険料に係わることになってくるのだというふうに思いますけれども、介護保険制度もこの制度ができて今10年目が終了しようとしている訳であります。

幕別町においても、第4期計画の1年目が終わろうとしていて、この1年目は介護保険料の値上げもありまして、さまざまな第1号被保険者の方々の皆さんの生活にも影響を与えたのではないかなというふうに推察いたします。

今年度の滞納状況について、介護保険料の滞納状況についてお教えていただきたいというのが、まず1点目であります。

2点目は、77ページ東十勝介護認定審査会、それから79ページの主治医意見書作成手数料認定調査等費などですね、その部分に係わってお尋ねしたいというふうに思っております。

東部4町で認定審査会をつくって、そして運営をされているわけでありまして、認定審査会の委員の皆さんと、それから町の担当者の関係ということになりますけれども、情報交換ですとか、研修だとか行われているとすれば、どのように行われているのか、そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 1点目の滞納の状況でございますが、21年度で申し上げますと2月26日現在未納ということで申し上げますと、合計で69の方が177万6,000円が現年度で未納となっております。

階層別では、第一段階の方が2人と、第二段階で23人、第三段階で3人、第四段階で12人、第五段階で12人、第六段階で9人、第七段階で8人、第八段階は0人でございます。

それから審査会の委員と職員の関係と言うことでございますが、審査会の委員15人おります。

東部4町からそれぞれお医者さんとか、福祉関係の方に担っていただいております、審査会委員

の研修につきましては、毎年1回十勝支庁の方で行われておりまして、そこには毎年全員参加しているところがございます。

以上です。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） まず滞納状況についてお答えいただいた訳ですけれども、69の方が滞納されている、そのようなご答弁でありました。

介護保険制度のことで言いますと、先ほどからも一般会計の総括質疑で増田議員も意見を述べられておりましたけれども、やはり減免制度が必要な制度なのではないかなというふうに考える訳です。

例えば、国民健康保険でしたら、7割、5割、2割と保険料の減免制度がある、そして状況の中では町長の判断の下、医療費の自己負担分も掛からないで済むというような、そんなことも定められている。

後期高齢者医療制度についても、9割、8.5割、5割、2割と保険料そのものの減免制度がある訳ですけれども、介護保険料については、そういった制度がなくて今回第4段階の標準額は、今まで従来のものよりも第3期よりも500円ということの値上げでありましたけれども、やはりこの500円と言うのが、月額500円の増額といっても大変65歳以上の高齢者の方の大きな負担になっている、こんな実態が浮かんでまいります。

減免について、制度を設けること、保険料の減免について制度を設けることについてお考えをお伺いしたいというふうに思います。

それからもう1点の方でありますけれども、昨年12月の議会の中で、主治医意見書作成手数料121万3,000円を補正したということがありました。

結局これはどういうことだったかと言いますと、国の要介護認定の変更が4月にあって、今までと違う認定結果に出るそういった認定の仕方になってしまったと、それを助けるにあたって、認定を受ける方の希望をとって、前の認定の度合いと同じにしてほしいとか、そういった事前の希望を取る中で要介護認定の結果、結果が違ったときには、半年間の認定という結果になって、ですから要介護認定のサイクルが速まってしまって、主治医意見書、書いてもらう機会もそれに伴って増えた、そういった結果によるものでした。

今回も昨年度に比べて、この部分の主治医意見書の手数料の有無については、予算を多く見積もっていらっしやいますけれども、この辺のところでも十勝審査会の委員の皆さん方に情報提供をしていくようなことも必要なことではないかなというふうに思いました。

もうちょっと言いますと、もちろん認定審査会の委員の皆さんが、医師や歯科医師や医療や介護の分野で活躍されている経験者の方々が厳密な資料の下で結果を出しているということちゃんと踏まえての発言ということになりますので、そのことはご理解いただいて、幕別町の場合は、要介護認定の結果、その認定の期間ですね、新規の認定の場合は介護保険法の下、半年以内というふうに決まっておりますけれども、その後の更新認定は実際の裁量で3カ月から24カ月、この期間を認定期間として介護保険証を再交付するというようになってくるわけです。

幕別町の場合は、1年と言う期間で出されるケースが大変多いのだというふうに思います。

2年のケースがどれだけあるかということは、この後ちょっとお答えになってください。

2年のケースが非常に少ないのだと思うのです。

ほかの審査会で言うと、結構2年というのが介護状態が変わりづらい、例えば要介護5だとかいう人でしたら、結構だいたい2年だし、介護度の低い人も例えば1とか2とかという人でも2年というサイクルで介護保険証が出る、そんなことがあるのです。

ですからそのことは、介護保険のサービスを受けるにあたっては、あまり支障がない訳なのです。

もし、変われば、要介護状態が変わればケアマネジャーがまた認定のし直しを申請しますし、2年のサイクルで出ること大きな問題ではないのだというふうに思っている訳です。

そのところで、認定審査会の委員の皆さま方に、情報提供をしてそういった判断をしていただく

ようなことがあるとすれば、この部分で主治医意見書の発行する金額が、枚数が、おのずと変わってくるそんなふうを考える訳です。

もちろんそのことによって、保健課の介護支援係、要介護認定に携わる職員の皆さま方の動きも変わってくる。

もし協力が得られるのであれば、そんなメリットもある。

こんなふうにして発言をしておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） まず減免制度の関係でございますけれども、委員おっしゃられるように国民健康保険税にしても、後期高齢者にしてもそれぞれ軽減措置があると。

ご存知のとおり、介護保険料につきましても第1段階・第2段階の方は通常の介護保険料の0.5半分と、5割ということになっておりますし、第4期におきましては、ちょっと裕福な方には負担いただくということで、第8段階まで細かく設定いたしまして、低所得者の方へのご負担を少し軽くしたということもございます。

40歳以上の方が全員、ご負担していただくということで成り立っている介護保険制度でございますので、一律的な減免についてはこれはやはりふさわしくないだろうと、適切に負担能力を判断しての減免になりますので、個別にそういうことがあればご相談していただきたいというふうにしてまいりたいと思います。

それから、介護認定の期間の関係でございますが、おっしゃられるように24カ月であれば、経費的にも確かに少なく済む訳でございますけれども、今まで私どもの方では重度の安定した場合は24カ月と言うのが大半を占めておりますが、やはり軽い、軽度のうちにおきましては、変化するであろうということで、初回は6カ月、その後12カ月というようなことを協議して行っておりますが、ほかの審査会の状況なのかもちょっと調査してみたいと思っております。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 二つ目の回答の部分のほかの審査会も調べたうえでと、相談してみたいというご回答でありましたけれども、ぜひ私の発言も裏付けをとっていただいて、そして委員の先生方にそういった情報提供もしていただいて、判断をいただくということになりますけれども、礼を尽くしてお話をさせていただくことが大変改善に繋がるのではないかと思いますので、ぜひ詰めていただきたいというふうに思います。

一つ目のところ、8段階まである、そのことは承知しておりますし、これも累進課税のようなもので、多くあれば所得があれば多く払う、今まだその段階のことであって、それだけでは決して減免になるというふうには言わない中身なのだというふうに思う訳なのです。

そこで質問ですけれども、今個別に相談をしてほしいと、一律にはできないので個別に相談してほしいということがありましたけれども、個別に相談することで何か減免ということに繋がるものというのはあるのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 保健課長。

○保健課長（羽磨知成） 一応条例におきましては、生計中心者の死亡、障害、入院、失業、事業等の休・廃止等いわゆる突発的な災害的なものに対しては、減免措置というのはございます。

○委員長（野原恵子） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） わかりましたけれども、繰り返しになりますけれどもこの介護保険のような結局は後期高齢者医療保険料よりも、また国民健康保険よりも減免制度がないことによって、一番高齢者の方に負担を、負担感を感じさせるそんなものになっている実態がありますので、町独自の保険料の減免について、ぜひ検討していただきたいなということを発言させていただいて終わります。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 介護保険特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、

以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第8号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第8号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

100ページをお開きください。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,063万4,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、101ページ、102ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、103ページ第2表地方債のとおりであります。

103ページをお開きください。

第2表地方債であります。

地方債の本年度の借入予定額といたしましては、幕別簡水整備事業の3,000万円、忠類簡水整備事業の9,800万円、忠類東部地区道営畑総事業の6,180万円であります。

なお、起債の償還利率、償還の方について記載のとおりであります。

次に、109ページの歳出へいきまして、109ページになります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額4億6,053万4,000円であります。

本目は簡易水道施設の給水経費と施設整備に係る経費であります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

110ページへいきまして、13節の委託料、細節1は幕別水道施設管理委託料であり、本年度からは忠類地域の簡易水道の施設を含めて一括管理を行うものであります。

111ページへいきまして、15節幕別簡水、忠類簡水の施設整備工事等であります。

19節負担金補助、細節4は、忠類東部地区道営畑総事業負担金であります。

112ページへいきまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円であります。

次に歳入についてであります。

106ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、予算額は1,000円であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、本年度予算額は7,570万7,000円あります。

本目は幕別地区4簡水と忠類地区の1簡水の水道使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で、設計手数料であります。

107ページいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額1億9,402万4,000円で一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては予算額10万円あります。

5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額は100万円あります。

2項雑入、1目雑入、予算額1,000円あります。

108ページへいきまして、6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額1億8,980万円あります。

これは第2表で説明をいたしました工事に係ります起債であります。

以上で簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） お諮りいたします。

本日の会議は、各会計予算の審査が終了するまで延長したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（野原恵子） それでは説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

増田委員。

○委員（増田武夫） 一つお伺いしておきます。

忠類の東部地区の工事が進められています、いつ全部完成する予定なのかお聞きしておきます。

○委員長（野原恵子） 経済建設課長。

○経済建設課長（細澤正典） 東部地区の水道の供用開始ですけれども、23年秋の供用開始を予定しております。

申しわけございません。

22年秋の供用開始でございます。

申しわけございません。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 時期、供用開始になるのですが、この際ちょっと検討してほしいということで申し上げる訳ですが、前にも申し上げましたけれども、畜産酪農の水の利用はこの簡易水道が主だというふうに思います。

そうした中で、農業用の水の料金は若干引き下げにはなっている訳ですけれども、しかしながらやはり牛は水はたくさん飲みますし、いろいろな器具の洗浄その他でもたくさん使う訳です。

そうしたことを考えますと、酪農畜産などの経営の支援という意味で町として、もう少し引き下げを行うべきではないかと。

それがなかなか農業に対する具体的な支援というのは町村の場合できないわけですけれども、そうした料金の支援が非常に大切でないかというふうに思う訳です。

ぜひ、それを検討願いたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 簡易水道営農用ということでは、一般料金からみますと20トン以上になりますと122円と約6割程度の料金をいただいて現在いるという状況でございます。

それで多くの水を使うということでは、委員言われる中身は十分理解はできるのですが、この簡易水道そのもの事態、先ほど説明させていただきましたように、一般会計からも繰り入れているという意味では、かなりの料金が6割程度をいただいているという意味では、今のところ要望としては分かりますけれども、今のところ改正の考えはございません。

○委員長（野原恵子） 増田委員。

○委員（増田武夫） 確かに122円という形の引き下げはあるのですが、今結構200トン、300トンと使うのです。

そうなりますと、年間やはり何十万というような負担にもなってくるので、そうした点では、そうしたことを農業振興の意味から、確かに簡水の料金は大変だと思うのですが、ぜひ農業振興という意味でそれをぜひ検討してほしいと、そのことを。

○委員長（野原恵子） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 簡水につきましては、合併時の協議によりまして当時150トンつかう場合で約2万円を引き下げるような、そういう特に酪農に配慮をした合併協議がなされている、今日に至っているわけであります。

これ以上のさらなる産業振興、農業振興策としての引き下げと申しますか、助成と言うのでしょうか、それにつきましては、これは確かに基幹産業農業でございまして、非常に大事な産業であるというふうに私も認識をしておりますけれども、ただ他にもいろんな産業ある中で、農業だけ水道料金を下げる、助成をするということが果たして産業振興上の施策としていかなものかということがございます。

農業振興につきましては水道料ということではなくて、他のやはりその経営対策というよりも生産振興に力を入れた施策を組立てていきたいなというふうに思っております。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 簡易水道特別会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第9号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第9号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明をいたします。

120ページをお開きください。

第1条では歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,080万3,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、121ページ、122ページの第1表、歳入歳出予算のとおりであります。

第2条の起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、123ページ第2表地方債のとおりであります。

123ページになります。

なお、本年度の借入れ予定としましては、公共下水道建設事業では、8,300万円、十勝川流域下水道建設事業としては、建設事業負担金870万円を予定しております。

また、資本費平準化債につきましては、先行投資分に係ります企業債相当額の一部を、一定期間後年次に繰り延べる起債であります。本年度の元金分で2億4,910万円、利子分で1億1,390万円、下水道事業の特別処置分として6,730万円であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、ここに記載のとおりであります。

次に、129ページの歳出へいきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額は7,954万2,000円であります。

本目は下水道施設の管理経費と複合事務組合等への各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。

2節から4節につきましては、担当職員1名分の人件費であります。

130ページになります。

21節貸付金につきましては、水洗化便所の改造資金として貸し付けするものであります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額は1億5,163万7,000円です。

本目は、下水道事業に係ります担当職員2名分の人件費、及び工事費、並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

131ページへいきまして、13節委託料の細節5は、汚水雨水の台帳作成業務、細節6につきましては、札内中継ポンプ場機械電気設備更新の実施設計、細節7は幕別町浄化センターの長寿命化実施計画策定業務、細節8は公共下水道事業全体契約変更に伴う認可変更申請書の作成委託料であります。

132ページへいきまして、15節工事請負費の細節1は共栄町、中央町、緑町の汚水管渠新設工事、及び南町の汚水管移設工事、細節2は中央町、緑町の雨水管新設工事であります。

細節3は札内中継ポンプ場機械電気設備工事の更新工事であります。

19節負担金補助及び交付金、細節3は十勝川流域下水道事業建設事業費の負担金であります。

22節補償補填及び賠償金は水道管1件の移設補償費であります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額は6,961万4,000円です。

本目は、幕別処理区の浄化センターの維持管理費でありまして、年間処理量は64万トンです。

133ページへいきまして、2目札内中継ポンプ所管理費、本年度予算額は1,372万9,000円です。

本目は、札内処理区の汚水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するため中継ポンプ場の維持管理経費でありまして、年間圧送量につきましては145万トンです。

3目管渠維持管理費、本年度予算額は1,008万8,000円です。

本目はすでに整備をいたしました汚水、雨水管渠及び雨水排水ポンプ場の維持関係費であります。
134ページへいきまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額6億6,687万2,000円であります。

135ページへいきまして、2目利子、予算額2億1,922万1,000円であります。

これは起債償還の利子であります。

4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10万円であります。

次に、歳入についてです。

126ページをお開きください。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額151万3,000円あります。
公共下水道の受益者負担金であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算額2億9,306万7,000円あります。
幕別、札内両処理区に係ります、下水道使用料であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費補助金、予算額4,450万円で、下水道建設事業
に対します国庫補助金であります。

127ページへいきまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金 予算額2億8,456
万5,000円あります。

一般会計からの繰入金であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円あります。

6款諸収入、1項貸付元利収入、1目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額500万円で水洗改造
等の貸付金の元金収入であります。

2項雑入、1目雑入、予算額135万8,000円あります。

下水道施設の移設補償費等であります。

128ページへいきまして、7款町債、1項町債、1目都市計画事業債、2目資本費平準化債、3目下
水道事業債及び4目借換債につきましては、先ほど第2表の地方債で説明を申し上げました起債の内
容であります。

以上で公共下水道特別会計の予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 公共下水道特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以
上をもって終了させていただきます。

次に、議案第10号、平成22年度幕別町、公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（増子一馬） 143ページをお開き願います。

議案第10号、平成22年度幕別町公共用地取得特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,749万円と定めるものであります。

また、第2項で歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、144ページ及び145ページの歳入
歳出予算によるものとするものであります。

それでは、はじめに歳出からご説明を申し上げます。

149ページをご覧ください。

歳出、1款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,720万円。

23節の起債償還元金で、平成11年度に札内9号南通街路樹整備事業の用地の取得、及び移転の補償
のために借入をしました、公共用地先行取得債の起債償還元金であります。

2目利子、本年度予算額19万円、起債償還利子であります。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、10万円予備費であります。

次に、歳入であります、148ページをご覧ください。

1 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1,739万円であります。

起債償還元金及び利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、10万円あります。

以上で公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 公共用地取得特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第11号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第11号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

151ページをお開きください。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,446万6,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、152、153ページの第1表の歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、154ページ第2表の地方債のとおりであります。

なお、本年度の借入を予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として20基分の4,120万円を予定しております。

歳出へいきまして、159ページになります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は489万6,000円あります。

本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21節につきましては、水洗化便所の改造資金として1件50万円を限度として貸し付けするものであります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、本年度予算額は5,881万3,000円あります。

本目は個別排水処理に係ります担当職員1名分の人件費と160ページへいきまして、本年度設置を予定しております公共施設1基を含める20基分の建設経費であります。

161ページへいきまして、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は4,545万3,000円あります。

本目は、本年度建設分も含め、幕別地区の545基、忠類地区の74基、合計619基分の維持管理経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額3,415万3,000円で起債の償還元金であります。

2 目利子、本年度予算額2,105万1,000円で起債償還利子であります。

162ページへいきまして、4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額10万円あります。

次に、歳入についてです。

157ページをお開きください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金、本年度予算額283万円あります。

これは、20基分の受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は2,322万7,000円あります。

これは本年度分実施分を含めた、619基分の使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 本年度予算額9,300万9,000円で一般会計からの繰入金であります。

158ページになります。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算額10万円であります。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗化便所改造資金貸付金元利収入、本年度予算額は400万円で貸付金の元金収入であります。

2 項消費税還付金、1 目消費税還付金、本年度予算額10万円で、前年度分の消費税精算還付金であります。

6 款町債、1 項町債、1 目排水処理施設整備事業債、本年度予算額は4,120万円で20基分の設置に対します起債であります。

以上で個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 個別排水処理特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第12号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第12号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明をいたします。

169ページをお開きください。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,718万5,000円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、170ページ、171ページの第1表のとおりであります。

176ページの歳出へいきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額は46万6,000円であります。

本目は農業集落排水事業に係ります事務的経費のほか、消費税が主なものであります。

2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費、本年度予算額は3,073万8,000円であります。

本目は忠類処理区の浄化センターの維持管理経費であり、年間処理量は11万トンを予定しております。

2 目排水処理施設管理維持管理費、本年度予算額は114万7,000円であります。

本目はすでに整備をいたしました、汚水管渠1万4,467メートル、マンホール397カ所、汚水枳483カ所分の維持管理経費であります。

3 款公債費、1 項公債費、1 目元金、本年度予算額は2,686万円であります。

178ページへいきまして、2 目利子、本年度予算額は787万4,000円であります。

4 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算額10万円であります。

次に歳入についてであります。

174ページをお開きください。

1 款使用料手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料、本年度予算額は1,611万8,000円あります。

忠類処理区に係ります排水処理施設使用料であります。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額は10万1,000円あります。農業集落排水事業償還基金の利子であります。

3 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金、本年度予算額は289万6,000

円であります。

農業集落排水事業起債繰入金の元金及び利子のうち、その償還の一部に充てるものであります。

175ページへいきまして、2項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額は4,797万円であり、一般会計繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額10万円であります。

以上農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（野原恵子） 農業集落排水特別会計予算につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第13号、平成22年度、幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 議案第13号 平成22年度幕別町水道事業会計予算について、説明をいたします。

181ページをお開きください。

初めに第2条、業務の予定量であります。給水戸数8,400戸、年間総給水量228万1,000トン、1日平均給水量6,249トンであります。

主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に第3条、予算の収益的収入及び支出の予算額であります。収入の第1款事業収益は5億4,401万円であります。

支出の第1款事業費は、6億3,934万8,000円であります。

次に第4条の資本的収入および支出の予定額であります。

収入の第1款、資本的収入は5,692万円であります。

支出の第1款、資本的支出は、2億1,912万1,000円であります。

第4条資本的収入額は、資本的支出額に対して不足する額、1億6,220万1,000円は当年度損益勘定留保資金1億6,220万1,000円で補填するものであります。

182ページへいきまして、第5条の企業債であります。起債の目的および限度額につきましては、配水管布設整備事業の4,230万円であります。

次に第6条の議会で議決を得なければ流用することができない経費であります。職員給与費3,854万円あります。

次に第7条の棚卸資産購入限度額は359万7,000円と定めるものであります。

次に200ページをお開きください。

平成21年度幕別町水道事業の決算見込みにおける、損益計算書であります。営業利益がマイナス5,950万5,000円、営業外利益が1,419万6,000円となり、当年度純損失は4,530万9,000円となり、前年度繰越欠損金9億7,867万円を加え、当年度未処理欠損金は10億2,397万9,000円となる見込みであります。

196ページに戻りまして、平成22年度幕別町水道事業会計の予定貸借対照表であります。

197ページの5、剰余金、(3)欠損金の繰越欠損金は、10億2,397万9,000円で、平成22年度の欠損金の見込み額は9,689万9,000円となり欠損金の累計額は11億2,087万8,000円となる見込みであります。

平成22年度において、9,689万9,000円の純損失が生じることとなる主な要因は、拡張事業による減価償却費のほか、国の高料金対策繰出基準が毎年改定され、現時点では該当するかどうか不透明でありますことから、一般会計からの繰り入れを計上していないことによるものであります。

次に、184ページをお開きください。

収益的支出であります。

1款水道事業用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額は2億3,377万9,000円で、本

目は企業団からの受水費等が主な経費であります。

28節負担金であります。細節1の施設利用拡大負担金につきましては、帯広市より譲り受けました責任水量4,000トンに対します帯広市への現金精算に要する費用であります。

29節受水費は、十勝中部広域水道企業団からの受水費用で、基本料金につきましては、1トンあたり1万2,000円で責任水量1万300トン分、従量料金につきましては、1トンあたり35円、1日6,500トンの365日分であります。

2目排水管及び給水費、本年度予算額は3,182万7,000円で、本目は職員1名分の人件費と排水及び給水に係る経費であります。

13節委託料は、水道台帳修正業務、上水道施設管理業務等であります。

185ページへいきまして、16節修繕費は、配水管漏水修理が主なものであります。

5目総係費、本年度予算額は4,049万5,000円で、本目は職員2名分の人件費と事務管理経費であります。

186ページへいきまして、6目減価償却費、本年度予算額は2億4,422万3,000円であります。

本目は有形無形固定資産の減価償却費に係る経費であります。

187ページへいきまして、7目資産減耗費、本年度予算額は548万円。

本目は構造物、機械及び装置に係る除却費と施設撤去費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、本年度予算額は7,255万4,000円で、本目は企業債利息であります。

3目消費税および地方消費税、本年度予算額は1,079万円であります。

5目雑支出予定額は10万円あります。

4項予備費、1目予備費、本年度予算額は10万円あります。

次に、前に戻りまして、183ページをお開きください。

収益的収入であります。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予定額は5億1,296万円、本目は給水戸数8,461戸分に係る水道使用料であります。

3目その他営業収益、919万5,000円は加入者負担金が主なものであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予算額は1万円で預金利息であります。

7目雑収益、本年度予算額は2,184万5,000円で、下水道会計からの収益及び管理業務に係ります、受託収入であります。

次に189ページをお開きください。

資本的支出であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、本年度予算額は7,048万8,000円であります。

本目は配水管布設等に係ります工事請負等であります。

26節工事請負費であります。細節1の配水管布設は、札内鉄道北沿線通ほか8路線の布設工事費であります。

細節2は道路工事、下水道工事に伴う3路線の水道管移設工事であります。

2目営業設備費、本年度予算額は3,429万2,000円であります。

本目は検定満了量水器取替に係る費用であります。

4項企業債償還金、1目企業債償還金、予算額は1億1,434万1,000円で企業債に係ります元金償還金であります。

次に、188ページへ戻りまして、1款資本的収入、1項企業債、1目企業債、本年度予算額は4,230万円でありまして、配水管布設に伴う企業債であります。

6項負担金、1目負担金、本年度予算額は1,462万円、道路工事、下水道工事等に伴います水道管移設工事負担金であります。

以上、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（野原恵子） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 197ページ、欠損金のことでお尋ねいたします。

当年度の純損失について、9,689万ですね、高料金対策に係わる、その確定がまだ定かでないので、このようになったというような説明ではなかったかと思うのですが、それはいつ確定するのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） この高料金対策として、普通交付税で算入される関係が影響しているというご説明がありましたけれども、普通交付税のいうなれば補正係数あるいは高料金対策の数値が固まるのは7月頃ということになるかと思えます。

有収水量ですとか、給水原価ですとか、その辺が決まってくるのは7月頃だというふうに思っております。

以上です。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これまでも、累積欠損を多額に抱えてきたわけですがけれども、先日下水道料金の審議をさせていただいた際にも、この高料金対策に係わるお金が確定して町に入ってくるかどうか、水道事業会計には大変大きなウエイトといいますか、影響を与えるということでした。

これが見通しとしては、確定されるというふうに押さえたのですけれども、そういう見通しを持って判断していったいいのかどうか。

過去に、平成20年のときに、料金改定した場合にも、ここでは高料金対策費が入らなかったのだということがありました。

つまり、町の経営だけで決められるものではなくて、あくまでもそのお金を出す側、出す側のその判断で決まってくるウエイトが大きいと思いますので、この見通しは果たしてどうなのかと、7月に決まるというのだけれども、入ってくるというふうに押さえていいのかどうか伺います。

○委員長（野原恵子） 水道課長。

○水道課長（田中光夫） 水道料金の改定につきましては、平成20年度に実施させていただいているわけですが、その前段として19年度にご審議をいただいたわけですが、あくまでもその平成20年度の高料金対策補助金を算定する根拠となる数字が確定しないことから、その時の見通しとしては平成20年度には繰り入れていないということでした。

その後、確定いたしまして平成20年度につきましては、3,639万5,000円の算入がございまして、平成21年度につきましては、7,273万1,000円の繰り入れが実際にございましたが、平成22年度については先ほどの説明のとおり、まだ確定していないということから、まだ見込んでいないということになります。

○委員長（野原恵子） 暫時休憩いたします。

○委員長（野原恵子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 9,000万の赤字に対して、例えば7,000万が入ってきたとしても赤字ですね。

要は、これからの水道事業がどんなふうになっていくかということの心配があるものですからお尋ねをするのですけれども、20年に料金改定をして、そして今回22年度の下水道料金改定をしたと。

さらに今後、これまでの説明ですと、料金改定が続いていくような説明がずっと続いていたのです。

ですけれども、先日の産建常任委員会の中の説明では、高料金対策費が見通しとして入ってくる見込みが大きいというようなこともあって、今後はその料金の引き上げということにはなっていないだろうという説明をいただきました。

そういうこともあって、下水道の審議もしてきた訳ですがけれども、そういう見通しをもって、

いいのでしょうか。

○委員長（野原恵子） 水道部長。

○水道部長（高橋政雄） 確かに言われるとおりの20年度に改定をさせていただいた19年度の段階での試算の中では、いわゆる料金収入の2分の1程度は流動資産としてなければ、借入金などをして運営をしていかなければならないということで、そこでまた料金改定があるかもというお話をさせていただいたところであります。

現在、先ほど課長の方からありました20年度の高料金対策3,600万、さらには平成21年度では7,000万ほどの見込みで高料金対策が対象になるということの見込みをしていきますと、今のところ試算の中では、さらに3年から4年、5年、先ほど言いました料金収入の2分の1を流動資産として持っているという計算の中では、その辺まではまだいける状況にあるかと思えますから、後年次に料金の方は考えていかなければならない。

さらには、もう1点大きなところがありまして、十勝中部の方も昨年、下水道と同じく繰上げ償還をさせていただいたということがございまして、受水費そのものが下がってくるという見込みがございまして、さらにその辺では大きな金が減ってくるということになりますので、後年次の方にまだ伸ばしていけるのではないということになりますと、今のところではこの4、5年については、料金等もいじらない形なので運営をしていく。

さらには、その先ずっと見ていくという状況の中では、10年ほどになりますけれども、段々減ってきた中では黒字経営にもなっていくという状況の見込みであります。

○委員長（野原恵子） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そういうふうには、説明をいただきましたので、そうであればそうなのだろうというふうにするのですが、心配したのは、今のこの現時点でも累積赤字は増えていくわけですよね。

でも将来は、大丈夫なのだ、大丈夫なのだというふうに言われても、なかなかそこが本当なのかということになってしまう訳です。

だから今の部長のお答えを今後見通しがあるということでもありますから、当分は水道料金は上がらないというふうには押さえまして質問を終わりたいと思います。

○委員長（野原恵子） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

水道事業会計予算につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、これで質疑を終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

○委員長（野原恵子） お諮りいたします。

議案第3号、平成22年度幕別町一般会計予算は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立多数）

○委員長（野原恵子） 起立多数であります。

したがって、平成22年度幕別町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第4号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○委員長（野原恵子） 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立多数)

○委員長(野原恵子) 起立多数であります。

したがって、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。

議案第5号、平成22年度幕別町老人保健特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。

議案第6号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立多数)

○委員長(野原恵子) 起立多数であります。

したがって、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。

議案第7号、平成22年度幕別町介護保険特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(起立多数)

○委員長(野原恵子) 起立多数であります。

したがって、平成22年度幕別町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。

議案第8号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。

議案第9号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○委員長(野原恵子) 起立多数であります。

したがって、平成22年度幕別町公共下水道特別会計予算は原案のとおり可決されました。
次にお諮りいたします。

議案第10号、平成22年度幕別町公共用地取得特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第11号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第12号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立多数)

○委員長(野原恵子) 起立多数であります。

したがって、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

議案第13号、平成22年度幕別町水道事業会計予算は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○委員長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本特別委員会に付託されました、平成22年度幕別町各会計予算の審議が全て終了いたしました。

委員会の閉会にあたりまして、ひとことお礼を申し上げます。

本委員会が設置され、本日まで各委員におかれましては平成22年度の各会計予算案及びその施策について、終始熱心にご審議をいただきました。

また、理事者並びに説明員におかれましても委員会の円滑な運営にご協力をいただき誠にありがとうございました。

不慣れな委員長でありましたが、皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託された、新年度の各会計予算案の審査が無事終了することができました。

心より感謝を申し上げ、簡単ですがお礼の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

これをもって、平成22年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

18:04 閉会